

# 教 職 員 研 修 の 手 引

島 根 県 教 育 委 員 会

平成 3 1 年 4 月



# は じ め に

平成から次の時代へ。この節目に、教育をめぐる環境も大きな変化の時を迎えています。社会のグローバル化やA I 導入が急速に進む中で、学校には、新学習指導要領の実施に向けて、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道德教育の充実、小学校からの外国語教育、I C T活用、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童生徒への対応、そして「チームとしての学校」など、新たな推進項目が示されました。また、人口減少問題に直面する本県においては、地域の将来を担う人材の育成が重要な課題であり、教育には大きな期待が寄せられています。

社会の変化や時代のニーズに応え、学校の教育力・組織力を向上させるためには、一人一人の教職員の、職務やキャリアに応じた資質能力の向上が不可欠です。まさに、「教育基本法」「教育公務員特例法」に謳われた「研究と修養」の充実が強く求められていると言えます。

島根県教育委員会は平成30年2月に「島根県公立学校教育職員人材育成基本方針 ～学び続ける教育職員を目指して～」を策定し、キャリアステージと職に応じた育成指標を示しました。島根県教育委員会が実施する教職員研修は、この育成指標をふまえ、島根県の教職員に求められる資質・能力の育成に資するよう、プログラムの改善を進めています。

研修には、大きく分けて「自己研修」、「校内研修」、「校外研修」の三つがあり、それぞれの良さがあります。この冊子は、新任教職員はもとよりすべての教職員の皆さんに自己研修や校内研修の資料として活用していただくために作成しました。普遍的な課題、時代の変化に応じた課題、そして本県ならではの課題など、さまざまな項目についてできるだけコンパクトにまとめ参考資料も掲載しています。各学校において、この冊子が日常的に活用され、効果的な研修が進められることを期待しています。

平成31年4月

島 根 県 教 育 委 員 会  
(島根県教育センター)

# 目次

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| <b>第1章 島根がめざす教育</b>                      |    |
| 1 基本理念                                   | 2  |
| 2 島根の教育目標と重点目標                           | 2  |
| <b>第2章 教職員の職務と研修</b>                     |    |
| <b>1 教職員に求められる資質・能力</b>                  |    |
| 1 豊かな人間性と職務に対する使命感                       | 6  |
| 2 子どもの発達の支援に対する理解と対応                     | 6  |
| 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度                    | 7  |
| 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力                  | 7  |
| 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力                     | 7  |
| 6 教諭等のキャリアステージに応じた育成指標                   | 8  |
| 7 管理職（副校長・教頭、校長）の育成指標                    | 9  |
| 8 学校事務職員の育成指標                            | 10 |
| <b>2 教職員としての心構え</b>                      |    |
| 1 やりがいのある教職員のつとめ                         | 11 |
| 2 期待される教職員像                              | 11 |
| 3 実践で教える教職員                              | 11 |
| 4 とりまくものの大切さ                             | 11 |
| 5 教職員の温かさと厳しさ                            | 12 |
| 6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ                            | 12 |
| 7 地域社会とともに子どもを育む教職員                      | 12 |
| 8 組織の一員としての教職員                           | 12 |
| <b>3 教職員と研修</b>                          |    |
| 1 研修の意義                                  | 13 |
| 2 人材育成の機会                                | 13 |
| 3 研修の種類                                  | 14 |
| <b>第3章 学校の教育活動の計画と組織運営</b>               |    |
| <b>1 教育課程</b>                            |    |
| 1 教育課程の捉え方                               | 16 |
| 2 学習指導要領                                 | 16 |
| 3 教育課程の編成・実施に当たって                        | 16 |
| <b>2 児童（生徒）指導要録と通信票</b>                  |    |
| 1 児童（生徒）指導要録                             | 17 |
| 2 通信票                                    | 17 |
| <b>3 学級経営</b>                            |    |
| 1 学級経営の基本                                | 18 |
| 2 学級経営案の作成と活用                            | 19 |
| 3 家庭との連携                                 | 20 |
| 4 日常の指導                                  | 21 |
| <b>4 学校評価</b>                            |    |
| 1 学校評価の目的                                | 22 |
| 2 学校評価と情報提供に関する規定                        | 22 |
| 3 学校評価の種類・位置付けと<br>PDCAサイクルに基づいた学校評価システム | 22 |
| 4 手段としての学校評価                             | 23 |
| 5 実効性の高い学校評価の推進                          | 23 |
| <b>5 学校マネジメント</b>                        |    |
| 1 学校マネジメントとは                             | 24 |
| 2 マネジメントの種類                              | 24 |
| 3 学校マネジメントの実際                            | 25 |
| <b>6 カリキュラム・マネジメント</b>                   |    |
| 1 カリキュラム・マネジメントとは                        | 26 |
| 2 カリキュラム・マネジメントの全体像                      | 26 |
| 3 カリキュラム・マネジメントの基本的な方法                   | 27 |
| <b>7 教職員のメンタルヘルス</b>                     |    |
| 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題                      | 28 |
| 2 予防的取組                                  | 28 |
| 3 復職支援                                   | 30 |
| <b>8 危機管理</b>                            |    |
| 1 学校における危機管理                             | 31 |
| 2 学校安全                                   | 32 |
| 3 学校保健・学校給食                              | 34 |
| 4 教職員における危機管理                            | 36 |
| <b>第4章 各教育活動</b>                         |    |
| <b>1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成</b>                 |    |
| 島根県が定義する「学力」                             | 38 |
| <b>2 授業づくり</b>                           |    |
| 1 学力・学習状況に係る本県の状況                        | 39 |
| 2 課題解決のための授業改善の視点                        | 39 |
| 3 学習評価                                   | 40 |
| <b>3 言語活動の充実</b>                         |    |
| 1 なぜ言語活動の充実か                             | 43 |
| 2 言語活動を充実するために                           | 43 |
| <b>4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善</b>       |    |
| 1 「主体的・対話的で深い学び」とは                       | 45 |
| 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点              | 45 |
| <b>5 道德教育</b>                            |    |
| 1 道德の教科化について                             | 47 |
| 2 教育活動全体を通じて行う道德教育                       | 47 |
| 3 道德科の目標                                 | 47 |
| 4 道德科の評価                                 | 48 |
| 5 高等学校における道德教育                           | 49 |
| 6 特別支援学校における道德教育                         | 49 |
| <b>6 特別活動</b>                            |    |
| 1 学習指導要領の改訂                              | 50 |
| 2 小・中学校における特別活動                          | 50 |
| 3 高等学校における特別活動                           | 51 |
| <b>7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間</b>             |    |
| 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容             | 53 |
| 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価                 | 53 |
| 3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導               | 53 |
| <b>8 学校図書館活用教育</b>                       |    |
| 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ                     | 55 |
| 2 学校図書館を活用した学習の充実による<br>情報活用能力の育成        | 55 |
| 3 計画的な読書活動指導の推進                          | 55 |
| <b>9 主権者教育</b>                           |    |
| 1 主権者教育の必要性                              | 56 |
| 2 主権者として求められる資質・能力                       | 56 |
| 3 実践的な学習活動                               | 56 |
| 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点                   | 56 |

|                    |                                                      |    |
|--------------------|------------------------------------------------------|----|
| <b>10</b>          | <b>教育の情報化</b>                                        |    |
| 1                  | 情報化の進展と社会の変化                                         | 57 |
| 2                  | 教育の情報化                                               | 57 |
| 3                  | 情報教育～子どもたちの情報活用能力の育成～                                | 58 |
| 4                  | 教科指導におけるICT活用～各教科などの目標を達成するための効果的なICT機器の活用～          | 60 |
| 5                  | 校務の情報化～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～                     | 61 |
| <b>11</b>          | <b>ものづくり活動</b>                                       |    |
| 1                  | 小・中学校におけるものづくり活動の推進                                  | 62 |
| 2                  | 高等学校におけるものづくり教育の推進                                   | 62 |
| <b>12</b>          | <b>持続可能な開発のための教育(ESD)・持続可能な開発目標(SDGs)</b>            |    |
| 1                  | 持続可能な開発のための教育(ESD)とは                                 | 63 |
| 2                  | 持続可能な開発目標(SDGs)とは                                    | 63 |
| 3                  | 学校における取組(国立教育政策研究所の提案から)                             | 64 |
| 4                  | ユネスコスクール                                             | 64 |
| <b>13</b>          | <b>国際理解教育</b>                                        |    |
| 1                  | 国際理解教育の充実                                            | 65 |
| 2                  | 国際化に対応するための言語能力の育成                                   | 65 |
| 3                  | 小学校外国語教育の早期化と教科化                                     | 67 |
| <b>14</b>          | <b>竹島に関する学習</b>                                      |    |
| 1                  | 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである                    | 69 |
| 2                  | 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に対する学習の一層の充実を図る必要がある | 69 |
| 3                  | 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか                     | 69 |
| 4                  | 指導者に求められること                                          | 70 |
| <b>15</b>          | <b>ふるさと教育</b>                                        |    |
| 1                  | ふるさと教育の基本方針                                          | 71 |
| 2                  | ふるさと教育の定義                                            | 71 |
| 3                  | ふるさと教育が目指すもの                                         | 71 |
| 4                  | 主な取組                                                 | 71 |
| 5                  | ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働                            | 73 |
| <b>16</b>          | <b>「しまねのふるまい」</b>                                    |    |
| 1                  | 「ふるまい」定着のめざすところ                                      | 74 |
| 2                  | 具体的な取組                                               | 74 |
| 3                  | 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進                                | 74 |
| <b>17</b>          | <b>へき地教育・複式教育</b>                                    |    |
| 1                  | 島根県の現状など                                             | 75 |
| 2                  | へき地教育・複式教育を推進するにあたって                                 | 75 |
| 3                  | へき地教育・複式教育のとらえ                                       | 75 |
| 4                  | へき地教育・複式教育における留意点                                    | 76 |
| <b>第5章 基盤となる指導</b> |                                                      |    |
| <b>1</b>           | <b>人権・同和教育</b>                                       |    |
| 1                  | 島根がめざす人権教育                                           | 78 |
| 2                  | 「進路保障」の取組                                            | 78 |
| 3                  | 人権教育の進め方                                             | 78 |
| 4                  | 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと                                 | 80 |
| <b>2</b>           | <b>特別支援教育</b>                                        |    |
| 1                  | 特別支援教育とは                                             | 83 |
| 2                  | インクルーシブ教育システムの構築                                     | 83 |
| 3                  | 特別支援教育における教育課程                                       | 85 |
| 4                  | 特別支援教育推進のために                                         | 86 |
| 5                  | 特別支援教育に係る支援体制                                        | 87 |

|                   |                      |     |
|-------------------|----------------------|-----|
| <b>3</b>          | <b>生徒指導</b>          |     |
| 1                 | 生徒指導の意義              | 88  |
| 2                 | 生徒指導と教育課程            | 88  |
| 3                 | 児童生徒理解               | 89  |
| 4                 | 学校における生徒指導体制         | 90  |
| 5                 | 教育相談の充実              | 91  |
| 6                 | 学級経営と生徒指導            | 91  |
| 7                 | 生徒指導上の諸課題            | 91  |
| 8                 | 家庭・地域社会及び関係機関との連携    | 96  |
| <b>4</b>          | <b>幼小の連携・接続</b>      |     |
| 1                 | 幼児教育の充実              | 98  |
| 2                 | 幼小の連携                | 98  |
| 3                 | 幼小の接続                | 98  |
| <b>5</b>          | <b>健康教育(学校保健)</b>    |     |
| 1                 | 学校における健康教育の位置づけ      | 99  |
| 2                 | 学校保健の構造              | 99  |
| 3                 | 学校保健の推進にあたって         | 100 |
| 4                 | 「しまねっ子元気プラン(第二次)」の推進 | 101 |
| <b>6</b>          | <b>食育</b>            |     |
| 1                 | 学校における食育の推進          | 103 |
| 2                 | 「生きた教材」としての学校給食      | 103 |
| <b>7</b>          | <b>体力づくり</b>         |     |
| 1                 | 島根県の児童生徒の体力の現状       | 105 |
| 2                 | 体力向上に向けて             | 106 |
| <b>8</b>          | <b>キャリア教育</b>        |     |
| 1                 | キャリア教育の必要性           | 107 |
| 2                 | キャリア教育と職業教育、進路指導     | 108 |
| 3                 | キャリア教育の推進            | 108 |
| 4                 | キャリア教育と特別活動          | 109 |
| <b>9</b>          | <b>「教育の魅力化」</b>      |     |
| 1                 | 「教育の魅力化」とは           | 110 |
| 2                 | 誰にとっての魅力なのか          | 110 |
| 3                 | 島根らしい魅力ある学校とは        | 110 |
| 4                 | 「教育の魅力化」推進のポイント      | 110 |
| 5                 | 「教育の魅力化」を進めるために      | 110 |
| <b>第6章 社会教育</b>   |                      |     |
| 1                 | 社会教育とは               | 114 |
| 2                 | 社会教育を進める社会教育主事       | 114 |
| 3                 | 社会教育の拠点である社会教育施設     | 114 |
| <b>第7章 教職員の服務</b> |                      |     |
| <b>1</b>          | <b>教職員の服務と勤務等</b>    |     |
| 1                 | 教職員の身分               | 116 |
| 2                 | 教職員の服務               | 116 |
| 3                 | 勤務                   | 118 |
| 4                 | 休日・休暇                | 120 |
| 5                 | 教育活動に係る事務の種類と実際      | 122 |
| <b>2</b>          | <b>教職員評価</b>         |     |
| 1                 | 評価制度の基本的な考え方         | 124 |
| 2                 | 教職員評価システムの構成         | 124 |
| <b>3</b>          | <b>教員免許状更新制</b>      |     |
| 1                 | ねらい                  | 125 |
| 2                 | 要点                   | 125 |
| 3                 | 留意点                  | 125 |
| <b>巻末 研修参考資料</b>  |                      |     |
|                   |                      | 126 |



# 第 1 章

## 島根がめざす教育

# 島根がめざす教育

平成 26 年 3 月の「今後を見通した島根県の教育の在り方」（島根県総合教育審議会答申）を受け、平成 26 年 7 月に「第 2 期しまね教育ビジョン 21」（以下「ビジョン 21」という）が策定された。（第 3 期島根教育ビジョン 21 を 2019 年度中に策定予定。本稿では第 2 期にもとづき記述する。）

本県教職員として、次に示す基本理念・基本目標にもとづき、本県教育の充実発展に努めることが必要である。

## 1 基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値観やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見えない厳しい状況が予想される。

ビジョン 21 では、このような時代への対応や身に付けるべきこととして、次の点が挙げられている。

- ・このような時代を生き抜くためには、島根や身近な地域など、ふるさとの自然、歴史、文化、伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据えること。
- ・そのような土台の上で、日本や世界を見渡す広い視野をもつこと。
- ・広い世界全体と自分の関係を意識しながら、高い目標、困難な課題、未知の領域等を含んだ「世界」に挑戦しようとする意志をもつこと。
- ・夢や希望・目標に向かって意欲的に進んでいくとともに、社会に能動的に関わる態度や貢献する心をもつこと。
- ・他人を思いやる心や美しいものに感動する心、生命を尊重する心などの豊かな心をいかなる時代であっても身に付けること。

## 2 島根の教育目標と重点目標

ビジョン 21 に示された、島根の教育目標と重点目標の基本的な考え方は次のように要約される。（詳細や島根の現状、今後の方向性については、ビジョン 21 を参照すること。）

### （１）向かっていく学力

【島根の教育目標】 夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人を育てます

#### ①学ぶ力・学んだ力（P. 38 参照）

- ・激動する社会を生きるためには、これまでの狭義の学力（知識・技能）だけに頼ることはできない。
- ・「学んだ力」に加え、「学ぶ力」の双方を身に付ける必要がある。
- ・「学んだ力」を高めていくためには、その支えとなる「学ぶ力」を育むことが大切である。
- ・「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たなステージの「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要である。
- ・「学んだ力」と「学ぶ力」を「学力」と定義づけ、就学前から高等学校まで系統的に学力の育成を図っていく必要がある。
- ・「学力」はすべての子どもが大切にされる教室での学びによって保障されることが必要である。
- ・学力の育成は、基本的生活習慣の改善を図る中で、家庭学習の習慣化を進めるなど、家庭の役割も大きい。

## ②情報活用力

- ・ICT機器やネットワークの進歩により、情報の入手・発信が容易にできるようになり、新しいビジネスモデルが誕生するなど、様々な可能性が大きく広がった。
- ・本県においても、地理的条件に左右されことなく世界とつながった教育活動の展開が可能となった。
- ・一方、氾濫する情報の真偽を判断できず、誤った決断をしたり、犯罪に巻き込まれたりするケースも増えている。
- ・情報化社会の「影」の部分の正しく認識した上で、情報を活用する能力が必要である。
- ・情報活用能力の育成は、知識や技能を活用して課題を解決するために必要な、思考力・判断力・表現力などの学力育成と深く関わっている。
- ・一方、悪影響や危険性などの課題を教職員・子どもたち・保護者が理解し、小学校段階から歩調を合わせて対応する必要がある。

## ③意欲・たくましさ

- ・人が主体的・能動的に行動する上では、意欲をもつことが不可欠である。
- ・学ぶことと生きていくこと（働くこと）を関連付け、学ぶ目的を意識することを通して、学ぶ意欲を高めることが重要である。
- ・これからの社会を生きていくためには、予期しなかった問題に直面しても自分で考え、行動することや、失敗や挫折を乗り越えようとするたくましさが求められている。
- ・子どもたちが社会における自らの役割、将来の生き方や働き方などについて考えることで、学ぶことに対する意欲や目標に向かってやり遂げようとするたくましさを育むことが必要である。

## (2) 広がっていく社会力

|                                                |
|------------------------------------------------|
| <b>【島根の教育目標】</b> 多様な人と積極的に関わり、社会に役立とうとする人を育てます |
|------------------------------------------------|

### ①社会性

- ・現代社会を生きていくために、時代の動き、社会の動きに積極的に目を向け、他者に対して適切に対応しながら、集団の中で協調的に行動できる力（社会性）がますます求められている。
- ・よりよい社会を形成していくための意欲や実践力も求められている。
- ・社会性を育むためには、様々な実体験を積み重ね、経験の中から良好な人間関係形成の仕方を学んでいくことが重要である。
- ・特に学校においては、日常的な集団活動を通して、集団や社会の一員として必要な能力や態度を身に付けることが必要である。
- ・現代社会は、人間関係が希薄化し、互いが力を合わせて何かを成し遂げるような実体験、あるいは地域の人々との交流、世代を超えた交流などが減少している。
- ・そのような状況の中、学校が社会自立の準備の場としての役割を担うとともに学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携して社会性を育んでいくことの重要性が増している。

### ②コミュニケーション力・国際性

- ・社会生活を営む人間が良好な人間関係を構築するためには、言語や身振りなどによって、考えや感情など互いに伝えあう力が不可欠である。

- ・さらに、国際化の進展に伴い、自分たちとは異なる歴史や文化に立脚する人々と意見を交え、より良い形で課題を解決する能力も求められ、コミュニケーション力の重要性は一層高まっている。
- ・多様な価値観が存在する国際化した社会に対応するためには、その基盤として日本人としてのアイデンティティが強く求められている。

### ③島根への愛着と理解

- ・我が国が継続的に発展していくためには、本県のような地方の存在が必要不可欠である。あ
- ・本県の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが強く求められている。
- ・国際化が進展する中で、身近な地域や島根に対する愛着と理解を深めることは、自らのよって立つよりどころを意識することにもつながる。
- ・世界や我が国の状況を全体像として捉えたうえで、身近な地域・島根と世界や我が国との関係を意識するという広い視野を育むことも必要である。

## (3) 高まっていく人間力

**【島根の教育目標】** 自他を等しく大切にし、共に生きようとする人を育てます

### ①自尊心・思いやり・規範意識

- ・人は様々な人間関係や集団の中で、実体験を通して相手を思いやる心やルールを守ることの大切さを学ぶとともに、その中で自分の役割を果たし、互いに認め合うことで自分への信頼感や自信をもつことができる。
- ・しかし、子どもたちにとって地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流が減少している状況である。
- ・学校・家庭・地域の中で大切にされている実感の積み重ねを通して、子どもたちの豊かな心を育むことの重要さが一層増している。

### ②人権意識・生命の尊重

- ・人権や生命は人間の存在自体に深くかかわる根源的なもので、人格の完成を目指すうえでの土台となるものである。
- ・社会のあらゆる場面において、人権に関する知識を理解にまで深めるとともに、人権感覚の育成を図り、自他の人権を尊重する人権意識を醸成し、すべての人々の人権が真に尊重される社会を目指して人権問題の解決に取り組むことが必要である。
- ・学校においては、安心して学校生活を送ることができるよう、一人一人の人権が尊重される学校づくりを進め、子どもたち一人一人の学びを保障することが求められている。
- ・子どもたちが自分自身の大切さを深く自覚するとともに、自分以外の生命や自然などに対する畏敬の念を培うことも重要になってくる。

ビジョン 21 では、さらに「島根の教育目標を達成するための基盤」を挙げ、はじめに「家庭・地域と連携した学校教育の展開」について述べられている。「発達の段階に応じた各学校種での教育展開」「基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり」「家庭教育の役割」「信頼される学校づくり」について参照されたい。

## 第 2 章



### 教職員の 職務と研修

# 1 教職員に求められる資質・能力

教職員として求められる基本的な資質・能力は、普遍的でいつの時代にも求められるものと、時代の変化に対応してその時代時代に求められるものとがある。社会の変化や時代のニーズに応える学校教育の実現には、教職員の職務に応じた資質・能力の向上が不可欠である。職務に関わる専門的知識・技能の他、様々な課題に対応するための実践的指導力の向上を図るためには、常に探究心を持ち自主的に学び続ける力が求められている。また、学校組織の一員としてのコミュニケーション能力、他者と連携・協働する力も大切である。

## 島根県の教職員として求められる基本的な資質・能力

- 豊かな人間性と職務に対する使命感
- 子どもの発達の支援に対する理解と対応
- 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度
- 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力
- よりよい社会をつくるための意欲・能力

## 1 豊かな人間性と職務に対する使命感

子どもたちの教育に直接携わる教職員には、生命尊重・人権尊重の精神はもとより、教育的愛情、総合的な人間性、幅広い視野・知識、男女平等の精神、多様な価値観を尊重する態度、自己評価能力、豊かな感性を身に付けていることが極めて大切である。また、当然ながら、教職員としての職務に対する使命感や責任感、探究心をもち学び続ける意識と自律的に学ぶ姿勢、そして求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことができる力、更には服務規律と法令遵守の意識が不可欠である。ふるさとを愛し、地域を担う人材を育成するという観点からは、教職員自らがふるさとを愛する気持ちをもつとともに、島根県や学校が所在する地域の自然・歴史・伝統・文化をよく理解し、地域の「ひと・もの・こと」を積極的に活用する態度もまた大切である。

## 2 子どもの発達の支援に対する理解と対応

いじめ、不登校、問題行動等、様々な行動の内に潜む子どもの微妙な心の動きに対し、教職員は子どもを共感的に理解できる観察力や感受性ととともに、行動と背景についての洞察力、個に応じた指導力や集団を理解する力が求められる。そこで教職員は、子どもの心の動きを的確に理解し、発達段階に応じた成長を支援するため、カウンセリングをはじめ、様々な子ども理解の手法についての知識や技法を身に付ける必要がある。また、全ての教職員が特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付ける必要がある。そして、障がいのあるすべての子どもに対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、学習上及び生活上の困難を適切に把握し、その改善・克服のための共通理解とインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた児童生徒等への対応力をもつことが大切である。

### 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度

学校教育においては、教科指導の占める割合は大きく、教員は教科や教職に関する高度な専門的知識や実践的指導力をもつとともに、教科等を越えた「カリキュラム・マネジメント」の実現に必要な力、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究及び学習評価の改善・充実に必要な力、新たな学びや教育課題（道徳教育、小学校における外国語教育、ICTの活用等）に対応できる力量、へき地・複式教育の指導に関する知識・技能を身に付けることが大切である。

学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職として、その専門性を生かして、主体的・積極的に校務運営に参画することが求められている。この職務を遂行するため、迅速・正確な事務処理能力、コミュニケーション能力、課題を主体的に解決するための実践力、学校内外における資源をつなげる調整力、指導力等が求められる。

### 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力

学校組織マネジメントとは、学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）である。学校組織の一員として、学校教育目標に沿った自己目標を立ててその達成に取り組み、学校の課題に対しては企画力や調整力を発揮し、教育活動を円滑に進めることができる能力が求められる。またチームの一員として、コミュニケーション能力を向上させ、先輩や同僚から学び後進を支援するなど、他者と連携・協働する力を身に付ける必要がある。

### 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を持ち、地域社会と学校が協働して取り組む必要がある。そのためには、自身が地域貢献に対する意欲を持ち、地域の人的・物的資源を活用したり、学校教育活動と効果的に結び付けたりすることができる能力が必要である。また、現実の社会と地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりできるようファシリテートする力も必要である。

## 6 教諭等のキャリアステージに応じた育成指標

| キャリアステージ<br>資質能力        |                   | 採用時                                                 | 自立・向上期<br>(1～5年目)                                                   | 探究・発展期<br>(6～10年目)                                             | 充実・円熟期<br>(11年目以降)                                                                                   |
|-------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 豊かな人間性と職務に対する使命感      | ①人間理解・人権意識        | ・生命尊重・人権尊重の精神と、多様な価値観を尊重する態度を有している。                 |                                                                     |                                                                |                                                                                                      |
|                         | ②職務に対する誇りと責任      | ・教育職員として必要な倫理観、職務に対する使命感・責任感、学び続ける意欲を有している。         |                                                                     |                                                                |                                                                                                      |
|                         | ③ふるさとを愛する心        | ・地域の自然・歴史・文化・伝統を理解し尊重する態度、ふるさとを愛する人材育成への意欲を有している。   |                                                                     |                                                                |                                                                                                      |
| 2 子どもの発達の支援に対する理解と対応    | ④子ども理解・子ども支援      | ・発達段階を踏まえた子ども理解・子ども支援、キャリア発達に必要な基礎理論・知識を習得している。     | ・子どもとのふれあいや観察を通して、様々な行動の内に潜む微妙な心の動き、キャリア発達を理解し、学級等の集団づくりを進めることができる。 | ・子どもの心身の発達やキャリア発達に対する理解を深め、より適切な対応方法を身に付け、学年等の集団づくりを進めることができる。 | ・子どもに関わる様々な問題やキャリア発達への対応力や異校種等を含めた連携体制をつくることができる。                                                    |
|                         | ⑤特別支援教育の推進        | ・特別な支援を必要とする子どもへの指導に関する基礎理論・知識を習得している。              | ・特別な支援の必要な子どもの実態把握を行い、一人一人のニーズに応じた指導や支援についての計画を立て、実践することができる。       | ・特別支援教育について理解を進め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を行うことができる。               | ・校内での支援体制の構築や関係機関及び異校種との連携など、特別支援教育を組織的に推進することができる。                                                  |
| 3 職務にかかわる専門的知識・技能及び態度   | ⑥教科等の指導に関する専門性    | ・教育課程の編成、教科等の指導方法に関する基礎理論・知識を習得している。                | ・教科等を学ぶ意義を踏まえて指導計画を作成し、教科等の指導を実践することができる。                           | ・教科等の専門的知識及び技能の習得に努めるとともに、教科等を相互に関連させながら意欲的に教育実践に取り組むことができる。   | ・教科等の専門的知識・技能及び態度を高め続けることができる。<br>・教科等の相互関連や学校段階間の円滑な接続を意識した教育実践を行うことができる。<br>・校内研修の中心的な役割を担うことができる。 |
|                         | ⑦社会の変化への対応        | ・新たな学びや教育課題に対して、積極的に挑み試行錯誤しながら粘り強く取り組む意欲や探究心を有している。 | ・新たな学びや教育課題に対して、適切な対応の仕方を具体的に考え取り組むことができる。                          | ・新たな学びや教育課題に対して、適切な対応の仕方を提案し、協働して取り組むことができる。                   | ・新たな学びや教育課題に対して、長期的な見通しをもって組織的に取り組むことができる。                                                           |
| 4 学校組織の一員として考え行動する意欲・能力 | ⑧学校組織マネジメント       | ・学校教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎理論・知識を習得している。              | ・学校教育目標に沿った自己目標を立て、その達成に向けて取り組むことができる。                              | ・組織の一員としての役割を理解し、学校の課題に対応することができる。                             | ・主任等としての自覚や責任を持つとともに、企画力や調整力を発揮して教育活動を円滑に進めることができる。                                                  |
|                         | ⑨他者との連携・協働        | ・集団で活動する際、自己を成長させようとする意欲や態度を有している。                  | ・経験豊かな職員からの助言を受け入れ、自らの役割に応じて行動することができる。                             | ・経験豊かな職員から多くのことを学ぶとともに、同僚と連携・協働することができる。                       | ・他の職員の役割分担や業務の進捗状況を把握・調整し、適切な助言をしながら、後進を育成することができる。                                                  |
| 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力    | ⑩地域資源の活用と地域貢献     | ・学校教育活動を通して、地域社会に貢献することについて、自分なりの考えや意欲を有している。       | ・子どもと地域社会をつなごうとする意欲を持ち、地域と連携した学校教育活動を計画に基づいて実践することができる。             | ・学校外の様々な地域資源や機会を活用し、地域と連携した学校教育活動を効果的に実践することができる。              | ・地域にある他の学校や行政との連携・協働について、企画力や調整力を発揮して、主体的・組織的に実践することができる。                                            |
|                         | ⑪合意形成に向けた議論の調整・促進 | ・子ども同士の話し合いの場面において、適切に働きかける力を有している。                 | ・子ども同士が協働し、探究していく活動を円滑に実践することができる。                                  | ・現実の社会や地域との関わりを意識しながら、子ども同士が議論をしたり、合意形成を図ったりするよう促すことができる。      | ・地域課題解決型学習などを企画することができ、魅力ある地域づくりに向けた議論を効果的に調整・促進することができる。                                            |

\*この指標において「子ども」とは「幼児、児童、生徒」のことである。

## 7 管理職（副校長・教頭、校長）の育成指標

| 資質能力              |                                | 副校長・教 頭                                                                                                                           | 校 長                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 高い教育理念と<br>広い識見 | ①人間理解・<br>人権意識                 | ・子どもの実態やその背景の理解に努めるとともに、管理職としての高い人権意識と特別支援教育への深い理解をもとに、一人一人の人権が大切にされる教育現場の実現に取り組むことができる。                                          |                                                                                                            |
|                   | ②職務に対<br>する誇りと<br>責任           | ・管理職として必要な倫理観を持つとともに、教育に対する県民の期待を理解し、組織の責任者としてその職責や義務を自覚して職務に取り組むことができる。                                                          |                                                                                                            |
|                   | ③学び続ける<br>意欲                   | ・国や県、市町村の教育施策等を理解するとともに、常に教育に関わる情報、社会情勢、地域の実態等に関心をもち、積極的かつ謙虚な姿勢で研究と修養に努めることができる。                                                  |                                                                                                            |
| 2 学校経営            | ④学校経営<br>ビジョンの<br>構築           | ・校長が示す学校経営ビジョンを分かりやすく教職員に伝え、教職員の共通理解のもと、組織をまとめ動かすことができる。                                                                          | ・長期的な視点に立ち、「魅力ある学校づくり」を目指した具体的な学校経営ビジョンを立てることができる。                                                         |
|                   | ⑤リーダー<br>シップ                   | ・学校経営ビジョンの実現に向けて、教職員の能力、適性が発揮されるよう、組織の主任等に適切に指示を出し、組織を活性化させることができる。<br>・状況を的確に把握・分析するとともに、関係者等の意見を集約し、解決策の実現に向けて校長を補佐することができる。    | ・学校経営ビジョンや課題に応じて、校内組織の再編成や適正な人事配置を行い、組織を活性化させることができる。<br>・状況を的確に把握・分析し、関係者等の意見を踏まえつつ、解決策の実現に向けて行動することができる。 |
| 3 学校管理・運営         | ⑥服務規律<br>の確保・<br>危機管理          | ・校長の指導助言のもと、教職員の服務規律を確保することができる。<br>・学校事故への対応を予め想定し、備えるとともに、緊急時には組織的に対処することができるよう校長を補佐することができる。                                   | ・教職員の服務規律を確保することができる。<br>・学校事故への対応を予め想定し、備えるとともに、緊急時には学校の責任者として組織的に対処することができるよう、すみやかに適切な判断を下すことができる。       |
|                   | ⑦事務管理                          | ・教育活動の実施を適切に管理するとともに、予算執行、施設設備維持について、事務職員と連携して適切に処理することができる。                                                                      | ・教育活動の実施、予算執行、施設設備維持について、適切に管理することができる。                                                                    |
| 4 人材育成            | ⑧指導育成                          | ・校長が示す育成方針のもと、必要な研修の機会を与えたり、校内での研修を効果的に進めたりすることができる。                                                                              | ・教職員一人一人の育成方針を策定し、長期的な視点に立って、指導育成を行うことができる。                                                                |
|                   | ⑨適正な評価                         | ・教職員一人一人を適正に評価し、面接や他の機会を捉えて課題を具体的に認識させることができる。                                                                                    | ・教職員一人一人を適正に評価し、面接や他の機会を捉えて課題を認識させ、目指す方向を的確に示すことができる。                                                      |
| 5 外部との連携・<br>折衝   | ⑩保護者・<br>地域・異校種<br>との連携・<br>協働 | ・保護者や地域社会と積極的に交わり、その思いや願いを的確に把握し、校長に報告するとともに、学校運営に活かすことができる。<br>・学校段階間の系統性や円滑な接続を意識した教育活動を展開するため、組織の主任等に適切に指示を出したり、調整したりすることができる。 | ・保護者や地域社会と積極的に交わり、その思いや願いを捉え、学校経営に活かすことで魅力ある地域づくりに資することができる。<br>・学校段階間の系統性や円滑な接続を意識した教育活動を展開することができる。      |
|                   | ⑪学校の<br>説明責任・<br>情報発信          | ・学校評価において、保護者や地域からの意見を積極的に受け入れ改善に努めるとともに、教育活動の成果や課題を校外に向けて具体的かつ詳細に説明することができる。                                                     | ・学校評価において、保護者や地域からの意見を積極的に受け入れ改善に努めるとともに、学校経営ビジョンや教育活動の成果や課題を校外に向けて明確に発信することができる。                          |

＊この指標において「子ども」とは「幼児、児童、生徒」のことである。

## 8 学校事務職員の育成指標

| キャリアステージ<br>資質能力      |             | 主事                                                                                                            | 主任主事                                                           | 主任                                                         | 事務主幹                                                                                                                   | 事務リーダー                                                                                                     |
|-----------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 豊かな人間性と職務に対する使命感    | 人間理解・人権意識   | ・生命尊重・人権尊重の精神と、多様な価値観を尊重する態度を有している。                                                                           |                                                                |                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                            |
|                       | 職務に対する誇りと責任 | ・学校事務職員として必要な倫理観、職務に対する使命感・責任感、学び続ける意欲を有している。                                                                 |                                                                |                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                            |
|                       | ふるさとを愛する心   | ・地域の自然・歴史・文化・伝統を理解し尊重する態度、ふるさとを愛する人材育成への意欲を有している。                                                             |                                                                |                                                            |                                                                                                                        |                                                                                                            |
| 2 職務に関わる専門的知識・技能及び態度  |             | ・職務に関する基本的な知識を身に付け、迅速・正確に学校事務に取り組むことができる。                                                                     | ・学校における課題の把握に努めつつ、職務に対する基本的な知識と経験を踏まえながら迅速・正確に学校事務に取り組むことができる。 | ・学校における課題の解決に向け、職務に対する高度な知識と経験を踏まえた学校事務に関する企画・提案を行うことができる。 | ・職務に対する高度な知識と経験により、幅広い視点に立って学校事務に関する企画・提案を行うことができる。<br>・他の教職員が処理する学校事務に対して、適切な指導助言を行うことができる。                           |                                                                                                            |
| 3 組織の一員として考え行動する意欲・能力 |             | ・校長が示す学校教育目標達成に向け、他の教職員と関わりながら、学校事務職員が果たす役割を理解し行動することができる。                                                    | ・校長が示す学校教育目標の達成に向け、他の教職員との協働により主体的に学校運営に参画することができる。            |                                                            | ・校長が示す学校教育目標に対して、学校事務職員としての専門的な立場から学校運営に参画し、管理職と共に他の教職員の連携・協働を推進することができる。                                              |                                                                                                            |
|                       |             | ・事務グループ内で他の職員から学ぼうとする意欲を持ち、学んだことを日々の業務に活かすことができる。                                                             | ・事務グループ内での自分の役割を理解し、協働により取り組むことができる。                           | ・事務グループ内で自ら役割を担い、それを的確に果たすことができる。                          | ・事務グループにおいて事務リーダーを補佐し、業務改善・効率化及びOJTによる人材育成を推進することができる。                                                                 | ・事務グループにおける中心的役割を担い、他の機関との連携を図りながら業務改善・効率化を推進することができる。<br>・事務グループで行う業務について適切な判断及び指導助言、グループ員の資質向上を図ることができる。 |
| 4 子どもの発達の支援に対する理解と対応  |             | ・子どもの発達や子どもを取り巻く環境、教育活動について理解し、必要な教育環境整備を行うことができる。<br>・特別支援教育について理解を深め、一人一人のニーズに応じた指導・支援に対する環境の整備を推進することができる。 |                                                                |                                                            | ・子どもの発達や子どもを取り巻く環境、教育活動に対する理解を深め、主体的に教育環境整備についての提案を行うことができる。<br>・特別支援教育の推進について理解を深め、校内における支援体制・環境整備について適切な提案を行うことができる。 |                                                                                                            |
| 5 よりよい社会をつくるための意欲・能力  |             | ・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなごうとする意欲を持ち、地域資源についての理解を深めることができる。                                                       | ・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなごうとする意欲を持ち、積極的に地域と関わりを持つことができる。          | ・学校教育活動を通して子どもと地域社会をつなぐことができる。                             | ・学校教育活動と学校外の様々な地域資源や機会を結び付け、効果的に子どもと地域社会をつなぐことができる。                                                                    | ・地域にある他の学校や行政との連携・協働について、企画力や調整力を発揮して、主体的・組織的に進めることができる。                                                   |

## 2 教職員としての心構え

### 1 やりがいのある教職員のつとめ

自分の身近なところに子どもたちの生命を感じながら教職員としての仕事ができることはすばらしいことである。いくつもの瞳が、自分の来るのを待ち望んでいてくれるような職場は、そこどこにもあるものではない。

日々の授業の進め方、生徒指導上の複雑な問題など、教職員の毎日は多忙で悩みも多い。それにもかかわらず、それが喜びや生きがいになっていくところに、教職員という職業のすばらしさがある。

日頃あまり発言しない子どもが発表したり、授業で目を輝かせたりしたとき、また、子どもと本当にうちとけて語り合うことができたときなど、教職員はやりがいを感じるのである。

### 2 期待される教職員像

子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域は教職員に対して期待を抱いている。子どもにとって、日々共に過ごす教職員の影響は、はかり知れないものがある。自分の言動が、子どもたちの人格形成に関わるとなると、これほど怖いことはない。どんなに優れた教職員でも、完璧な人格者にはなれないが、この責任の重さを感じるとき、教職員は自分の良心にかけて自己形成（研修）に努めざるをえない気持ちになる。

一方、社会の急速な進展の中で知識・技能が陳腐化しないように、保護者・地域の信頼に応えるべく、教職員は絶えず自ら学び続けなければならない。

共に伸びようとする者のみが、子どもたちに最もよい影響を与え、保護者・地域からの信頼を得ることができるのである。

### 3 実践で教える教職員

授業は教職の身にある者にとって仕事の中心である。ただ、子どもたちの能力や性格は多様であり、指導案どおりにはいかないこともよくある。授業の主役は教員ではなく、子どもたちである。子どもたちがやる気を出し、よくわかり、確かにできるようになるにはどうすればよいかを求めて、絶えず子どもの理解に努め、教材研究、授業実践を積んでいきたいものである。

また、子どもたちを教えるはずの教職員が、実は子どもたちから教えられることがかなりある。どんなことからでも不断に学んでいこうとする積極的な、それでいて謙虚な教職員ほど、このことを多く体験する。

教職員は、自分の生活態度などについて、少なくとも子どもたちに求めるだけのことが実践できていなくてはならない。課題を果たす責任感、互いの人権の尊重、温かい心遣いなどは、授業だけで教えられるものではなく、教職員の実践に触れたときに初めて、子どもたちに身に付いていくものも多い。

教職員自身が実践をしないで、子どもたちに口うるさく注意したり、叱責したりしても、教育の実実は上がらない。実践の積み重ねが、教職員の言葉に実践と同じ重みをもたせるのである。

### 4 とりまくものの大切さ

教職員の日々の行動をはじめとして、授業以外のものが、子どもたちに大きな影響を及ぼしている。子どもたちが目にするもの、耳にするもの、手に触れるものが、知らず知らずのうちに授業よりも大きな働きをする。教室をはじめ校内の整理・整頓、掲示物の配置や内容はもちろん、

教職員の服装、言葉遣い、話しぶりは、教職員の人柄をそのまま表すものであり、子どもたちの最も身近な教育環境として重要な役割をもっているのである。

とりわけ、常にコミュニケーションに使われる教職員の「言葉」については、日頃から研鑽を積み重ねていく心掛けが必要である。

## 5 教職員の温かさと厳しさ

子どもたちをよく理解し、受容的な態度で接することは大切だが、ものわりのよい教職員になろうとして、子どものわがままや甘えを許すようなことがあると、教職員は指導力を欠いてしまうことになる。とはいえ、体罰で臨むなどということは絶対にあってはならないことである。

教職員は、いつでも子どもと心からうちとけて話し合える温かさと寛大さをもつことが必要である。同時に、子どもが自分自身を厳しく見つめるような確かな指導力を身に付けることも欠くことのできないことである。

## 6 先輩や同僚に学ぶ謙虚さ

授業の進め方、学級経営、自分の校務分掌などが思うようにいかないときもある。常に自分自身を伸ばすことに努め、謙虚に、先輩や同僚に相談することである。どの先輩や同僚も他者からの相談を歓迎してくれるはずであり、その相談は先輩や同僚の教員にとっても貴重な材料となることが多い。先輩や同僚の豊富な体験から有益な助言を得ることができる。また、相手がたとえ後輩だとしても、教えられることは少なくないはずである。あらゆる他者からの助言等を参考にして自分の授業や仕事を改善してみることである。

たとえ問題点の指摘があったとしても、他者の評価は大切にしなければならない。決して恥ずかしがることはない。むしろ、授業を改善しようともせずにいることこそ、つらいことであり、恥ずかしいことである。それらの一つ一つを糧として、教員としての力量を着実に身に付けていきたいものである。

## 7 地域社会とともに子どもを育む教職員

教職員はともすると、教職員という立場のみでものを見たり考えたりしがちである。

子どもたちは、学校でのみで育つものではない。教職員は、心底から地域の人々との交わりを求め、地域の社会教育活動にも積極的に参加して、できるかぎり視野を広めたいものである。

その上で、地域の人材の協力を得たり、地域の産業、伝統文化、自然環境等を生かした活動を取り入れたりするなど、地域社会とともに子どもたちを育てていこうとする姿勢が大切である。

## 8 組織の一員としての教職員

学校は、保護者や地域からの信頼に応え、地域に開かれた学校づくりをめざしている。そのためには、教職員一人一人が組織の一員であることを自覚し、学校目標達成に向け全教職員が一丸となって学校改善に取り組む必要がある。

全ての教職員が、自らの役割を自覚するとともに教育目標をきちんと理解し、教育目標の達成に向け努力することが重要である。また、教職員自らが学校目標に基づいた自己目標をもち、他者評価及び適切な自己評価を行い、評価結果については謙虚に受け止めることによって、自己改善を常に図る姿勢が必要である。

また、他の教職員と共に、みんなで明るい職場の雰囲気をつくりあげ、学校という組織の中で温かい人間関係を保ちながら仕事を進めていきたい。

## 3 教 職 員 と 研 修

### 1 研修の意義

児童生徒は、教職員の指導力や情熱を敏感に見抜くものである。平素の学習指導や生徒指導上の問題の解決等に真剣に取り組んでいる教職員の姿が、児童生徒に及ぼす影響は極めて大きい。教育公務員は、次に示す通り一般公務員よりも強く研修の義務と権利が定められている。

○教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

【教育公務員特例法第 21 条】

○教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。【同第 22 条】

○教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。【同第 22 条第 2 項】

上の第 22 条第 2 項により、教職員は研修を行う場合、職務専念義務（地方公務員法第 35 条）を免除される。

また、次のように法律で定められた研修があり、該当者に対して必ず実施されなければならないことになっている。

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、その採用の日から 1 年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（以下「初任者研修」という。）を実施しなければならない。【教育公務員特例法第 23 条】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、当該教諭等に対して、個々の能力、適性等に応じて、公立の小学校等における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るために必要な事項に関する研修（以下「中堅教諭等資質向上研修」という。）を実施しなければならない。【同第 24 条（平成 28 年 11 月 28 日改正）】

○公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切であると認定した教諭等に対して、その能力、適性等に応じて、当該指導の改善を図るために必要な事項に関する研修（以下「指導改善研修」という。）を実施しなければならない。【同第 25 条】

さらに、中央教育審議会の「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成 27 年 12 月）では、次のように求められる資質能力について示されている。

- ◆ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICT の活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ◆ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

### 2 人材育成の機会

教職員の資質向上を図るための機会はさまざまである。人材育成の手段として、次の 3 つが

挙げられる。

(1) 校外研修 (O f f - J T 「Off the Job Training」)

一般的な「集合型研修」のイメージであり、通常、あるテーマを設定して、講師やファシリテーターなどが中心となつて行う講義や演習等を通して、研修のために集まった参加者が知識を習得したり、理解を深めたりする活動である。

教育センターや市町村教育委員会、教育研究団体等が開催する研修はこれに当たる。

(2) 校内人材育成 (O J T 「On the Job Training」)

校内における研修並びに管理職等による指導、同僚間による学び合い、教え合い等を通して職務遂行に必要な資質能力の向上を図ることである。会議資料の作成、業務に関する他への相談などもこれに含まれる。

教員に対してのアンケート調査や先行研究では、力量形成の契機として「校内の優れた先輩や指導者との出会い」「研究校への赴任」「研究授業」「教育実践上の経験」などが挙げられており、これらの契機のほとんどは学校内で提供されるものである。

すなわち、教職員の資質能力向上に最も影響を与える機会は、校内人材育成であると言ってよい。

(3) 自己啓発 (S D 「Self Development」)

教職員が課題意識を持って、様々な研修や研鑽に自ら励むことを示している。

教科における指導法の研究、研究会や学会等に参加したり、文献を読んだりすることなどが当てはまる。

以上の3つの要素が相互に関連して、教職員の人材育成は図られている。これらの機会を積極的にバランスよく機能させ、自ら研修を深めることが求められているのである。

### 3 研修の種類

「島根県教職員研修計画」では、県教育委員会が行う研修を次のように位置づけている。

|              |                                                                                                                                 |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教職経験年数に応じた研修 | 教職員研修の基幹として、教職員としての生涯にわたる研究と修養の観点にたち、教職経験年数に応じて、専門職としての職務遂行に必要な知識・技能・態度を習得させるために行う新任教職員研修（初任者研修及び新規採用教職員研修）、フォローアップ研修及び教職経験者研修。 |
| 管理職等研修       | 各学校の管理職等に対し、経験年数に応じた学校運営上必要な知識・技能の習得及び自覚の向上等を目的として行う研修。                                                                         |
| 職務研修         | 職務遂行上必要な知識・技能の習得や校内のリーダーとしての自覚の向上等を目的として、職務や分掌上の校務に応じて行う研修。                                                                     |
| テーマ研修        | 社会の変化に対応するための教育課題や、県教育委員会の喫緊の課題を解決するために行う研修。                                                                                    |
| 能力開発研修       | 社会の変化に対応した教育を行うために、教職員が自発的に参加し、資質・能力の向上を図る研修。                                                                                   |

その他、県教育委員会が参加者を指定したり推薦したりする派遣研修や、学校や教育研究団体・市町村教育委員会等が実施する研修など、さまざまな形態で行われている。それぞれ自己の研修の目的を明確にして、積極的意欲的に研修に臨むことが大切である。

## 第3章

# 学校の教育活動の 計画と組織運営

# 1 教育課程

## 1 教育課程の捉え方

「教育課程」は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

各学校は、まず自校の教育によってどのような児童生徒を育成しようとするのかを明らかにし、学校教育目標を設定し、その具現化を目指して教育効果の高い教育課程を編成することが大切である。教育課程の見直しを行う際は、学校評価等を活用することが必要である。

## 2 学習指導要領

学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保するなどの観点から、各学校が編成する教育課程の基準として、学校教育法等の法令に基づき各教科の目標や内容を文部科学大臣が告示として定めているものであり、法的拘束力がある。

学習指導要領には、小・中学校等の義務教育諸学校においてすべての児童生徒に対して指導すべき内容が、高等学校等については該当科目を履修するすべての生徒に対して指導すべき内容が、それぞれ示されている。各学校においては、まずは児童生徒に学習指導要領の各教科等及び各学年等に示された内容の確実な定着を図ることが求められる。各学校は、この指導を十分に行った上で、特に必要がある場合には、児童生徒の実態に応じ、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導することができる。

平成 29 年 3 月 31 日、小学校及び中学校の新しい学習指導要領が告示された。新学習指導要領は、小学校は 2020 年度、中学校は 2021 年度から全面実施、高等学校は 2022 年度から年次進行で実施となる。平成 30 年度より移行期間になることや、「特別の教科 道徳」等が先行実施となることを踏まえ、教育課程の円滑な実施に向けてその趣旨の理解に努めることが必要である。

## 3 教育課程の編成・実施に当たって

第 2 期しまね教育ビジョン 21 は、平成 26 年度から 5 年間の教育方針を定めたものである（第 3 期しまね教育ビジョン 21 は 2019 年度中に策定予定）。「島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり」を基本理念とし、教育目標としては「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」を掲げている。

また、しまねの学力育成推進プランは、第 2 期しまね教育ビジョン 21 で示す施策「学力の育成」等を具体的に推進するために策定されたものである。

教育課程の編成・実施に当たっては、学習指導要領（解説）の他、この第 2 期しまね教育ビジョン 21、しまねの学力育成推進プラン等を踏まえることが大切である。

### 【参考資料】

「平成 30 年度 各教科等の指導の重点」（平成 30 年 島根県教育委員会）

「小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引」（平成 30 年 島根県教育委員会）

「学習評価を生かした授業改善、授業づくりのためのハンドブック」

【小学校】【中学校】（平成 23 年 3 月、24 年 3 月 島根県教育委員会）

「言語活動の充実に関する指導事例集」

【小学校版】【中学校版】（平成 23 年 文部科学省）

【高等学校版】（平成 24 年 文部科学省）

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」

【小学校版】【中学校版】（平成 23 年 国立教育政策研究所）

【高等学校 各教科】（平成 24 年 国立教育政策研究所）

「高等学校教育課程編成の手引」（平成 22 年 9 月 島根県教育委員会）

「特別支援教育ハンドブック」（平成 23 年 3 月 島根県教育委員会）

## 2 児童（生徒）指導要録と通信票

### 1 児童（生徒）指導要録

児童（生徒）指導要録（以下「指導要録」という。）は、学校が備え付けなければならない表簿の1つで、校長が作成義務を負っている。児童（生徒）の学籍と指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿であり、各学校で学習評価を計画的に進めていくうえで重要な表簿である。したがって、その作成や取扱いに当たっては、特に慎重を期さなければならない。

#### ① 証明機能

指導要録は、社会的・公共的性格をもつ法規的な学籍の証明であり、入学・転学・卒業等の証明機能をもっている。

#### ② 指導機能

指導要録は、担任する児童（生徒）の学業・性格・行動等について、過去の情報を得て指導の効果をあげるとともに、現在の評価情報を累加記録し、その児童（生徒）に対する将来の指導の効果を高めるという機能をもっている。

#### ③ 記入・取扱いの留意点

- ア 記入は正確にし、変更や抹消、訂正がある場合には必要に応じて訂正者の私印を押すこと。
- イ 部外秘として慎重に取り扱い、外部からの問い合わせに対しては守秘義務に留意し、管理職が対応することが望ましい。
- ウ 指導要録及び転入学の際送付を受けた写しのうち、様式1（学籍に関する記録）は20年間、様式2（指導に関する記録）は5年間保存し、保存期間終了後は適切に廃棄する。

### 2 通信票

通信票（通知表・連絡票など）は、法定表簿ではなく、児童（生徒）の平素の学習状況やその結果、生活の様子などの状況を定期的に保護者に伝え、学校と家庭との連携協力に役立てようとするものである。したがって、指導要録とはその性格や機能が異なっており、指導要録の内容を通信票にそのまま書き写すことは望ましくない。

通信票は、学校によってその様式や内容はさまざまであるが、児童（生徒）への指導や家庭との連絡の重要な資料となるものであり、児童（生徒）や家庭の関心は大変高い。そのため、適切かつ効果的な情報提供が必要であり、記入に当たっては、次のような点に留意する必要がある。

- ① 児童（生徒）に対する励ましや、児童（生徒）や保護者が希望をもつような記述であること。
- ② 個人のよさや能力の可能性を見いだすような表現を工夫すること。
- ③ 所見は、教科の評価のみにとらわれず、さまざまな観点から記述するようにすること。
- ④ 記載内容は、家庭における指導の手がかりにもなるよう心がけること。
- ⑤ 専門的な用語を避け、簡潔で理解しやすい表現を用いること。
- ⑥ 記述した事柄については、その根拠が示せるようにしておくこと。

### 3 学 級 経 営

#### 1 学級経営の基本

学級経営とは「教育目標の実現をめざして、よりよい集団としての学級をつくっていかうとするすべての教育活動及び教育的配慮である」といわれる。学級経営には、学級担任のみならず、学年部教員、教科担当教員、その他の教職員が連携して取り組む必要がある。

すなわち、各教科、道徳（または特別の教科道徳）、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間、特別活動、及び教育の効果を上げるための諸条件（児童生徒理解、生徒指導上の諸課題への対応、教室環境づくり、学級事務、保護者との連携等）を整備する極めて広範な内容をもつ業務である。

このように多岐にわたる学級経営の取組を進めるにあたり、特に大切にすべき視点について以下に示す。

##### （１）児童生徒理解を基盤として

「生徒指導は児童生徒理解に始まる」といわれているように、生徒指導では児童生徒理解の重要性が説かれているが、学級経営も確かな児童生徒理解を基盤として進めていかなければならない。児童生徒理解は、観察、諸検査、日記、面談等いろいろな方法によって進めることになるが、何よりもまず教職員と児童生徒との日常のふれ合いを基盤として行うことが大切である。授業の場面ではもちろんのこと、休憩時間等の会話の中で、また、教職員と児童生徒が清掃活動や勤労体験的な活動等をともにする中で、児童生徒の様々な姿を発見したり、より具体的に児童生徒を理解したりすることができる。児童生徒理解は、児童生徒とともに活動し、受容的な態度で接していく中で深められていくものであり、これが学級経営の大きな基盤となる。

##### （２）児童生徒との信頼関係の上に

学級が、児童生徒一人一人にとって居場所となり、安心して過ごせる場となることを目指したい。

その実現に向け、まず学級担任をはじめとする教職員は、児童生徒との信頼関係を築く必要がある。

児童生徒との間に信頼関係が成り立っていないと、たとえそれが正しい指導であっても、児童生徒の心に響いていかない。教職員との信頼関係を支えとして、児童生徒は安心して、よりよい学校生活を送ろうと前向きに取り組み、自らの願いや目標に向かって意欲的に活動していこうとすることができる。

加えて、児童生徒同士が好ましい人間関係を築いていく土壌を培い、互いに理解し、存在を認め合えるよう、心の通った人間関係を育むためのはたらきかけを行っていく必要がある。そのことが、よりよい学級集団をつくることにつながっていく。

##### （３）整えられた教室環境

教室は、児童生徒にとって毎日の生活の場であり、望ましい生活習慣の確立、学習意欲の喚起、情緒の安定等に大きく影響する場所である。そのために、

- ① 学習と生活の場としての教室環境
- ② 安全と健康に配慮された、心の安らぐ教室環境
- ③ 創造性を刺激し、楽しさの満ちあふれる教室環境

等に留意するように努めなければならない。

#### (4) 他学級との連携を大切にした学級経営

「自分の学級さえよければ…」といった閉鎖的な学級経営であってはならない。学校経営、学年経営の方針にもとづき、学級間の連携を密にして協力し合い、他の学級のよい点を学ぶとともに、自分の学級のよい面は積極的に紹介して、お互いの学級経営がよりよいものになるように努めなければならない。

#### (5) 迅速・的確な学級事務処理

学級事務には ①公簿の記入整理と保管（指導要録、出席簿、健康診断票等） ②報告文書の処理 ③学級備品の管理 ④学級会計 ⑤指導事務（学級経営案、週案等）など、内容は多岐にわたる。そのため、その事務処理にあたっては合理化、能率化を図る工夫をする。

会計事務など、金銭の取り扱いは適正に行い、教員としての信用を失うような行為があってはならない。

## 2 学級経営案の作成と活用

学級経営案は、学校や学年の経営方針を踏まえ、学級担任が作成する学級経営の計画書である。その作成に当たって、学級担任は学級の実態に応じた明確な目標を設定する等、具体的で実践可能な計画にすることが大切である。

#### (1) 学級経営案の項目例

①学校教育目標 ②学年の重点目標 ③学級の指導目標 ④学級の実態（男女別在籍数、学習活動、性格・行動、家庭環境、特に配慮が必要な児童生徒等） ⑤指導の重点（教室経営、学習指導、生活指導、健康教育、人権・同和教育等） ⑥家庭との連携 ⑦学級経営年間計画 ⑧実践の反省 等

#### (2) 学級経営案を作成するための資料収集

- ① 学校の経営方針（教育目標、経営方針、経営の重点 等）
- ② 学校の教育計画（教育課程、年間行事計画、年間指導計画 等）
- ③ 児童生徒の実態
  - ・ 指導要録や、健康診断票等から、各教科・特別活動等の学習の様子、性格・行動の様子、健康の状態、出欠の状況等を把握する。
  - ・ 日常の観察や日記等から、児童生徒の内面や人間関係等の変化に気を配る。
  - ・ 保護者との面談等から、児童生徒の家庭、地域社会における様子を把握する。

#### (3) 学級経営案の活用と改善

学級経営案は学級経営の計画であり、作成後、常に活用し、その改善を図ることが大切である。計画がどのように進んでいるかを折にふれて評価し、改善を加えながら学級経営の充実に資することが重要である。

### 3 家庭との連携

一人一人の児童生徒が学校生活において学力や社会性を伸ばしたり、個々のもつ課題を自ら解決したりして成長していくためには、家庭との連携が不可欠である。学級担任は、平素から、学校教育に対する保護者の関心や理解が深まるよう努めるとともに、保護者が、学校や学級担任に対してどんな指導を期待し、我が子のどのような成長を願っているかを把握するよう努めなくてはならない。

そのためには、相互の意思疎通を図り、信頼と協力関係を確立する必要がある。

生徒指導上の事案や事故等の問題が発生した際は、早期に対応を検討し、保護者の思いを受けとめながら誠意をもって対応することが大切である。

#### (1) 授業公開や保護者懇談

授業公開や保護者懇談は、学校や学級担任の考えを理解してもらう大切な機会であり、以下の点に留意しながら進めていく必要がある。

- ・保護者に、授業の様子や学級の状況がよく伝わるように工夫し、正しい理解が得られるよう努める。
- ・懇談会においては、多くの保護者に共通する話題を準備しておいたり、保護者同士が安心して語り合えるような雰囲気づくりを心がける。
- ・開催日、時刻等を検討し、保護者が出席しやすいように配慮する。
- ・欠席した保護者には、懇談会の概要を伝えるようにする。

なお、次項については、学校としての考えを保護者に伝え協力を求めることも必要である。

- ・家庭でのしつけや生活指導について（基本的な生活習慣の確立、家庭学習、手伝い、読書、テレビゲーム等の遊び、SNS利用をはじめとした情報モラル 等）
- ・人権・同和教育に対する理解について

#### (2) 家庭への連絡

直接的な方法（保護者面談、授業公開、学校行事への参加、家庭訪問、電話連絡等）や間接的な方法（学級通信、学校だより、通信票、連絡ノート等）により、家庭と学校が相互の情報を適切に伝え合うようにする。

〈家庭への連絡事項例〉

- ・学校や学級の経営方針について
- ・学校行事、学級活動等について
- ・児童生徒の学校での学習や生活の様子について（問題が発生したときだけでなく、日頃から児童生徒の取組や良さについても連絡することで、よりよい関係づくりにつながる）
- ・学校や家庭における学習への取組状況や、進路情報等の共有について
- ・心身の健康にかかわることについて
- ・休日、休業日の過ごし方及び校外生活について
- ・情報モラルについて 等

### (3) 家庭訪問

家庭訪問に当たっては、保護者との信頼関係を深めることが重要である。訪問によって、学校に対する保護者の願いや考えを聞き、また、児童生徒の生育歴、生活習慣、家庭学習、交友状況、遊びの傾向等、教育上配慮を要することがらについて話していただける範囲で把握する。

また、計画された家庭訪問以外にも、状況に応じての訪問が適宜必要である。

## 4 日常の指導

### (1) 朝の会・終わりの会（朝礼・終礼）

朝の会・終わりの会は、教育活動の中に位置付けられるものである。これらの時間は学校によっても異なるが、10～15分間程度であり、円滑な運営が必要である。

朝の会の内容としては、「朝のあいさつ」、「健康観察」、「係からの伝達」、「日程の確認」、「学級担任からの連絡」等が考えられる。

終わりの会の内容としては、「一日の振り返り」、「学習や生活等についての反省」、「翌日の連絡」等を行うことが考えられる。また、下校途中の危険防止についての交通安全指導や帰宅後の過ごし方についての指導も大切である。

朝の会・終わりの会では、必要な連絡事項を伝えたり、生活の指導を行ったりすることに加え、児童生徒の人間関係を深めたり、主体的な活動を育んだりする場としても適している。内容や会の進め方については、十分に配慮した上で児童生徒にゆだねることも考えられる。

また、朝の会・終わりの会は、学級担任と児童生徒との心の交流のための重要な場でもある。学級経営上の大切な時間であるという認識をもち、創意工夫し、充実した時間となるよう心がける。

### (2) 給食指導

学校給食の指導は、主として給食時に行うことになるが、必要に応じて学級活動の時間でも取り上げ、計画的に指導することが望まれる。

小学校においては、食育の観点を踏まえ、楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、給食時の清潔、食事環境の整備等望ましい食習慣の形成を図るとともに、望ましい人間関係の形成を図る。

中学校においては、生徒の実態に即して、小学校における指導を引き継いで基本的な習慣や態度を更に発展させる。健康と食習慣、食事のマナーと楽しさ、バランスのとれた食生活等について指導し、生涯にわたって自己の健康に配慮した食生活が営めるようにする。

### (3) 清掃指導

清掃活動は、児童生徒に教室等の身近な環境の整備に関心をもたせ、清潔で落ち着いた環境をつくる態度と習慣を養うとともに、集団活動を通して、協力・責任・奉仕等の好ましい社会的態度を育成しようとするものである。また児童生徒とふれ合う中で、児童生徒理解が深まる。清掃時には指導担当区域に行き、児童生徒への指導に併せ、協働する姿勢が大切である。

## 4 学 校 評 価

### 1 学校評価の目的

学校評価は、以下の3つを目的として実施するものであり、これにより子どもたちがより良い学校生活を送ることができるよう、学校運営の改善と発展を目指すための取組である。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
  - ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
  - ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保障し、その向上を図ること。
- （「学校評価ガイドライン」〔改訂〕文部科学省、平成22年7月より抜粋）

### 2 学校評価と情報提供に関する規定

学校評価については、平成19年6月の学校教育法、同年10月の学校教育法施行規則の改正により、次のように規定されている。

- 学校教育法施行規則（平成19年12月施行）
- 第66条** 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。
- 第67条** 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。
- 第68条** 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。
- ※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校等にもそれぞれ準用。

### 3 学校評価の種類・位置付けとPDCAサイクルに基づいた学校評価システム

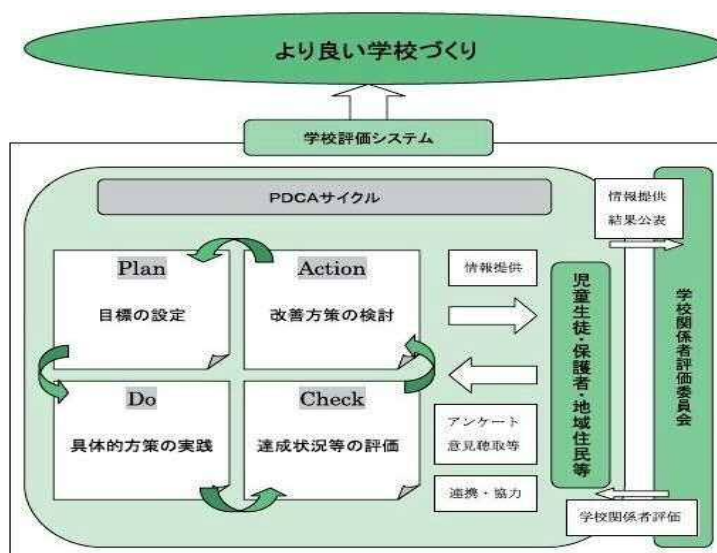
学校評価の具体的な進め方については、「学校評価ガイドライン」〔改訂〕（文部科学省 平成22年7月）や「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」（島根県教育委員会 平成20年3月）、リーフレット「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」（学校評価を子どもたちのために）（島根県教育委員会 平成21年3月）を参照し、全教職員が関わることができるような組織としての評価システムを確立することが大切である。

学校評価の種類・位置付けは右表のようになっている。島根県内の学校関係者評価実施率は小学校で98.5%、中学校で98.0%（平成29年度教育課程状況調査報告書より）、県立学校で100%となっている。

|         | 実 施            | 公 表      | 設置者への報告 |
|---------|----------------|----------|---------|
| 自己評価    | 義 務            | 義 務      | 義 務     |
| 学校関係者評価 | 努力義務           | 実施した場合義務 |         |
| 第三者評価   | （特段の規定はありません。） |          |         |

「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり」より

学校評価は、PDCAのそれぞれの段階が互いに関連しながらサイクルとして機能していくことが大切である。また、子どもや保護者、地域住民等の意見を学校の目標や方策に反映させるとともに、学校関係者評価を学校と保護者・地域住民とをつなぐコミュニケーションツールとして活用し、保護者、地域住民等と連携協力した学校づくりを推進していくことが重要である。



「信頼・協働 ひとみ輝く 笑顔あふれる 学校づくり」(学校評価を子どもたちのために) より

## 4 手段としての学校評価

(1) 学校評価は手段（ツール）であり、それ自体が目的ではない

- ① 学校経営の改善による教育水準の向上を図るための手段。
- ② 学校関係者の適切な学校運営の参画を促し、開かれた学校づくりを行う（コミュニケーションツール）。

(2) 過剰な負担なく、実施効果の高い評価を心がける

過剰な負担はマイナス。全教職員が「やって意味があった」と思えるような評価の仕組みづくりが大事。

(3) 日常的な学校情報の整理・活用がカギ

自己評価で収集する学校情報は教職員や保護者のアンケートだけではない。学力調査や定期テスト、体力テスト等の結果など多様なデータをどのように使うかがポイント。

(4) 組織としての評価システムを確立する

全教職員が評価に関わるように、学校評価における目標と教職員の目標を系統化する。

参考：平成25年度学校評価指導者養成研修関係資料、平成25年度学校評価フォーラム資料

## 5 実効性の高い学校評価の推進

島根県内において、多くの学校で学校評価の形が整いつつある。今後は、より実効性の高い学校評価を行っていくことが求められる。

「実効性の高い学校評価」とは

「学校、学校関係者及び設置者のそれぞれにとって、学校運営の改善や教育水準の向上、子どもの成長につながっているという有用感のある取組」

(「学校評価の在り方に関するWG報告」文部科学省 平成24年3月 より抜粋)

### 【基本的考え方】

- 学校評価を、教育活動その他の学校運営の改善のための組織的な取組により進める。
- 学校評価の実施や学校からの情報提供を学校と地域の人々との関係づくりととらえて、積極的に進める。
- 設置者や国は、全ての学校において実効性の高い学校評価が行われるよう支援する。

【参考】「信頼・協働 ひとみ輝く学校づくり 学校評価ガイドブック」

(平成20年3月 島根県教育委員会)

## 5 学校マネジメント

### 1 学校マネジメントとは

マネジメントとは「組織や職場の目標を達成するために、ひと、もの、かね、時間、情報などの経営資源を効果的に活用すること」である。また、組織マネジメントとは「組織が目的に向かって、持っている各種資源を開発・活用し適切な活動を行うこと、また効率的・効果的に動くために、資源を統合し調整すること」といわれている。これらのことを学校にあてはめたのが「学校マネジメント」である。つまり、学校マネジメントとは「学校の有している能力・資源を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程（活動）」である。

今の学校には、社会の急激な変化などにより、学力向上や規範意識の涵養、いじめや不登校などへの対応、特別支援教育の充実、リスクマネジメント等々、複雑かつ多様な教育課題がある。このような複雑化・多様化した課題の対応には、個人の努力だけでは限界があり、教職員が一体となった組織的な対応がこれまで以上に必要となっている。

マネジメントとは、リーダーシップを発揮したり、フォロワーシップを発揮したり、試行錯誤したり、行動し様子を見たり、チームを変革したり、といったコミュニケーションを中心とした対人間のプロセスでもある。特にリーダーシップはリーダーとフォロワーの相互作用によって発揮されるものであり、全員がよきリーダー・フォロワーになる必要がある。そこで、これまで主に管理職対象であった「学校組織マネジメント」を、すべての教職員対象に拡大し、あらたに「学校マネジメント」としている。

### 2 マネジメントの種類

管理職を含めたすべての教職員による学校のマネジメント構造を改めて吟味した結果、学校経営だけでなく、学級や教科、学年部や校務分掌など学校運営を担う様々なチーム単位のマネジメントや、保護者や地域との連携といった対外的なマネジメントなどを含めた多様なマネジメントの総体が「学校マネジメント」であり、それぞれの場面で教職員がマネジメントの機能を果たしている。このマネジメントの種類と対象を分類すると次のようになる。

| マネジメントの種類                           | マネジメントの対象                                                 |
|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 自己マネジメント<br>self management         | 学級経営や担当する教科の授業経営等の、自分の仕事や自分の感情の成長を対象にしたマネジメント             |
| 組織マネジメント<br>organization management | 学年や主任、分掌等の組織や係りとして担当する仕事を対象にするマネジメント                      |
| 機関マネジメント<br>institution management  | 学校を一つの機関として見渡す観点から、学校全体を対象とするマネジメント                       |
| 地域マネジメント<br>region management       | 一つの学校という枠を超えて、いくつかの学校や連携する機関を一つの組織体とみなして、その全体を対象とするマネジメント |

|                                 |                                                                     |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 戦略マネジメント<br>strategy management | 上記の全てに共通する、ミッション（使命・存在価値）やビジョンを明確化し、その実現のために目標設定やかじ取りを行う思考様式や仕事のしかた |
|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------|

### 3 学校マネジメントの実際

管理職が行う学校マネジメントはおよそ次の①～⑤である。

- ① 学校や地域の実態・課題を把握し、その解決のための学校経営方針や学校教育目標を設定する。
- ② 学校経営方針や学校教育目標を教職員に理解させ、保護者や地域に説明する。
- ③ 教職員の資質能力の向上を図る。
- ④ 組織的な教育活動を実現し、学校教育目標を達成する。
- ⑤ 教育活動を評価し、学校経営方針や学校教育目標の修正・改善につなげる。

一方、教職員は、管理職が設定した学校経営方針や学校教育目標を理解した上で、それに沿った自己目標を設定し動くことになる。これにより、校内の様々な教育活動は組織的で意味のあるものとなる。教職員は、学校マネジメントにおける過程でPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返す、いわゆるPDCAサイクルを回すことにより自己目標を達成し、教育活動全体の質的な充実につながっていくのである。それは、管理職との、またはチーム内での衝突と葛藤の過程でもあり、コミュニケーションのあり方が目標達成に大きく影響してくる。

自己目標達成のためには、自己の課題をオープンにして援助を求める勇気や責任感と主体性を持ち学校をより良いものにしようという意志、自分の考えを他者に伝えようとする勇気が必要である。そうした行動を取るうえでは、自分のありようを見つめて自己の資質能力を高める努力が不可欠である。そういった努力をする教職員だからこそ、周りを巻き込むことができるのである。

#### 【参考】

採用 10 年目までに学んでおきたい「学校マネジメント研修」テキスト[ダイジェスト版]  
(2013 年 3 月 (株) 学習調査エデュフロント)

学校組織マネジメント指導者養成研修〔配布資料〕

(浅野 良一 兵庫教育大学大学院教授)

## 6 カリキュラム・マネジメント

### 1 カリキュラム・マネジメントとは

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領には、カリキュラム・マネジメントについて次のように記載されている。「各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。」（第 1 章総則 第 1 の 4）

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、その中核を担うのがカリキュラム・マネジメントである。学校としての課題を発見し、日々、一步でも改善するべく、組織で課題解決に取り組もうという発想が前提である。

カリキュラム・マネジメントは次の側面から捉えることができる。上記指導要領の記述を 5 項目に分けたものと理解してよい。

- (1) 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと
- (2) 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の P D C A サイクルを確立すること
- (3) 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること
- (4) 学校の使命や目的を見据え、子供や学校の実態や課題を明確化し、具体的な教育目標とそれに基づく教育課程の編成方針を策定し、これらを関係者と共有すること
- (5) (1)～(4)の各側面に、教員はもとより他の職員、保護者や地域住民その他の関係者、児童生徒等の、当事者としての各立場に応じた積極的な関与を得て、前向きな学校文化を構築し、教育活動の推進力とすること

※(1)～(3)は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会）より

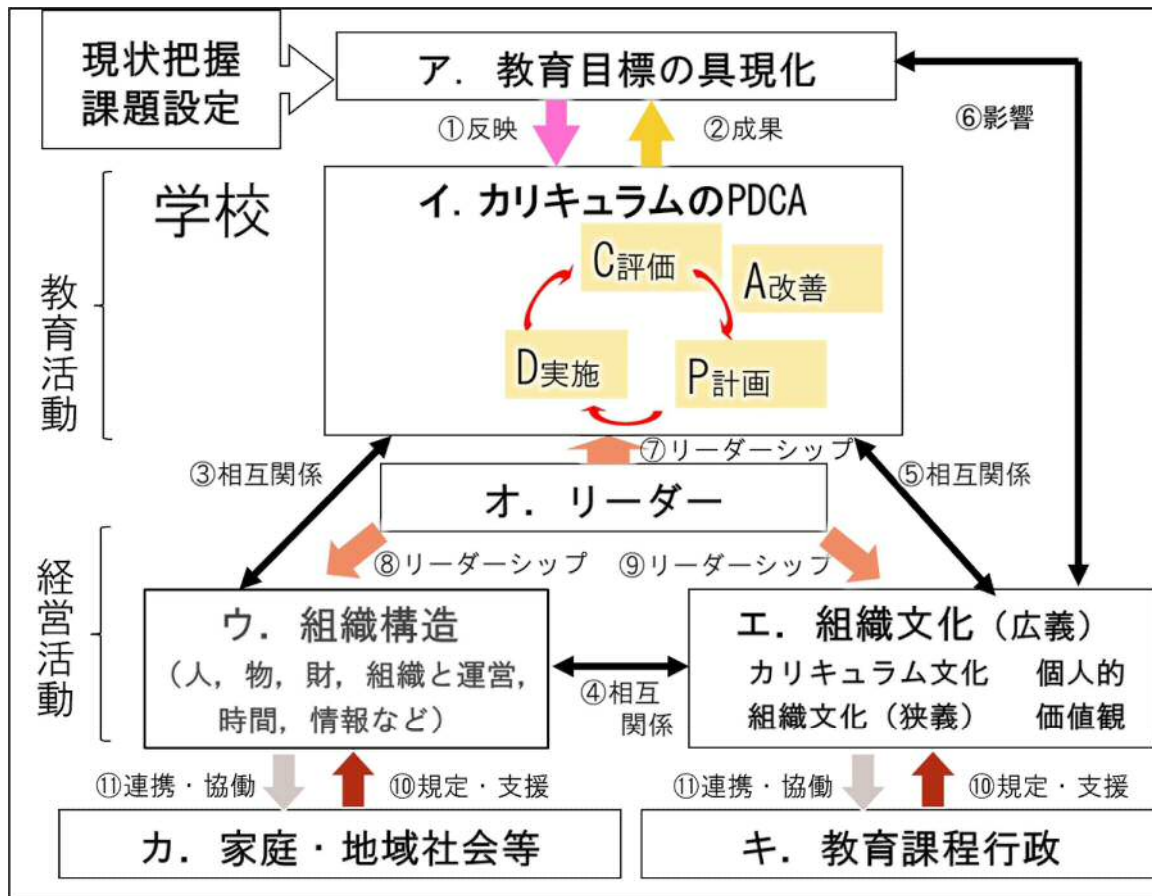
(4)、(5)は平成 28 年度カリキュラム・マネジメント指導者養成研修配布資料 田村知子（岐阜大学大学院）より

### 2 カリキュラム・マネジメントの全体像

次頁の図は、カリキュラム・マネジメントの全体像をモデル化したものである。学校教育活動と学校経営活動とを別個にとらえるのではなく、対応させてとらえている点に特徴がある。カリキュラム・マネジメントを進める上では、次の 4 つの視点が大切になってくる。

- (1) 学校は子どもたちの「どんな成長」をめざし、どこまで実現するのか（図中ア）
- (2) そのためにどんなカリキュラムをつくるのか（イ）
- (3) 教職員はどのように協働するのか、組織はどうするのか（ウ、エ、オ）
- (4) 保護者、地域住民、行政とはどのように連携・協働するのか（カ、キ）

これらの視点をもとに、学校内外の関係者で学校の課題や目標、方法論を共有化し、協同してよりよい実践を目指すことが大切である。ただし、カリキュラム・マネジメントはそれ自体が目的ではなく、あくまで学校教育目標を達成するための手段であるということを忘れてはならない。



田村知子編「カリキュラムマネジメントを促進する教員研修の企画・運営ガイド」より

### 3 カリキュラム・マネジメントの基本的な方法

「カリキュラム・マネジメント」の基本的な方法はおよそ次の(1)～(6)の通りである。

- (1) 学校課題と教育目標を明らかにして共有化を図る（改善は重要だが、取組を継続・発展させることも重要）【P26 囲み内の側面(1)に対応】
- (2) 評価を核としたマネジメントサイクルをつくる【側面(2)】
- (3) 教育内容・方法上の「連関性」を確保する【側面(1)】
- (4) カリキュラムに関わる各種文書（年間指導計画、週案、指導案、家庭学習の手引きなど）の工夫により「見える化」を図る。（作成することが目的とならないよう注意）【側面(1)(4)】
- (5) 組織運営上（学校内外）の「協働性（協働体制と協働的な組織文化）」をつくる【側面(1)(5)】
- (6) カリキュラムの計画段階や評価段階への参画の促進により、関係者の当事者性を高め、主体的な取組にする（全員の主体的な関与を促すツールとして、ワークショップ型研修は有効）

【側面(5)】

#### 【参考】

平成 28 年度 カリキュラム・マネジメント指導者養成研修〔配付資料〕

（田村 知子 岐阜大学大学院教授）

平成 28 年度 カリキュラム・マネジメント指導者養成研修配付資料

（赤沢 早人 奈良教育大学教授）

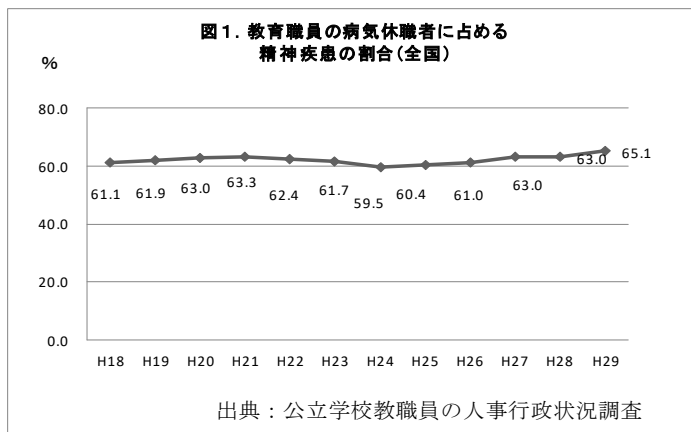
## 7 教職員のメンタルヘルス

メンタルヘルスとは、「こころの健康」のことである。業務の困難化や多忙化等でストレスを感じることが多い中で、教職員が心身ともに健康で教育に携わることが重要である。

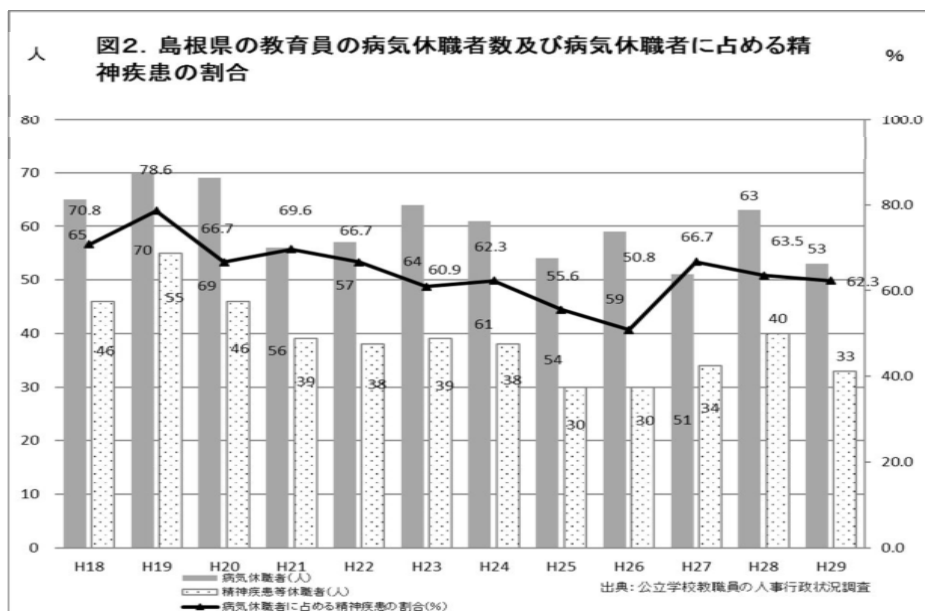
教職員一人一人がストレスや心の健康について理解し対処するとともに、組織として取り組む必要がある。

### 1 教職員のメンタルヘルスの現状と課題

公立学校教職員の人事行政状況調査結果（文部科学省）によると図1のとおり教育職員の病気休職者に占める精神疾患割合は依然として高い状況にある。島根県の状況についても、図2のと



おり病気休職者の約半数以上を占めており、メンタルヘルス対策は重要な課題である。労働安全衛生法の改正（平成27年12月1日施行）により、自身のストレスへの気づきを促し、職場環境改善につなげることににより、メンタルヘルス不調を未然に防止するストレスチェック制度が創設された。制度の実施に取組み、一次予防の充実を図る必要がある。



### 2 予防的取組

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成27年11月30日、労働者の心の健康の保持増進のための指針公示第6号）によれば、メンタルヘルスケアの基本的な考え方について、『ストレスの原因となる要因（以下「ストレス要因」という）は、仕事、職業生活、家庭、地域等に存在している。心の健康づくりは、労働者自身がストレスに気づき、これに対処する（セルフケア）の必要性を認識することが重要である。』としている。メンタルヘルス不調を未然に防止する「一次予防」及びメンタル不調を早期に発見し、適切な措置を行う「二次予防」及びメンタルヘルス不調となった労働者に職場復帰の支援等を行う「三次予防」が円滑に行われるようにする必要があり、島根県教育委員会では、指針に示された4つのケアについて次のように推進している。

## ①セルフケア

ストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減、対処するケア（管理監督者も含む）

### 【内容】

- ・ストレスへの気づき
- ・ストレスへの対処
- ・自発的な相談

### メンタルヘルス研修会

【対象】全教職員対象研修（常勤講師等を含む）

【実施内容】セルフケアを中心とした内容で、精神科医師及び臨床心理士等による講演

心とからだの健康相談等の利用

各所属における職員研修

### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケアに関する教育研修・情報提供
- ・相談体制の整備
- ・セルフチェックを行う機会の提供

厚生労働省 HP「こころの耳」

（5分でできる職場のストレスチェック）等

公立学校共済組合本部 HP

「心のセルフチェックシステム（ストレスチェック）」

ストレスチェック制度の実施（H28年度～）年1回程度

## ②ラインによるケア

管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や、部下に対する相談に対応するケア

### 【内容】

- ・職場環境等の把握と改善
- ・部下からの相談対応

### メンタルヘルスマネジメント研修

【対象】各所属で管理監督の立場にある者

【実施内容】ラインによるケアを推進するため、精神科医等による講演及び演習

### 【事業者が取り組むこと】

- ・ラインによるケアに関する教育研修・情報提供
- （相談対応・職場復帰への支援等含む）

- ・職場復帰支援プログラム利用者への受け入れ体制の整備、利用者への支援

各所属の衛生委員会等での調査審議を受けた職場環境改善等

## ③事業場内産業保健スタッフ等によるケア

教職員健康管理センター等による心の健康づくり対策の推進と教職員及び管理監督者を支援するケア

### 【内容】

- ・教職員及び管理監督者への支援
- ・事業場外資源とのネットワークの形成とその窓口相談

### 心とからだの健康相談

① 専門カウンセラー（精神科医）による相談

【実施内容】1回/月、県内3カ所で開催（松江・出雲・浜田）

② 保健師による相談 随時の対応（来所・電話・E-mail等）

③ 臨床心理士等による巡回相談（対象：県立学校）

### 【事業者が取り組むこと】

- ・セルフケア及びラインによるケアの支援
- ・教育研修の企画・実施
- ・職場環境の評価と改善
- ・相談対応、保健指導等

職場復帰支援プログラム利用者への支援、関係機関との調整等

衛生管理者等研修会の開催

長時間労働者の医師による面接指導

保健師による県立学校訪問

## ④事業場外資源を利用したケア

事業場外の機関及び専門家を活用し、その支援を受けるケア

### 【公立学校共済組合事業】

- ・教職員電話健康相談 24/・Web相談（こころの相談）/・電話・面談メンタルヘルス相談（委託先：明治安田生命、法研）
- ・メンタルヘルス相談/・心の悩みホットライン（公立学校共済組合中国中央病院）
- ・元気いきいきリフレッシュセミナー（公立学校共済組合島根支部）

### 3 復職支援

島根県教育委員会では「管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック」（平成 17 年 3 月）を作成し、管理監督者の役割を示すとともに、心の病気により長期に療養していた教育職員が円滑に職場復帰できるよう職場復帰支援プログラムを実施している。

職場復帰支援プログラムは、本人からの希望に基づいて行っており、復職等のための必須ではない。

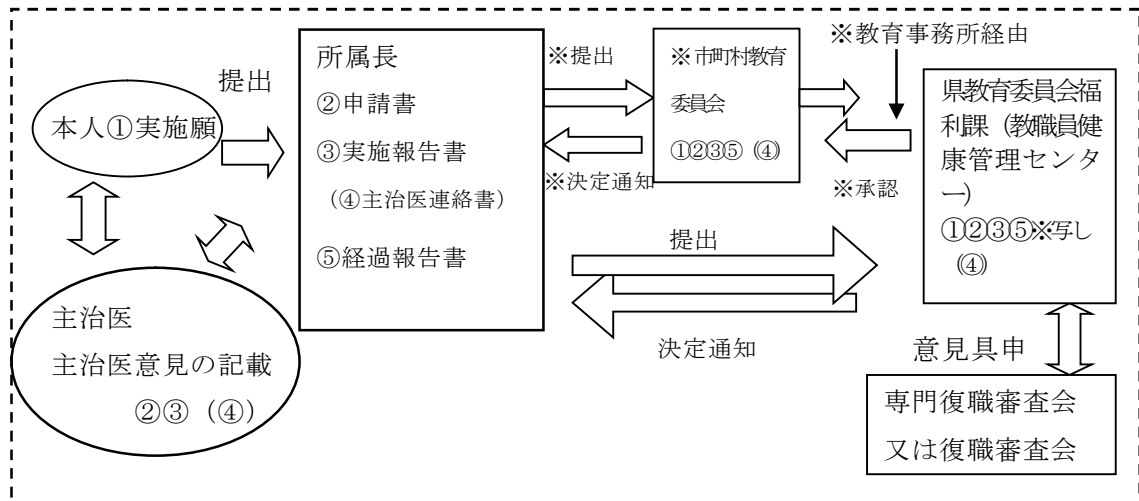
#### <職場復帰支援プログラムの実施と職場復帰までの流れ>

##### 病気休暇・休職中

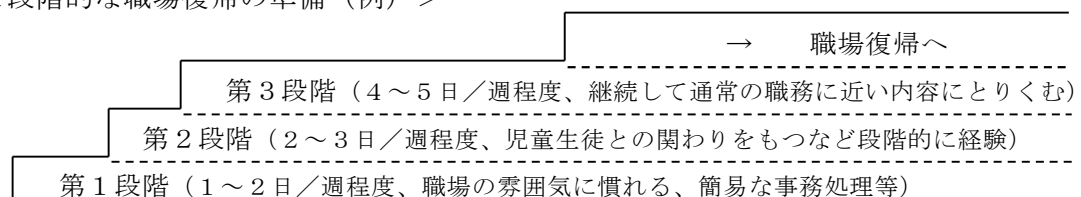
- 1 所属長は、支援プログラムの概要について、本人、家族へ説明
- 2 主治医による職場復帰の possible の判断と本人の希望確認
- 3 支援プログラムの実施

<手続きの流れ> ※の部分は市町村立小中学校、義務教育学校教職員の場合のみ

( ) は必要時のみ



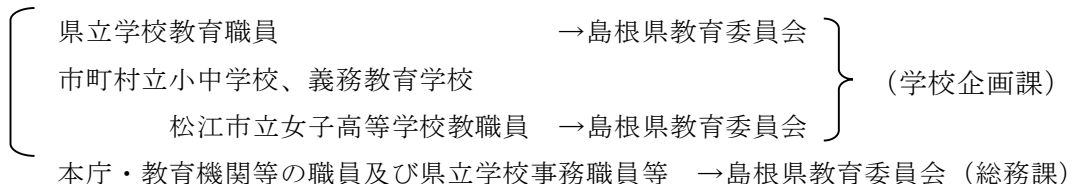
#### <段階的な職場復帰の準備（例）>



- 4 職場復帰の可否の判定 専門復職審査会又は復職審査会

- 5 最終的な職場復帰の可否に係る決定

分限処分所轄庁



職 場 復 帰

## 8 危機管理

### 1 学校における危機管理

危機管理とは、生命や心身等に危害をもたらす様々な危険の防止に努めることであり、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限に適切かつ迅速に対処することである。

#### (1) 学校における危機管理

##### ① 学校における危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3項目に整理される。

- 児童生徒や教職員の命や身体を守り、安全を確保すること
- 児童生徒や保護者との信頼関係を保つこと
- 児童生徒の心理的動揺を防ぎ、学校を安定した状態にすること

##### ② 危機管理の取組

危機管理の取組は、事前・発生時・事後の3段階に分け具体的に示すことが大切である。

- 未然防止に向けた取組（事前の危機管理）
- 危機発生時の対応（発生時の危機管理）
- 対応の評価と再発防止に向けた取組（事後の危機管理）

#### (2) 危機管理マニュアルの整備

##### ① 危機管理マニュアルへの記載事項

マニュアルの作成・見直しにあたっては、「学校危機管理の手引き」（島根県教育委員会平成29年10月）を踏まえるとともに、文部科学省等が作成したマニュアル等を参考にし、随時最新の情報に更新する。

その際、犯罪の発生状況等を含む学校や地域の安全に関する実態、児童生徒の実態、学校規模、地域の関係機関・団体などの協力体制、学校施設の状況等を考慮する。

##### ② 危機管理マニュアル作成上の留意

危機管理マニュアルの作成については、次の項目に考慮し具体的に示すことが重要である。

- 最悪の状況を想定すること
- 必要な対応、手順を明示すること
- 関係機関の連絡先を明示すること
- 関係機関等から助言を得ること
- 関係機関等との連携を図ること

##### ③ 危機管理の体制

学校の危機管理は、学校内外における学習時はもちろん、通学時、休憩時間、給食の時間、学校行事等における危機管理や、校長、教頭、あるいは安全担当の教職員が不在の場合の危機管理など、様々な場面を想定しておく必要がある。

##### ④ 危機発生時の対応

危機発生時の対応は、次の項目に従って組織的にかつ迅速に行うことが必要である。

##### ○冷静な初動対応

危機発生時、限られた時間・人員の中で、可能な限り客観的で正確な事実を把握するよう努め、最優先課題は何かを見極め、応急対応に取り組むなど、冷静な対応

を心掛ける。

○組織的な対応

校長のリーダーシップのもと、早急に危機管理の体制を確立し、必要な人員の確保、役割分担の明確化、適切な情報管理、児童生徒等への対応に努める。

○記録の作成・保存

時系列で正確かつ詳細な記録の作成・保存を行う。

○報道機関への対応

報道機関への対応は、説明する事実の整理、個人情報の保護、誠意ある対応が求められる。

○心のケア

心の健康問題については、児童生徒の発達段階、危機発生時の状況の程度や危機が生じてからの時間経過によって、その内容と特徴に差がみられる。これらを正しく理解するとともに、学校と家庭が協力して専門家や専門機関等と連携を図りつつ、注意深く教育的な配慮を行っていく必要がある。

(3) 対応の評価と再発防止に向けた取組

① 危機管理対応の評価

事態の収束後、危機発生時に行った対応について、作成した記録等から、評価・分析を行い、問題点、改善点を抽出する。

② 再発防止に向けた取組

評価・分析等によって得た問題点、要改善点等に基づき、再発防止策を検討する。

(4) その他留意すべき事項

① 情報公開等への対応

学校の教育方針・教育活動などの情報を普段から保護者・地域に提供することは、学校に対する理解と協力を得るために、保護者・地域と共に問題解決に当たるためにも重要な取組である。

## 2 学校安全

学校安全上の危機管理に関係する問題は、風水害・地震・火災・防犯など数多くの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引き」（平成 29 年 10 月）を参照されたい。この頁では、学校安全の基本的な内容や考え方について解説する。

(1) 学校環境の安全管理

安全な環境を整える具体的な方策は、施設・設備等を改善するような物理的な環境整備や、児童生徒等の行動を規制するような人的あるいは社会的な環境整備などを多角的に考慮する必要がある。学校環境の安全管理の方法としては、安全点検の実施と改善措置が考えられる。

校舎内・園舎内の管理の対象としては、教室（保育室）、廊下、階段、便所、特別教室、体育館（遊戯室）等が考えられる。校舎外・園舎外では、運動場・園庭等、体育施設、運動用具等の倉庫、プール、足洗い場等が考えられる。

## （２）学校生活の安全管理

学校生活の安全管理は、休憩時間、各教科等の学習時、クラブ活動等、学校行事、その他学校におけるすべての教育活動を対象として、主に児童生徒等の行動により生じる危険を早期に発見し、事故を未然に防止するために行うものである。

学校生活上の危機管理に係る問題は、いじめ・暴力行為・自死予告（自死企図）・児童虐待・家出・人権に関わる事象などの事案がある。これについての未然防止のポイントや発生時以降の対応のポイント及び情報収集等については、「学校危機管理の手引き」（平成 29 年 10 月）を参照されたい。

## （３）不審者侵入防止に関する安全管理

学校において児童生徒等の生命や安全を守ることは、すべての教育活動における基礎となり、また、その前提となる。このため、学校においては、保護者や警察等の関係機関、地域の関係団体等との連携を図り、児童生徒が、危害を加えるおそれのある不審者等の侵入による犯罪の被害者とならないよう十分な対策を講じる必要がある。具体的には、学校や地域の実情等を考慮し、日常の安全確保、学校周辺や地域における侵入のおそれのある不審者等の情報がある場合の安全確保、不審者等の侵入の防止、校内や敷地内に侵入した場合の安全確保及び緊急の対応等について、多様な観点から対策を検討し、実施する必要がある。

## （４）通学時の安全管理

学校においては、児童生徒等が、充実した学校生活を送るために、通学時の安全を確保することは重要である。

具体的には、地域における関係者（保護者、警察、関係団体等）との連携の強化、通学路の安全点検の徹底と環境の整備・改善、不審者等に関する情報の共有、登下校時の児童生徒等の安全管理の徹底、児童生徒等に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進などを行う必要がある。

## （５）事件・事故災害発生時の危機管理

学校の危機管理では体制づくりが重要であり、校長、副校長が責任者となり、校務分掌により安全を担当する教職員が中心となって活動できる体制を作り、教職員はそれぞれの状況に応じて平常時から役割を分担し、連携をとりながら活動を進めていく必要がある。

学校は、事件・事故災害発生時には迅速かつ適切に対応することが求められる。危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に沿って、危機管理責任者である校長（副校長）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を実施する。

## （６）安全管理の評価

安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要がある場合がある。また、人事異動により、教職員の安全管理に関する共通理解が低下することもあるため、安全管理に関する評価が必要となる。

### 3 学校保健・学校給食

学校給食・学校保健の危機管理のポイントは未然防止にある。

#### (1) 感染症や食中毒の発生

##### ① 児童生徒の健康観察

教職員は、日頃から連携して児童生徒の健康観察に努める。特に朝の健康観察は、感染症や食中毒などの集団発生状況を把握する機会となるため、全教職員がその意義と重要性を理解し、共通認識のもとに実施する。

ア) 欠席者及び遅刻者を把握し、その理由を確認する。

イ) 出席者については、教育活動中の体調の変化について健康観察を行う。

ウ) 健康観察の結果は記録用紙（健康観察表）に記入し、養護教諭に提出する。

##### ② 情報収集・緊急対応時の体制の整備

ア) 日頃から、感染症情報収集システムを活用するなどして、域内や近隣市町村の感染症の発生状況の情報収集に努める。

イ) 全ての保護者に対し、児童生徒が感染性の疾患や食中毒にかかったと判明した場合には早急に学校に連絡することを徹底する。

#### (2) 食物アレルギーの発生

##### ○食物アレルギーの発症が想定される場合

学校給食、食にかかわる行事、食事を伴う部活動や宿泊行事等、また、食物摂取後の運動（食物依存性運動誘発アナフィラキシー）

##### ① 児童生徒の実態把握

ア) 食物アレルギーの有無や程度、医療的管理状況等について、毎年保健調査等で把握する。

イ) 対応が必要な児童生徒には「学校生活管理指導表」の提出を求め、これに基づいて保護者と協議する。また、保護者の同意を得て児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、校内対応委員会を設置・開催し、個別の取組プランを作成する。

##### ② 学校における管理

ア) 食物アレルギー発症時の対応について校内で協議し、教職員間で共有する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急時連絡先の確認等）

イ) 「学校生活管理指導表」は緊急時に教職員の誰もが閲覧できるように一括して管理する。

ウ) 教職員は研修などを通して、食物アレルギーやアナフィラキシー等の基本的事項、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、エピペン®の使用方法、応急手当について知識や手技などを習得しておく。

エ) 担任等による献立の確認事項及び、食事の配膳やおかわりの際の留意事項について、教職員全員に周知する。

### ③ 連絡体制の整備

- ア) 学校・調理場・家庭の連携体制を強化するとともに、実効性のある校内対応委員会を組織する。
- イ) 保護者からは個別面談等により、児童生徒のアレルギーの状態について最新の情報を得るようにし、主治医の指示内容により必要があるときには校内対応について見直しを行う。
- ウ) 入学前及び転入前の通園施設や学校との連携をとる。
- エ) エピペン®を処方されている児童生徒がいる場合には、保護者の同意を得たうえで、事前に地域の消防機関に当該児童生徒の情報提供をし、迅速な対処や搬送のための体制をつくる等、日頃から地域の関係機関と連携する。

### ④ 情報提供

日頃から各種通信（学校便り、保健便り、給食便り等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

※参考：「島根県食物アレルギー対応ハンドブック」（平成28年2月島根県教育委員会）

## (3) 学校給食への異物（危険な異物）混入

### ○危険な異物

金属類、ガラス、石、薬品など児童生徒へ健康被害を与える危険性が高い異物または異臭の場合

### ① 学校等における危機管理体制の確立

- ア) 校長は学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- イ) 調理場の施設長は、調理場での異物混入を想定し、その原因等を分析して防止する方法を考える体制を作っておく。
- ウ) 栄養教諭・学校栄養士、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関する知識の習得を図る。

### ② 連絡体制の整備

異物混入の判明時期としては、ア) 配送前、イ) 配送後調理場での検食時、ウ) 各学校での検食時、エ) 各学級での配食時、オ) 喫食時等が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

### ③ 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（校長等）が、原則児童生徒の給食30分前までに検食を行い、結果を記録する。

### ④ 調理場での日常点検の徹底

- ア) 食材の納入時の立ち会い及び検収を徹底する。
- イ) 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないように最善を尽くす。また、食中毒予防の観点からも日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ウ) 調理後配送までの管理を徹底する。

学校保健・学校給食の危機発生時は、校内の危機管理マニュアルに基づき、①情報の把握とその対応、②処置・報告、③児童生徒・保護者への連絡等を行う。

※参考：「学校危機管理の手引（改訂版）」（平成26年9月 島根県教育委員会）

## 4 教職員における危機管理

以下のような事案が発生しないよう未然防止に努めるとともに、発生時の対応についても共通理解しておくことが重要である。（詳細は『学校危機管理の手引き』参照）

### （１）体罰

#### ① 未然防止のポイント

- ア 体罰根絶の徹底 人権尊重の教育の重要性について、研修会等を通じて十分に認識を深める。
- イ 協力体制の確立 学校全体として体罰を戒め合う雰囲気をつくる。
- ウ 法的責任の認識 学校事故において教職員が責任を問われることがあることを認識する。

#### ② 関係通知等

- ア 学校教育法第 11 条（体罰の定義）
- イ 文部科学省通知（文科初第 1269 号通知）

#### ③ 体罰発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 負傷児童生徒の救護
- ウ 保護者への連絡
- エ 再発防止

### （２）教職員の交通事故

#### ① 未然防止のポイント

- ア 教育公務員としての自覚の高揚

#### ② 関係法令等

- ア 地公法第 32 条（法令及び職務上の命令に従う義務）
- イ 地公法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

#### ③ 教職員の交通事故発生時の対応

- ア 負傷者の救護
- イ 管理職への報告
- ウ 警察への届出
- エ 相手方への対応

### （３）個人情報の管理上のトラブル

#### ① 未然防止のポイント

- ア 個人情報の管理に関する教職員の意識向上
- イ 諸帳簿の取扱いに関する規定の整備
- ウ 電子情報の管理方法の明確化

#### ② 個人情報管理上のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

### （４）ハラスメント（セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）

#### ① 未然防止のポイント

- ア 人権意識高揚のための研修や意識啓発の充実
- イ ハラスメント防止等に関する要綱等の制定

#### ② 情報収集等

- ア 関係法令等 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 21 条
- イ 通知、関係情報等
  - 『セクハラと児童生徒の人権』（平成 12 年 4 月 島根県教育委員会）
  - 『セクシャル・ハラスメント その理解と防止のために』（平成 13 年 8 月 島根県教育委員会）
  - 『ハラスメント その理解と防止のために』（平成 29 年 2 月 島根県教育委員会）

#### ③ ハラスメント発生時の対応

- ア 管理職への相談
- イ 関係機関への相談
- ウ 事実確認
- エ 今後の対応

### （５）学校徴収金等の管理

#### ① 未然防止のポイント

- ア 大切な預り金であるという認識
- イ 適切な事務処理（通知・徴収・支出・報告・決算・監査）
- ウ 通帳・印鑑等の管理の徹底 ※『学校徴収金等取扱要綱（平成 20 年 9 月 島根県教育委員会）』参照

#### ② 紛失・盗難等のトラブル発生時の対応

- ア 管理職への報告
- イ 警察への連絡
- ウ 児童生徒、保護者への対応

# 第4章

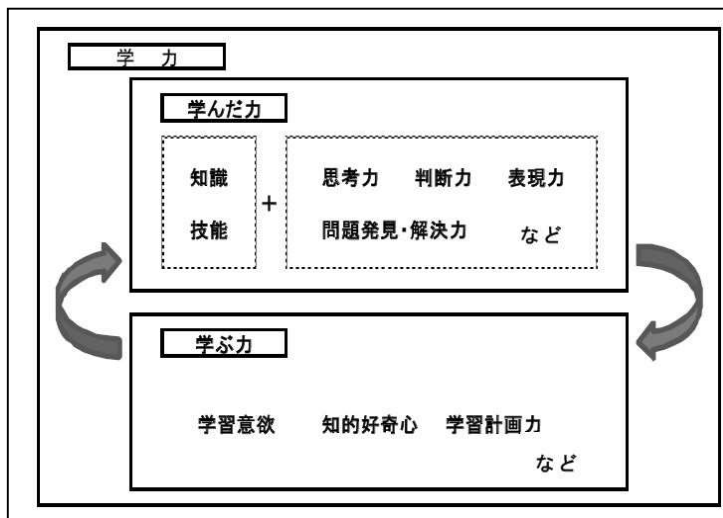


## 各教育活動

# 1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成

## 島根県が定義する「学力」

島根県では第2期しまね教育ビジョン 21 を策定するにあたり、「学力」を「学ぶ力・学んだ力」として下図のように整理し、系統的な育成を図ることとした。



児童生徒が国際化、情報化の進展などにより急速に変化する社会を生き抜いていくためには、様々な状況変化に的確に対応できるよう、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力、問題発見・解決力」などの「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力」などの「学ぶ力」を児童生徒に身に付けさせることが必要である。

「学ぶ力」は生涯にわたって主体的に学び続けようとする原動力となるものであり、「学ぶ力」を育むことで「学んだ力」を向上させ、それが新たな段階の「学ぶ力」を生むという好循環を確立することが重要である。

島根県教育委員会は、「島根の子どもたちに身につけてもらいたい力」とは、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、すなわち「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題に粘り強く向かっていく力」のことだと考える。このような学力観に基づき、具体的には、論理的思考力、コミュニケーション力や感性・情緒といった、「生きる力」を構成する重要な力を島根の子どもたちには身につけてもらいたいと考える。

なお、国が法律によって定義した学力との関係は、次のとおりである。

| 法律での表現                 | 第2期しまね教育ビジョン 21 の表現              |
|------------------------|----------------------------------|
| ①基礎的な知識及び技能            | ⇒ 「学んだ力」(知識 技能)                  |
| ②思考力、判断力、表現力<br>その他の能力 | ⇒ 「学んだ力」(思考力 判断力 表現力 問題発見・解決力など) |
| ③主体的に学習に取り組む<br>態度     | ⇒ 「学ぶ力」(学習意欲 知的好奇心 学習計画力など)      |

〈参考〉学校教育法第30条2項

……生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、①基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な②思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、③主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いなければならない。

## 2 授 業 づ く り

### 1 学力・学習状況に係る本県の状況

平成 30 年度全国学力・学習状況調査結果の概要は以下の通りである。

- 平均正答率の比較において小学校国語 B、中学校国語 A・B、中学校理科は全国平均並み、小学校国語 A、算数 A・B、理科、中学校数学 A・B は全国平均を下回った。
- 各教科の分類・区分別正答数分布状況では、小学校国語 A の「読むこと」「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」、小学校算数のほとんどの領域、小学校理科の A 区分、中学校数学 A の「数と式」「関数」、数学 B の「数と式」「資料の活用」で全国平均を 2 ポイント以上、下回った。
- 地域の人材の活用について肯定的回答の数値が高い。教育活動に必要な地域資源を効果的に活用して指導計画を作成し、地域と連携・協働した教育活動を展開している学校が多い。地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がある児童生徒も多い。
- 小学校では、「全国学力・学習状況調査の自校の分析結果について、学校全体で教育活動を改善するために活用した」割合が全国と比較して高い。全国学力・学習状況調査を県独自の学力調査と併せて分析し、具体的な教育指導の改善や指導計画への反映を行っている小中学校の割合は増えてきている。
- 「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」について肯定的な回答をした児童生徒の割合が大きく増加した。指導計画の作成にあたって、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育内容を組織的に配列している学校も増加した。
- 「算数の勉強は好きだ」という児童の割合は伸び悩み、全国平均と比較して低い状況にある。「算数の授業の内容はよく分かる」と回答する割合は少しずつ上昇してきている。
- 中学校第 3 学年の家庭学習について、保護者への働きかけを行った学校が前年と比較して大きく増加した。また、学校の授業時間以外に平日 1 時間以上勉強する割合について、全国との差はまだ大きい、これまでの調査の中では最も高い割合となっている。

### 2 課題解決のための授業改善の視点

島根県教育委員会では学校の現状等を踏まえ、指導や授業の充実に向けて、第 2 期しまね教育ビジョン 21 で示す施策「学力の育成」を推進するため、平成 26 年 8 月に「しまねの学力育成推進プラン」を策定した。（平成 28 年 4 月改訂）その中の「授業の質の向上」について、以下のとおり内容を構成している。

#### (1) 学ぶ力・学んだ力を高める授業の推進

##### ①めざす授業の実践に向けての情報発信

- 学習指導要領に基づいた教育課程の適切な編成・実施・評価のポイントについて「各教科等の指導の重点」の活用を図る。
- 学ぶ力・学んだ力を高める授業づくりのポイントについて発信し、各学校での活用を図る。
  - ・発達の段階に応じた基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る授業づくり
  - ・言語活動の充実により、思考力・判断力・表現力を高める授業づくり
  - ・学習意欲や知的好奇心を高める授業づくり

②教員に求められる授業力の明確化と発信

## (2) 学力と学習状況の分析に基づく授業改善

## (3) 教員の指導力向上のための指導・研修の充実

(1) ②「教員に求められる授業力」に関して、教育センターでは、『授業力』は、教科指導において必要とされる『情熱・使命感』をはじめとする4つの要素で構成される」として、それぞれの構成要素を次ページのとおりとした。そして、経験年数に応じた研修において、要素ごとに「研修において大切にしたい視点」を設定し、ねらいの達成に必要なプログラムのもと研修を実施している。(P41「経験年数に応じた研修(教育センター研修)において大切にしたい『授業力』の視点」参照)

さらに、校内で協同して授業力を高めるために、「授業観察のチェックリスト」を作成し、研究授業をはじめ、日々の授業における活用を働きかけている。(P42「授業力を高めるためにチェックリストの活用を」参照)

これらの視点を意識して授業を展開することが「学ぶ力・学んだ力を高める授業づくり」の3つのポイントに迫ることにつながる。

## 3 学習評価

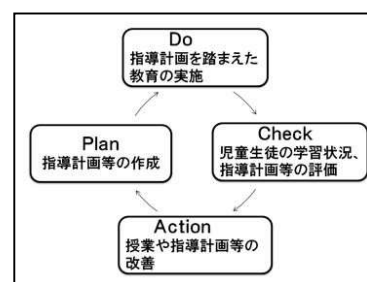
学習評価は、目標に準拠した評価により実施されており、児童生徒の学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、「評定」により評価している。観点別学習状況の評価は、きめ細かい学習指導を実施するため日常的に実施されるべきものである。

学習指導要領には、学校教育法第30条2項の規定を受け、総則に、教育課程がめざす3つの学力の要素が示されている。右図は、これらの要素と評価の観点の関係を整理したものである。

各学校における学習評価は、学習指導に係るPDCAサイクルの中で適切に実施し、学習指導の改善や学校にお

ける教育課程全体の改善に向けた取組と効果的に結び付けることが重要である。このサイクルは、日常の授業、学校における教育活動全体等の様々な段階で展開されるものである。学習評価を通じて、教師が授業の中で児童生徒の反応を見ながら学習指導の在り方を見直したり、一連の授業の中で個に応じた指導を図る時間を設けたりすることや、学校における教育活動を組織として改善したりしていくこと、つまり、「指導と評価の一体化」を図るための取組が必要となる。

また、学習評価は「診断的評価」「形成的評価」「総括的評価」に大別される。このうち、「指導と評価の一体化」を進める上から、「評価の結果を児童生徒の学習の改善や教師自身の指導にフィードバックするための学習過程についての評価」である「形成的評価」を重視することが求められる。



経験年数に応じた研修（教育センター研修）において大切にしたい「授業力」の視点

◆教育センター研修における「授業力」の4つの構成要素の解釈

「情熱・使命感」

児童生徒等のよりよい成長を願って、周囲と協働しながら自らの資質向上を図っていく姿勢

「構想力」

学習のねらいを明確にするとともに教材を研究し、見通しをもって授業を計画・創造、改善していく力

「生徒理解力」

集団の中で個の可能性を引き出すために、児童生徒等一人一人の実態・特性を理解する力

「指導力・統率力」

学び合う集団づくりに努め、専門的な指導技術をもとに学習のねらいの達成に向けて授業を実践する力

◆経験年数に応じた研修において大切にしたい授業力の視点（下線部はキーワード）

|                       |                       | 初任者研修                                                                      | 6年目研修                                                              | 中堅教諭等資質向上研修                                                                                    |
|-----------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「授業づくりの研修」<br>におけるねらい |                       | 授業の目標を踏まえ、 <u>児童生徒等を主体とした授業</u> ができる。                                      | 授業の目標を踏まえ、 <u>児童生徒等の実態を考慮した授業</u> ができる。                            | 各教科等の目標及び学習評価等を踏まえ、 <u>思考力・判断力・表現力等を育む授業</u> ができる。                                             |
|                       | 指導と評価の一体化 ～授業改善につなげる～ |                                                                            |                                                                    |                                                                                                |
|                       | 学習のねらい                | ・ 本時のねらいを明確にする。                                                            | ・ 本時のねらいを明確にする。<br>・ 単元（題材）を通して付けたい力を明確にする。                        | ・ 本時のねらいを明確にする。<br>・ 単元（題材）や年間を通して付けたい力を明確にする。<br>・ 指導内容の系統性や関連性を考慮する。                         |
|                       | 学習過程                  | ・ 本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。                                                | ・ 本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。<br>・ 児童生徒等の実態や思考の流れを大切に単元（題材）計画等を構成する。 | ・ 本時の授業に児童生徒等が主体的に学ぶ場を設定する。<br>・ 児童生徒等の実態や思考の流れを大切に単元（題材）計画等を構成する。<br>・ 知識・技能の活用を図る学習活動を充実させる。 |
| 構想力及び生徒理解力            | 学習評価                  | ・ 学習評価の意義を理解するとともに、ねらいに準拠した評価をする。                                          | ・ 児童生徒等の実態や学習内容に応じて、「指導と評価の一体化」を図る。（形成的評価の重視）                      | ・ 児童生徒等の実態や学習内容を踏まえて思考力・判断力・表現力等の評価方法を工夫する。                                                    |
|                       | 統率力・指導力               | ・ 学び合う集団づくりに努める。（学習規律、安心して学習できる場）<br>・ 指導技術を高める。（発問、言葉かけ、板書、教材・教具、学習形態等）   |                                                                    |                                                                                                |
| 情熱・使命感                |                       | ・ 多様な価値観を尊重する。<br>・ 新しい教育情報等を進んで得ようとする。<br>・ 他者から学ぶ（同僚、管理職、保護者・地域、児童生徒等から） |                                                                    |                                                                                                |

## 「授業力」を高めるためにチェックリストの活用を

教員一人一人が主体的に授業改善を進めていくためには、校内挙げて推進していく必要がある。そこで、教育センターでは『管理職による授業観察リーフレット』を作成した。名称こそ「管理職による」としているが、校内でお互いに授業を見せ合い語り合う際に活用できるよう、「授業観察のチェックリスト」を掲載した。

### 授業観察のチェックリスト（例）

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〔情熱・使命感〕  | <input type="checkbox"/> 明るく快活に児童生徒に接している。<br><input type="checkbox"/> 言葉遣い、身だしなみ、時間を守るなどのマナーがきちんとしている。<br><input type="checkbox"/> 同僚に相談したり、上司に助言を求めたりしている。<br><input type="checkbox"/> 常に教材研究を行い、授業を改善しようとしている。<br><input type="checkbox"/> 自己課題を意識した授業をしている。<br><input type="checkbox"/> 教育に関する新しい情報を得ようとしている。                                                   |
| 〔構想力〕     | <input type="checkbox"/> 学習指導要領に基づいた授業を実践している。<br><input type="checkbox"/> 単元のねらいが明確であり、本時のねらいを提示している。<br><input type="checkbox"/> 指導と評価が計画的に行われている。<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の実態に合った具体的な学習内容が設定されている。<br><input type="checkbox"/> 児童生徒が思考・表現する場を保障している。<br><input type="checkbox"/> 授業形態（個人・ペア・グループ）の工夫をしている。<br><input type="checkbox"/> 授業のまとめや振り返りをしている。 |
| 〔生徒理解力〕   | <input type="checkbox"/> 一人一人の発達の段階や特性に応じた指導がなされている。<br><input type="checkbox"/> クラスの実態・特性を理解し、集団への指導と個への指導を区別している。<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の学習意欲の向上のために、一人一人の変容（つぶやき・表情・動き）を捉えている。<br><input type="checkbox"/> 児童生徒の発言や行動を大切にとらえ、自己肯定感が高まるような支援が行われている。                                                                                                    |
| 〔指導力・統率力〕 | <input type="checkbox"/> 学習規律が確立し、安心して児童生徒が授業に参加している。<br><input type="checkbox"/> 豊かな表情、分かりやすい話し方等で児童生徒の興味関心を惹きつけている。<br><input type="checkbox"/> 学習を深めるための教材教具が準備されている。<br><input type="checkbox"/> ねらいに沿った発問が計画的に行われている。<br><input type="checkbox"/> 分かりやすく計画的な板書をしている。<br><input type="checkbox"/> ノート・発言・机間指導などから一人一人の良さや優れたところ、伸びを積極的に評価している。                  |
| 〔その他〕     | <input type="checkbox"/> 学習にふさわしい教室環境が整備されている。<br><input type="checkbox"/> ICTの有効的な活用がなされている。<br><input type="checkbox"/> 教職員評価システムにおける「自己目標評価シート（学習指導の自己目標・目標達成のための手立て）」を意識している。                                                                                                                                                                                   |

※ゴシック体のチェック項目は、教育センターにおける研修で大切にしている視点

ただし、この「授業観察のチェックリスト」はあくまで例示であり、授業者の教職経験年数や学校における役割によってチェック項目は変化する。また、学校や地域、児童生徒の実態やそれぞれの学校の学校教育目標や研究主題によってもチェック項目は変化する。各校がそれぞれ独自の授業観察のチェック項目を作成することが必要である。

なお、このリーフレットは、島根県教育センターHPからダウンロードすることができる。

## 3 言語活動の充実

### 1 なぜ言語活動の充実か

新学習指導要領では、育成すべき資質・能力を次のとおり示している。

- 知識及び技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

この中でも、特に「思考力・判断力・表現力等」を育み、各教科等の目標を実現するための手立てとして、「言語活動の充実」について規定されている。つまり、言語活動の充実とは、そのこと自体が目的ではなく、思考力・判断力・表現力等の育成のための手段・方法としてとらえることができる。

また、言語の役割を踏まえた以下のような言語活動の充実が重要である。

- (1) 知的活動（論理や思考）に関すること

ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること

(i) 事実等を正確に理解すること      (ii) 他者に的確に分かりやすく伝えること

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(i) 事実等を解釈し、説明することにより自分の考えを深めること

(ii) 考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと

イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）より抜粋

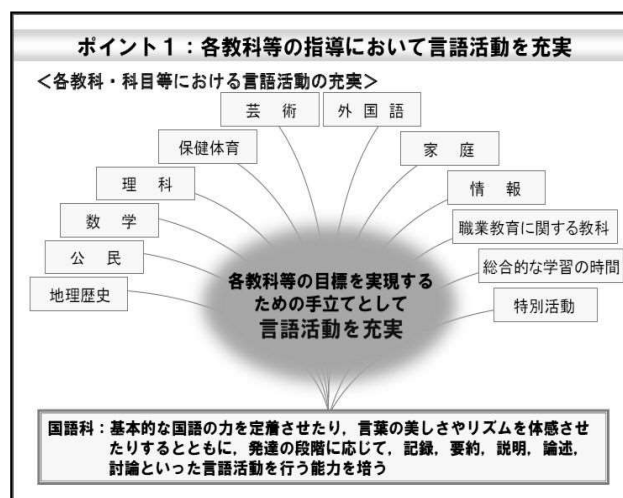
### 2 言語活動を充実するために

#### (1) 各教科等における言語活動の充実

「言語活動」自体が指すものは「話す」「聞く」「書く」「読む」という学習活動であり、新しいものではない。しかし、求められているのは「言語活動の充実」であり、それを通して思考力・判断力・表現力等を育成することである。言語に関する能力を育成する中心的な教科は国語科であるが、そこで学んだことをすべての教科等でも、それぞれの特質に応じて活用し、言語活動の充実を図っていくことが肝要である。

以下、新小学校学習指導要領解説の総

則編に示されている、言語活動の充実が期待される学習活動例を示す。



言語活動の充実に関する指導事例集【高等学校版】のポイント

(文部科学省 H24. 6)

| 教科等 | 取 組 例                                                                                                                              | 教科等 | 取 組 例                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 算数  | 思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、お互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高めあったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること | 社会  | 社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること |
| 理科  | 問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること        | 生活  | 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し考えられるようにすること     |

|                    |                                                                                                                                 |      |                                                                                                |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 音楽                 | 音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いた感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること | 図画工作 | 感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること                                    |
| 家庭                 | 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること                           | 体育   | 筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること |
| 外国語<br>外国語活動       | 実際に英語を用いた言語活動を通して、「知識及び技能」を身に付けるとともに、それらを活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成するための言語活動の例を示す                                                    | 道徳   | 児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること            |
| 学業の時間<br>総合的な学習の時間 | 探究的な学習の過程においては、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること                                                 | 特別活動 | 体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの事後の活動を充実すること                                           |

「小学校学習指導要領解説 総則編」（文部科学省 H29.6）より抜粋

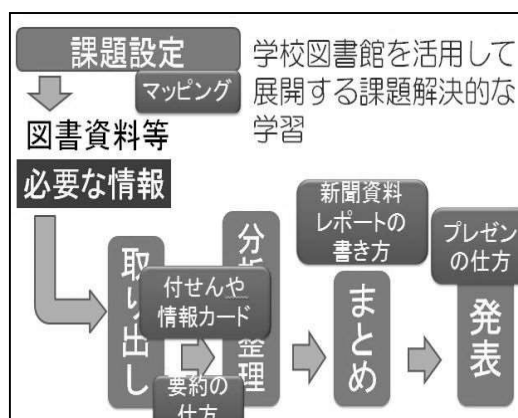
## （２）本県と全国との言語活動に関する取組の比較

下の表は、平成 30 年度全国学力・学習状況調査（学校質問紙）結果から見る本県と全国との言語活動に関する取組の差を数値化したものである。全体的に数値は伸び悩んでおり、特に、校内での言語活動の検討については、全国との差も大きくなっている。学校のグランドデザインに言語活動の充実を位置づけたり、校内での言語活動の充実に係る研修を実施したりして、全教職員で共通理解のもと取り組む必要がある。

|                                                              | 小学校  |      |      | 中学校  |      |       |
|--------------------------------------------------------------|------|------|------|------|------|-------|
|                                                              | 県    | 全国   | 差    | 県    | 全国   | 差     |
| 学校全体の言語活動の実施状況や課題について、全教職員の間で話し合ったり、検討したりしている。               | 89.8 | 93.1 | -3.3 | 74.7 | 86.0 | -11.3 |
| 言語活動について、国語科だけでなく、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいる。 | 92.5 | 94.2 | -1.7 | 87.4 | 90.7 | -3.3  |

## （３）学校図書館を活用した学習活動の展開

学校図書館の図書資料等を活用する学習過程を取り入れることによって、課題解決型の学習の展開が期待できる。①課題の設定 → ②情報の収集 → ③整理・分析 → ④まとめ・発表といった一連のプロセスにおいて、様々な言語活動を行いながら、児童生徒の思考力・判断力・表現力を育成することができる。



## 4 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善

### 1 「主体的・対話的で深い学び」とは

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申（平成28年12月）において、次の①～③の視点が示されている。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもつて粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

子ども自身が興味を持って積極的に取り組むとともに、学習活動を自ら振り返り意味づけたり、身に付いた資質・能力を自覚したり、共有したりすることが求められる。

- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

身に付けた知識や技能を定着させるとともに、物事の多面的で深い理解に至るためには、多様な表現を通じて、教職員と子どもや、子ども同士が対話し、それによって思考を深めていくことが求められる。

- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

子どもたちは、学びの過程で身に付けた資質・能力を発揮することで、それらがさらに伸ばされたり、新たな資質・能力が育まれたりしていく。教員は、教える場面と、子どもたちに思考・判断・表現させる場面を効果的に関連させながら指導していくことが求められる。

子どもたちは、このように、主体的・対話的で深く学んでいくことによって、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解したり、未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けたり、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができる。また、それぞれの興味や関心を基に、自分の個性に応じた学びを実現していくことができる。

教科等の特質を踏まえ、具体的な学習内容や児童の状況等に応じて、これらの視点の具体的な内容を手掛かりに、質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることが求められている。

### 2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けての留意点

#### (1) 「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善について

平成26年11月に中央教育審議会への諮問において提示された「アクティブ・ラーニング」は、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」を実現するために共有すべき授業改善の視点として位置付けられることとなった。「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善は、単に対話を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるものではなく、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図するものであり、さらに、それを通してどのような資質・能力を育むかという観点から、学習の在り方そのものの問い直しを目指すものである。

また、「アクティブ・ラーニング」については、例えば、総合的な学習の時間における地域課題の解決や、特別活動における学級生活の諸問題の解決など、地域や他者に対して具体的に働きかけたり、対

話したりして身近な問題を解決することを指す場合があるが、必ずしもそれだけではない。例えば、国語や各教科等における言語活動や、社会科において課題を追究し解決する活動、理科において観察・実験を通じて課題を探究する学習、体育における運動課題を解決する学習、美術における表現や鑑賞の活動など、全ての教科等における学習活動に関わるものであり、こうした学習を、更に改善・充実させていくための視点であることに留意する必要がある。

## (2) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めるにあたって

学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）では、例えば以下の諸点に留意して授業改善に取り組むことが重要であるとしている。

- これまで着実に取り組まれてきた授業改善の取組・実践を否定し、全く異なる指導方法を導入しなければならないことであると捉える必要はない。
- 授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点から授業改善を図ることが重要である。
- 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で授業改善を進めることが重要となる。

【参考】「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月 中央教育審議会）

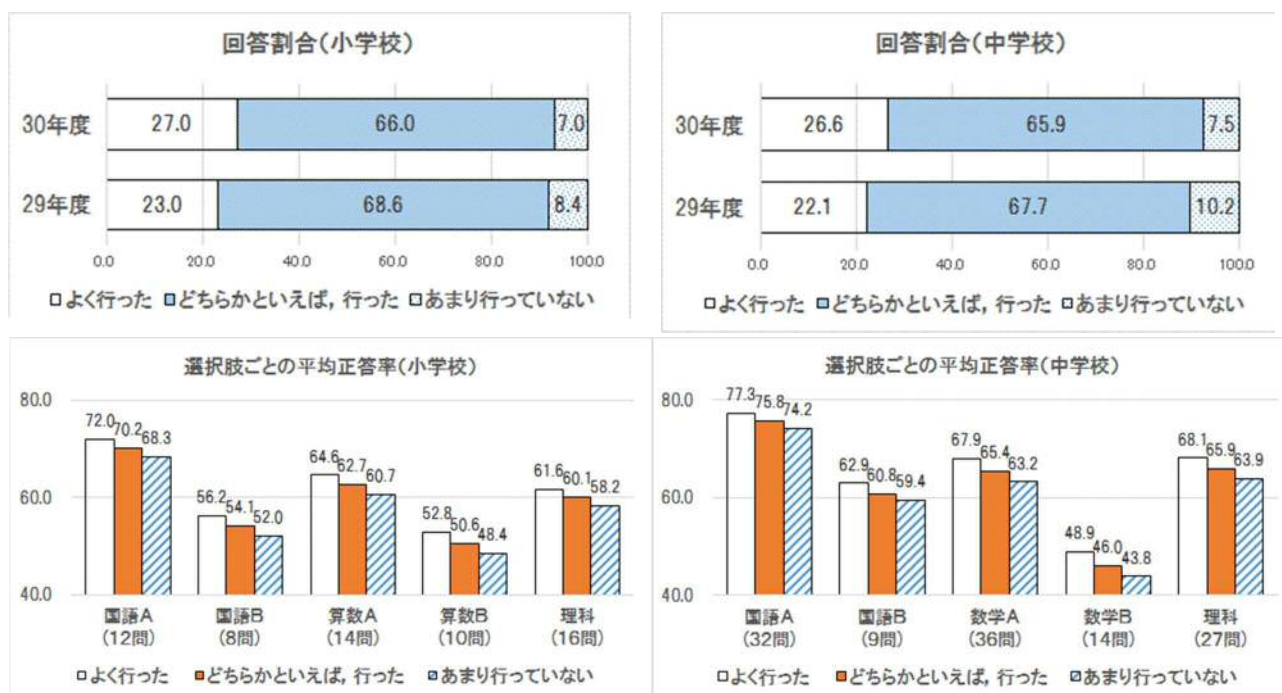
小学校学習指導要領、中学校学習指導要領（平成29年3月 文部科学省）

小学校学習指導要領解説総則編、中学校学習指導要領解説総則編（平成29年6月 文部科学省）

[参照]

下図は、国立教育政策研究所が実施した平成30年度全国学力・学習状況調査のうち、「主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関する取組状況」に関する学校質問紙調査結果の一部である。

「調査対象学年の児童生徒に対して、前年度までに、習得・活用及び探究の学習過程を見通した指導方法の改善及び工夫をした」という設問に対する全国の小・中学校の回答結果は次のとおりであった。



この結果、習得・活用及び探究の学習過程を見通すなどの、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に関して肯定的に回答した学校ほど、教科の平均正答率が高い傾向にあることが明らかとなった。

## 5 道 徳 教 育

### 1 道徳の教科化について

- 小学校では今年度教科化2年目となるため、昨年度の取組を振り返り、更なる授業改善、評価の改善に努めること。中学校では今年度から特別の教科となるため、これまでに各校で準備してきたことを今一度確認すること。具体的な取組については「2」以降及び、島根県教育委員会「平成31年度各教科等指導の重点」を参考にされたい。
- 道徳科の授業を行う際、検定教科書を使用することとなる。なお、教科書を主たる教材としつつ、多様な教材が活用されることが重要であり、「私たちの道徳」や「しまねの道徳」なども教材として適切に使用していくことが求められる。

### 2 教育活動全体を通じて行う道徳教育

平成29年3月に告示された新学習指導要領でも、引き続き道徳教育は学校の教育活動全体を通じて、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度などの道徳性を養うことを明確に示している。道徳教育を学校の教育活動全体を通じて行っていくためには、次のことが大切である。

- (1) 学校としてどのような子どもを育成するのかを明らかにすること。(めざす子ども像)
- (2) (1)に迫るために、学校の教育目標との整合性を図りながら、道徳教育の重点目標を明確にすること。
- (3) (2)が道徳の内容項目のどれに相当するのかを明確にしつつ重点内容項目を設定すること。
- (4) (3)の各学年の指導の重点を明らかにすること。
  - ・道徳科の方針を明確にした年間指導計画の作成。
  - ・道徳科以外の指導で、どのような場面でどのように道徳教育を行うのかを示した、道徳教育全体計画別葉の作成。
- (5) 道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して取り組む体制が整っていること。
- (6) 児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、情報モラルに関する指導を充実すること。また、社会の持続可能な発展など、現代的な課題の解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。
- (7) 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の人々から学ぶ活動や、地域の伝統文化や行事への参加を生かした取組を行うなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

### 3 道徳科の目標

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野で)多面的・多角的に考え、自己の(人間としての)生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」 ( )内は中学校

#### (1)「道徳的諸価値について理解する」

道徳的諸価値は、よりよく生きるために必要とされるものであり、人間としての在り方や生き方の礎となるものである。なお、「道徳的諸価値についての理解」には3つの側面がある。

- ・価値理解：道徳的価値を、人間としてよりよく生きる上で大切なことであると理解すること。
- ・人間理解：道徳的価値は大切であっても実現することが難しい人間の弱さも理解する

こと。

- ・他者理解：道徳的価値を実現したり、実現できなかったりする場合の感じ方、考え方は一つではなく、多様であるということを前提として理解すること。

指導の際には、特定の道徳的価値を絶対的なものとして指導したり、本来実感を伴って理解すべき道徳的価値のよさや大切さを観念的に理解させたりする学習に終始することのないように配慮することが大切である。

## (2) 「自己を見つめる」

道徳科で大切なことは、児童生徒が道徳的諸価値を自分との関わりで捉えることである。

「自己を見つめる」とは、自分との関わり、つまりこれまでの自分の経験やそのときの感じ方、考え方と照らし合わせながら、さらに考えを深めることである。

## (3) 「物事を（広い視野で）多面的・多角的に考える」

児童生徒がこれから出会う様々な問題は、答えが一つであるとは限らない。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うためには、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接することが大切であり児童生徒が多様な価値観の存在を前提にして、他者と対話したり協働したりしながら、物事を多面的・多角的に考えることが求められる。

## (4) 「自己の（人間としての）生き方についての考えを深める」

児童生徒が道徳的価値の理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えることを通して形成された道徳的価値観を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。そして、そのことを通して、日常生活あるいは今後出会う様々な場面や、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を育成していく。

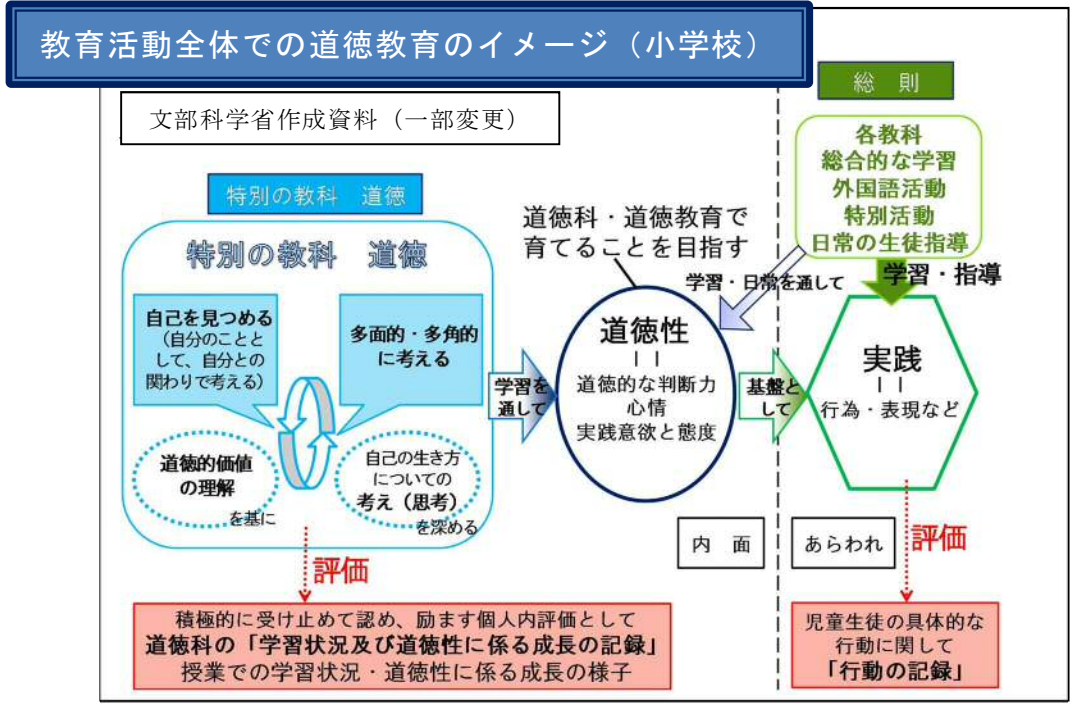
# 4 道徳科の評価

児童（生徒）の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする。

※小学校学習指導要領 第3章「特別の教科 道徳」（ ）内は中学校

道徳科は「道徳性を養う」という目標を掲げているが、道徳性は外からは見ることでできない内面的資質のため、道徳性が養われたかどうかを容易に判断することはできない。つまり、道徳性の評価は数値などによって評価してはならない。道徳科において評価の対象となるのは「学習状況」と「道徳性に係る成長の様子」である。道徳科の評価の基盤には、教師と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要である。その上で、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められる。このことを踏まえて、道徳科における評価のポイントは以下の通りである。

- ・学習活動を適切に設定しつつ、学習活動全体を通して見取る。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価を行う。
- ・特に、児童生徒の道徳的価値観が多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的諸価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視する。
- ・他教科における「目標に準拠した評価」ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます「個人内評価」として行う。なお、指導要録における道徳科の評価は記述式とする。
- ・観点別評価を通じて見取ろうとすることは、妥当ではない。



## 6 特別活動

### 1 学習指導要領の改訂

2019年度をもって、小・中・高等学校の特別活動は全面的に新学習指導要領によることとなる。

中央教育審議会答申では、特別活動の重要な役割について例えば以下のように記している。

- ・特別活動に関する指導力は、(中略)本来、小・中・高等学校の全ての教員に求められる最も基本的な専門性の一つである。
- ・小学校の学級活動の内容に(3)を設け、キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるように整理、特別活動をキャリア教育の要と位置付ける。
- ・学級活動・ホームルーム活動について、(中略)特に自治的能力の育成を重視し、課題の発見を含めて児童生徒主体の話し合いを通じて行うことを改めて明確にする。学級活動・ホームルーム活動(1)の充実
- ・学級活動を通じて学級経営の充実が図られ、学びに向かう集団を形成する。
- ・各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を特別活動の中で実践的な文脈で用いることによって、各教科におけるより「主体的・対話的で深い学び」の実現に寄与する。
- ・教育課程外も含め学級・学校文化の形成等を通じて学校全体の目標の実現につなげていく。

### 2 小・中学校における特別活動

#### (1) 目標 ※ ( ) 内は中学校

①集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、②様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己(人間として)の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

#### ①「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ」(下線部①)について

○下線部①は、「課題を見いだし解決に向けて取り組むという実践的な学習である」「各教科等で学んだことを実際の生活において総合的に活用して実践する」という特別活動の特質に応じた「見方・考え方」である。

○こうした「見方・考え方」を働かせるとは、各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい社会生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結びつけることである。

#### ②特別活動の学習の過程(下線部②)について

○「様々な集団活動」：学級活動、児童会(生徒会)活動、クラブ活動(小学校のみ)、学校行事である。(以下、『各活動・学校行事』)

○「自主的、実践的に取り組む」：集団活動の中で、一人一人の児童(生徒)が、実生活における課題の解決に取り組むことを通して学ぶことが、特別活動における「自主的、実践的な学習」である。／学級活動の内容(1)、児童会(生徒会)活動、クラブ活動については、さらに「自発的、自治的な活動」であることを特質としている。

○「互いのよさを発揮しながら」：これまで「望ましい集団活動を通して」として示した趣旨をより具体的に示したものである。／集団における合意形成や意思決定は、同調圧力に流されることなく、批判的思考力をもち、他者の意見も受け入れつつ自分の考えも主張できるよう

にすることが大切である。

○「集団や自己の生活上の課題を解決する」：様々な集団活動を通して集団や個人の課題を見だし、解決するための方法や内容を話し合っ、合意形成や意思決定をするとともに、それを協働して成し遂げたり強い意志を持って実現したりする児童（生徒）の活動内容や学習過程を示したものである。

③育成を目指す資質・能力について

○3つの柱に沿って示されている特別活動で育成を目指す資質・能力は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」という3つの視点を手掛かりに整理されている。

(2) 各活動・学校行事の目標

○特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、それぞれが独自の目標と内容をもつ教育活動である。これらは、構成や規模、活動の原理などが異なる集団活動を通して、第1の目標に掲げる特別活動で育成すべき資質・能力を身に付けることを目指して行う。

○各学校においては、こうした特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて、それぞれの活動の特質を生かした指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

○他の教科のように「単元」や時間のまとまりがなく、各活動・学校行事が同時並行的に行われるものであるということを踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」が実現するように組み立てること。

○全教職員が連携して指導に当たるため、全教職員の共通理解と協力体制が確立されるよう、調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成すること。

○特別活動の全体計画や年間指導計画の作成に当たっては、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態や児童生徒の発達の段階を考慮し、児童生徒の自主的、実践的な活動が促されるようにすること。

○内容相互及び各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）、総合的な学習の時間などの指導との関連を図ること。

○教師の適切な指導の下に行われる児童生徒の自発的、自治的な活動の特質とする内容と、教師の指導を中心とした児童生徒の自主的、実践的な活動の特質とする内容を区別して指導すること。

○児童生徒及び学校の実態並びに道徳教育の重点などを踏まえ、指導内容の重点化と、必要に応じた内容間の関連や統合、他の内容の追加ができること。

○ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導を図ること。

○異年齢集団や幼児、高齢者、障がいのある人々や幼児児童生徒との交流等を通して、協働することや社会に貢献することの喜びを得る活動を重視すること。

○入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導すること。

○「学級活動（3）一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導にあたっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材を活用すること。

（参照）小学校学習指導要領解説（平成29年6月）、中学校学習指導要領解説（平成29年7月）

### 3 高等学校における特別活動

(1) 目 標

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決するこ |
|---------------------------------------------------------------------------------|

とを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

○特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら、「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。中学校からの積み重ねや経験を活かしつつ、発達段階を踏まえて発展させていくことが大切である。

○特別活動で育成を目指す資質・能力は以下の三つの視点を踏まえて整理されている。

- ①人間関係形成 集団の中で人間関係を自主的、実践的によりよいものへと形成する視点
- ②社会参画 集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとする視点
- ③自己実現 集団の中で、現在及び将来の自己の生活の課題を発見し、よりよく改善しようとする視点

## (2)各活動・学校行事の内容

○特別活動は以下の内容をもって構成される

○ホームルーム活動の学習過程において、(1)については集団としての合意形成を、(2)及び(3)

| A ホームルーム活動                                                                         | C 学校行事                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| (1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画<br>(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全<br>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 | (1) 儀式的行事<br>(2) 文化的行事<br>(3) 健康安全・体育的行事<br>(4) 旅行・集団宿泊的行事<br>(5) 勤労生産・奉仕的行事 |
| B 生徒会活動                                                                            |                                                                              |
| (1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営<br>(2) 学校行事への協力<br>(3) ボランティア活動などの社会参画                   |                                                                              |

については一人一人の意思決定を行うことが示されている。

○総則において特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につながったり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするための教材を活用すること。

## (3) 指導計画の作成と内容の取扱いについての配慮事項

○特別活動の全体計画と各活動、学校行事の年間指導計画の作成に当たっては、次のような点を配慮する必要がある。

- ・学校の創意工夫を生かす。
- ・ホームルームや学校、地域の実態、生徒の発達の段階及び特質等を考慮する。
- ・各教科・科目、総合的な探究の時間などの指導との関連を図る。
- ・生徒による自主的、実践的な活動が助長されるようにする。
- ・家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。

(参照) 高等学校学習指導要領解説(平成30年7月)

## 7 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間

### 1 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の目標及び内容

総合的な学習の時間・総合的な探究の時間（以下「総合的な学習の時間」という。）は、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目標としている。総合的な学習の時間に行われる学習では、教科等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことが重要である。また、この時間における資質・能力は、探究課題を解決するためのものであり、それを通して、自己の生き方を考えることにつながるものでなければならない。

各学校においては、上記の内容を踏まえ、総合的な学習の時間の目標を定め、その実現を目指さなければならない。この目標は、学校の教育目標との関連性を考慮しつつ、この時間全体を通して、各学校が育てたいと願う児童生徒の姿や育成を目指す資質・能力、学習活動の在り方などを表現したものになる必要がある。

総合的な学習の時間では、各教科等のように、どの学年で何を指導するのかという内容が学習指導要領に明示されていない。各学校は、内容の設定に際し、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」の二つを定める必要がある。

各学校は、総合的な学習の時間の目標や内容を適切に定めて、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する必要がある。ここに総合的な学習の時間の大きな特質がある。

### 2 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の評価

#### （１）児童生徒の学習状況の評価

各学校において目標や内容を定めることから、その目標や内容に従って評価の観点を定める必要がある。そのうえで、具体的な児童生徒の姿を見取るに相応しい評価規準を設定し、評価方法や評価場面を適切に位置付けることが大切である。また、児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価することにより、児童生徒自身が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることも肝要である。

#### （２）評価の方法

総合的な学習の時間における評価として以下の３点について配慮する。

- ①信頼される評価：教員の適切な判断に基づいた評価が必要であり、教員によって著しく異なったり偏ったりすることなく、およそどの教員も同じように判断できる評価であること。
- ②多様な評価：多様な評価方法や複数の評価者による評価を適切に組み合わせること。
- ③学習状況の過程の評価：評価を学習活動の終末だけではなく、事前や途中にも位置付けること。

### 3 総合的な学習の時間・総合的な探究の時間の学習指導

#### （１）学習指導の基本

- ①児童生徒の主体性の重視：学び手としての児童生徒の有能さを引き出し、児童生徒の発想を大切に、育てる主体的・創造的な学習活動を展開すること。
- ②適切な指導の在り方：探究課題に対する考えを深め、資質・能力の育成につながる探究的な学習となるように、教師が適切な指導をすること。
- ③具体的で発展的な教材：身近にある具体的な教材、発展的な展開が期待される教

材を用意すること。

## (2) 探究的な学習の指導のポイント

総合的な学習の時間の目標を実現するためのポイントは、①「学習過程を探究的にすること」として探究的な学習の過程のイメージを明らかにしていくことと、②「他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること」として「探究的な活動」の更なる充実に向けた方向性を明らかにしていくことである。

### ①学習過程を探究的にすること

探究的な学習とは右図のような一連の学習活動である。解の定まらない複

雑で入り組んだ生活や社会の諸問題を追究していく中で、新たな認識を得たり、資質や能力及び態度を身に付けたりしていく。こうした探究の過程を繰り返していくことで、探究的な学習を実現し、児童生徒の学習の質が高まっていく。

【課題の設定】体験活動などを通して、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

### ②他者と協働して主体的に取り組む学習活動にすること

次のような場面と児童生徒の姿が想定できる。

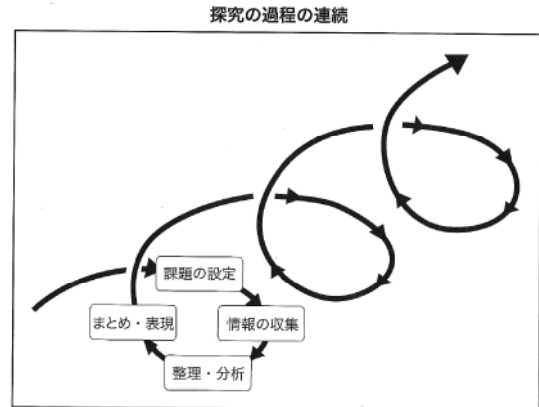
- それぞれの児童生徒が得た様々な情報を活用して協働的に学ぶ
- 異なる視点から考え、協働的に学ぶ
- 力を合わせたり交流したりして協働的に学ぶ
- 主体的かつ協働的に学ぶ

協働的に学ぶことにより、多様な考え方をもつ他者と適切に関わり合ったり、社会に積極的に参画したり貢献したりする資質・能力の育成につながる。また、探究的な学習として、児童生徒の学習の質を高めることにつながる。

## (3) 指導上の留意事項

総合的な学習の時間の取組により、大きな成果を上げている学校がある一方、当初の趣旨・理念に基づいて取り組まれていない状況がある。教科の補充・発展学習や学校行事などと混同された実践が行われている例も見られる。総合的な学習の時間の目標や内容は各学校が適切にこれを定めることから、取組には各学校の独自性が生まれるが、この取組の違いが成果の差になってはならない。総合的な学習の時間の目標を達成し、この時間につけるべき力がすべての児童生徒に保障される必要がある。

総合的な学習の時間の目標を明確化するとともに、児童生徒に育てたい力（身に付けさせたい力）や学習活動の示し方、関連する教科・特別活動との関係の整理といった学習計画について不断に検討する必要がある。



## 8 学校図書館活用教育

学校図書館には、豊かな人間性を育む読書活動の拠点となる「読書センター」機能、児童生徒の主体的な学習活動の支援や学習内容の理解を深める「学習センター」機能、児童生徒や教員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報活用能力を育成したりする「情報センター」機能が求められている。各学校においては、以下の点について積極的な取組が望まれる。

### 1 学校図書館活用の指導計画への位置づけ

- ・ 全学年を見通して情報活用スキルを指導できるよう、各教科の指導内容や学習活動との関連を明確にした教科横断的な年間指導計画や指導体系表を整備するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を目指す。
- ・ 学校図書館の管理・運営に当たっては、司書教諭や学校司書等を中心に管理職をはじめ全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努めるとともに、公立図書館等との連携を図る。
- ・ 学校図書館が、読書センター、学習センター及び情報センターとしての機能を発揮できるよう、環境を整備するとともに図書・視聴覚資料等の充実に努める。

### 2 学校図書館を利活用した学習の充実による情報活用能力の育成

- ・ **課題設定**→**情報の取り出し**→**情報の整理・選択**→**まとめ**→**発表**という一連のプロセスをもった探究学習を通して、情報活用スキルを身につけられるようにする。それぞれのプロセスで必要な情報活用のための技能（課題設定の仕方、事典・年鑑・図鑑の使い方、要約の仕方、発表資料のまとめ方、発表の仕方等）については、各教科等のねらいに沿って計画的に指導する。
- ・ 各教科等においては、図書・新聞、Web資料等を活用した学習活動を展開することにより、児童生徒の情報活用能力の育成を図る。（例えば、国語科では教科書教材だけでなく図書資料も読みながら、指導事項に沿った課題解決的な言語活動を展開する。）また、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT機器を活用して、より多様なメディアを活用した学習活動が行われるようにする。こうした学習活動を繰り返し行うことで、知識や情報の収集・選択・活用などの情報活用能力の育成を図る。

### 3 計画的な読書活動指導の推進

- ・ 読書は、児童生徒の生きる力の育成に欠かせない活動であり、生涯にわたる自己啓発の基盤の一つとなるものである。児童生徒の読書実態を把握した上で、主体的に読書をする態度や読書習慣が定着するよう、家庭や地域社会と連携しながら計画的な読書指導を推進する。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じて、読み聞かせ、ブックトークなど指導方法を工夫したり、必読図書、推薦図書を示したりするなどして、読書の質の向上と量の確保（1日30分以上読書をする児童生徒割合の増加）を図る。

#### 【確認事項等】

- ・ 司書教諭の配置  
学校図書館法により、12学級以上の学校に司書教諭を置くこととなっているが、司書教諭の果たす役割の重要性に鑑み、島根県では11学級以下の学級にも発令を促している。
- ・ 学校図書館図書標準  
公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定された1校あたりの標準冊数。
- ・ 学校司書等配置  
島根県内公立小中学校、県立高等学校、特別支援学校のすべてに配置

## 9 主権者教育

### 1 主権者教育の必要性

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものである。これに基づき学校では、これまでも児童生徒の政治的教養を育む教育が行われてきた。

平成27年の公職選挙法改正（平成28年6月19日施行）により、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては主権者教育を一層推進することが求められている。

その際、政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、児童生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められている。

### 2 主権者として求められる資質・能力

主権者教育を通して育成すべき資質・能力とは、国家・社会の形成者、すなわち民主主義の担い手として求められる力である。具体的には以下の4点にまとめられる。

- ①論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）
- ②現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ③現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力
- ④公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

こうした力は、変化の速い社会においても活用できる、汎用性の高い力である。しかし、これらの力は、決して主権者教育でのみ育まれるものではない。教科の学習をはじめとする従来の学校教育で目指されてきた力である。主権者教育という特別な教育を今のカリキュラムに追加するというのではなく、主権者教育という視点から学校の全教育課程を見直していくことが必要である。

### 3 実践的な学習活動

模擬選挙、模擬請願、模擬議会等の実践的な活動を行う際には、活動を行うこと自体が目的となってしまうよう留意する必要がある。実践的な活動に取り組む場合には、当該活動においてどのような力を身に付けさせることを目的としているかを常に意識しつつ、指導を行っていくことが求められる。実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法をまとめると、次のようなものが考えられる。

- ①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び
- ②学習したことを活用して解決策を考える学び
- ③他者との対話や議論により、考えを深めていく学び

### 4 実践的な教育活動を行うに当たっての留意点

実践的な教育活動を行うに当たっては、指導が教育基本法第14条第2項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、下記のような点に配慮して学校として組織的に取り組むことが求められる。

- ①一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、児童生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要であり、指導に当たっては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
- ②多様な見方や考え方でできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、児童生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
- ③特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるようなことのないよう留意すること。
- ④教員は自らの言動が児童生徒に与える影響が極めて大きいことから、個人的な主義主張を述べることは避け、中立かつ公正な立場で指導すること。

# 10 教育の情報化

## 1 情報化の進展と社会の変化

近年、情報技術をめぐる変化の速さが加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化がこれまでの予測を超えて進展するようになってきている。中でも人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）、ビッグデータの活用などについて飛躍的な進化を見せるようになり、児童生徒の職業選択にも大きな影響を与えるまでになってきている。インターネットを利用した情報の収集・発信・共有化はこれまで以上に容易になり、ソーシャルネットワークサービス（SNS）など様々なサービスは人々の生活をより豊かにする恩恵をもたらすと同時に、ネットワーク上の有害情報や悪意ある情報発信、セキュリティやモラルに関わることなど「情報化の影の部分」に関する問題も増えてきている。

このような急激な社会の変化に対応するために、今まで以上に情報や ICT 機器を適切に活用できる能力が求められている。児童生徒が情報社会を生きていくために、例えば、多くの情報を主体的に選択・活用できる能力や正しく情報社会に参画する態度等の「情報活用能力」の育成が必要とされている。新学習指導要領では、「情報活用能力」を「言語能力」、「問題発見・解決能力」等と並んで育成すべき“学習の基盤となる資質・能力”として位置付けており、各教科等の特質を生かし教科等横断的な視点から育んでいくべきものであるとしている。

## 2 教育の情報化

### （1）教育の情報化の3要素

「教育の情報化」とは、以下の3要素から構成され、「教育の質の向上を目指す」ものである。

- ・情報教育 ～子どもたちの情報活用能力の育成～
- ・教科指導における ICT 活用 ～各教科等の目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～
- ・校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

『教育の情報化に関する手引』（平成22年10月 文部科学省）より

「情報教育」には、目標として3つの観点（「A情報活用の実践力」、  
「B情報の科学的理解」、「C情報社会に参画する態度」）があり、これらは情報活用能力の育成を通じて、子どもたちが生涯を通して社会の様々な変化に主体的に対応できるための基礎・基本として習得を目指すものであり、「生きる力」の重要な要素になっている。

また、「教科指導における ICT 活用」については、教科の目標を達成するための効果的な ICT 活用として、教員による活用はもちろんのこと、特に児童生徒による記録、要約、説明、論述などの言語活動やこの基盤を生かした知識・技能の活用を図る学習活動や探求的な学習活動などが示されている。また、このような活用が併せて子どもの情報活用能力の育成の機会となっている。

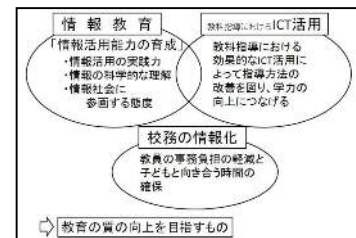
「校務の情報化」は、校務を効率的に遂行するもので、教職員が児童生徒の指導に対してより多くの時間を割くことが可能となり、その結果、教育活動の質の改善につながる。

### （2）学習指導要領における情報活用能力の位置付け

現行の学習指導要領において、小学校の学習指導要領総則に以下のように記述してある。

各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

『小学校学習指導要領』第1章総則 第4 指導計画等の作成に当たって配慮すべき事項（平成20年）より



また、中学校の学習指導要領総則では、小学校の内容に加え、生徒が「情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにする」とある。高等学校の学習指導要領総則でも「情報手段を積極的に活用できるようにする」とある。

### (3) 特別支援教育における教育の情報化

特別な支援を必要とする児童生徒に対して、その障がいの状態や発達の段階等に応じてコンピュータなどの ICT 機器を活用することで、学習上または生活上の困難を改善・克服の一助とし、指導の効果を高めることができる。

情報化に対応した特別支援教育を考えるにあたっては、個々の児童生徒が、学習を進める上でどこに困難があり、どういった支援を行えばその困難を軽減できるかという視点から考えることが大切である。

### (4) 島根県の教員が目指すところ

島根県では『第2期しまね教育ビジョン 21』（平成 26 年 7 月 島根県教育委員会）において、「向かっていく学力」の重点目標の一つとして「情報活用力」をあげている。中でも「①調べ学習や ICT 機器を活用した授業などによる情報活用能力の育成」において、学校図書館の活用と授業での ICT 活用を、「②教員の情報活用能力の向上」において、教員の情報リテラシー及び ICT 機器の活用能力を向上させる研修の充実を、「③情報モラルの育成と保護者への啓発の推進」において、小学校の早い段階から子どもたちに対して危険性の周知や情報モラルの育成に取り組むとともに保護者への啓発を行うことを方向性として示しているの、これらの目的を達成していけるように研修を積んでいかななくてはならない。

教育の情報化全般についての校内研修講師向け資料として『学校における情報セキュリティ及び ICT 環境整備などに関する研修教材』（平成 29 年 3 月 文部科学省）が活用できる。

## 3 情報教育～子どもたちの情報活用能力の育成～

### (1) 情報教育の目標

情報教育の目標については次の 3 つの観点に整理されている。

#### A 情報活用の実践力

課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力

#### B 情報の科学的な理解

情報活用の基礎となる情報手段の特性の理解と、情報を適切に扱ったり、自らの情報活用を評価・改善するための基礎的な理論や方法の理解

#### C 情報社会に参画する態度

社会生活の中で情報や情報技術が果たしている役割や及ぼしている影響を理解し、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度

『教育の情報化に関する手引』（平成 22 年 10 月 文部科学省）より

児童生徒の情報活用能力の育成に当たっては、この 3 つの観点がバランスよく育成されることが求められ、そのためには教科等の年間指導計画と併せ、情報教育に関する体系的な年間指導計画を作成することが必要であり、教職員が各教科等の目標と情報教育の目標との関係などを意識して指導することが必要である。

### (2) 情報活用能力の育成

情報活用能力の育成は、学校教育活動全体で取り組まれて実現するものである。評価の観点を明確にし、各学年レベルで育成すべき目標のリストを作成するなどして、各教科等で育成しようとする情報活用能力の範囲と程度を明らかにし、教科間で調整を図り、各項目を着実に育成することが大切である。

（『情報活用能力育成のために』平成 27 年 3 月 文部科学省を参照）

また、情報活用能力については、新学習指導要領において教科を越えて育成すべき基本的な資質・能力の一つとして位置付けられていることから、カリキュラム・マネジメントを行う中で情報活用能力の育成についても検討する必要がある。

### (3) 情報活用能力調査の結果から見えた児童生徒の課題

平成 25～26 年にかけて行われた情報活用能力調査により、情報活用能力の課題が見つかった。調査結果をまとめた『情報活用能力育成のために』によると、大きく 10 の課題があげられている。これらの課題を自校の実態と比較し、児童生徒に、確実に情報活用能力が育まれるよう、指導改善に役立てることが大切である。中でもキーボードによる文字入力については、コンピュータを使って文章を書く学習活動を取り入れることが重要である。

### (4) プログラミング教育

身近な生活の中では、自動販売機やロボット掃除機など、コンピュータの働きの恩恵を受けているものが多くあり、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにする必要がある。

現行学習指導要領では中学校技術・家庭科（技術分野）においてプログラムによる計測・制御について取り扱っているが、新学習指導要領では小学校段階におけるプログラミング的思考について明記された。本来プログラミング教育は、情報教育の目標の中の「B 情報の科学的な理解」に分類され、その目的は「プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすること」である。しかしながら新学習指導要領公示時には、コーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることが目的であるといった間違った解釈や、ロボットなど機械を購入しないとプログラミング教育ができないとの誤解が広がるなどの混乱もあった。授業において適切なプログラミング教育を行うためにも、今後、引き続き文部科学省から出される情報をしっかりと確認したうえで実践を行っていくことが大切である。

### (5) 情報モラル教育

情報モラルとは、「情報社会で適正に活動するための基となる考え方や態度」（小学校及び中学校の学習指導要領解説総則編及び道徳編、高等学校学習指導要領解説総則編）と定義されている。「情報化の影の部分」への対応としてはもちろんのこと、情報や情報手段を適切に活用できる能力を育成するために、児童生徒に各学校で情報モラルを指導していくことが必要である。

情報モラルは、情報教育の目標の 3 つの観点のうち、「C 情報社会に参画する態度」の重要な要素であり、メディアの特性や情報社会の在り方について必要な知識を教え、子どもたちが知識に基づいて判断できるように指導する必要がある。

以下に指導していくためのポイントを記述する。

- ・『情報モラル教育 実践ガイダンス ～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～』（平成 23 年 3 月 文部科学省、国立教育政策研究所）及び『情報科社会の新たな問題を考えるための教材』（平成 26 年 4 月 文部科学省委託事業）を参考にして学校の実態に合った指導カリキュラムを作成して実施する。また、朝終礼や各教科等において指導するタイミングをうまく設定し、繰り返し指導することが大切である。
- ・教職員が、校内研修等によってインターネット上のトラブル事例を知ったり、アンケートにより児童生徒がどのように携帯電話（スマートフォンを含む）やゲーム機、パソコンを通じてインターネットを利用しているのか現状を把握したりして、授業改善に役立てる。
- ・研修や授業には、前述の『情報化社会の新たな問題を考えるための教材』等を利用することで今まで情報モラルを指導したことのない教員の負担感を軽減することができる。
- ・文部科学省から提供された『情報モラル教室 話し合っていますか？家庭のルール』（平成 28 年 6 月）等を利用し、学校と家庭・地域と連携した研修等の取組を行うことで情報モラルに関する指導・啓発を行う。
- ・『学校における情報セキュリティ及び ICT 環境整備等に関する研修教材』（平成 29 年 3 月 文部科学省）等の資料を使って研修を行い、教職員自身が SNS 上でも服務義務違反がないようにする。

### (6) 著作権

著作権とは、知的財産権の一つで、文化的な創作物を保護するものである。文化的な創作物とは、文

芸、学術、美術、音楽などのジャンルに入り、人間の思想、感情を創作的に表現したもののことで、著作物といい、それを創作した人が著作者である。原則として、著作権は、著作者の生存中及び死後 50 年間である。

教育活動においては、情報モラル教育、授業における著作物の利用、学校便り・ホームページ等による情報発信といった場面において、著作物を正しく取り扱わなくてはならない。『学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン』（平成 16 年 3 月著作権法第 35 条ガイドライン協議会）等を参考にして、このガイドラインで許される範囲を超えて著作物を利用したい場合には、著作権者等の許諾を得る必要がある。学校からの問い合わせが多い配慮が必要な具体的な事例として以下のようなことがあげられる。

- ・授業参観日に教科書の複製（コピーや打ち直し）を保護者へ配布する → 許諾が必要
- ・授業研究会などで教職員へ教科書のコピーを配布する → 許諾が必要
- ・採択していない教科書のコピーを教材として授業で使用する → 許諾が必要
- ・採択していない問題集を教材として授業で使用する → 許諾が必要
- ・生徒が書いた行事の感想を学級通信に載せる → 生徒に確認が必要

また、教職員は児童生徒に指導する立場において確かな知識をもって法を遵守する姿が求められる。何より著作権を意識し、学び、分からないときは管理職や指導主事、文化庁や著作権管理団体（日本著作権教育研究会、JACTEX 教科書著作権協会、JASRAC 日本音楽著作権協会、CRIC 著作権情報センターなど）に相談し確認する必要がある。

#### 4 教科指導における ICT 活用 ～各教科などの目標を達成するための効果的な ICT 機器の活用～

##### （1）教員の ICT 活用指導力チェックリストについて

文部科学省が『IT 新改革戦略』（平成 18 年 1 月）に基づき、『教員の ICT 活用指導力チェックリスト』を策定した。このリストには、教員に求められる ICT 活用指導力全 18 項目が 5 つのカテゴリーに分類され示されている。まずは 5 つのカテゴリー（「A 教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力」、「B 授業中に ICT を活用して指導する能力」、「C 児童生徒の ICT 活用を指導する能力」、「D 情報モラルなどを指導する能力」、「E 校務に ICT を活用する能力」）を理解し、苦手な部分を研修で克服していくことが児童生徒の情報活用能力の育成や学力向上につながる。

また、研修用資料として島根県教育センター作成の『校内研修パック【ICT 活用】【情報モラル教育】』（平成 27 年 3 月）、『情報モラル教育校内研修パック 2016』（平成 28 年 6 月）、文部科学省提供の『ICT 活用ステップアップ映像集』（平成 27 年 9 月文部科学省委託事業成果物）が活用できる。

##### （2）平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について

平成 29 年 8 月の『学校における ICT 環境整備の在り方に関する有識者会議最終まとめ』を受け、同年 12 月に文部科学省から通知された『平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針』では、児童生徒が使用する学習者用コンピュータやネットワーク、大型提示装置など新学習指導要領の実施を見据えた ICT 機器に関する整備について取りまとめている。

例えば、実物投影装置（書画カメラ）の整備について「小学校及び特別支援学校の普通教室及び特別教室への常設」とあり、教育委員会単位では小学校・特別支援学校を優先して整備することが明記している。このように今後、限られた予算をどのように有効活用して整備を行っていけば良いのかといった整備方針が示されている。

##### （3）島根県の現状と課題

文部科学省が公表した『平成 29 年度教員の ICT 活用指導力チェックリスト（平成 30 年 3 月調査）』速報値によると、各設問について“わりにできる”“ややできる”と答えた割合が、島根県は A 項目 83.2%（前年度 81.6%）、B 項目 73.0%（前年度 71.7%）、C 項目 63.3%（前年度 61.8%）、D 項目 75.5%（前年度 74.1%）、E 項目 79.0%（前年度 79.2%）とある。いずれも都道府県別順位では 32～44 位と低調ではあるが、年々改善されてきている項目がほとんどであり活用は進んでいるといえる。

しかしながら、同調査と同時に行われた「平成 29 年度中に ICT 活用指導力の各項目に関する研修を受講した教員の割合」は 23.2%（都道府県別順位 42 位。前年度と同率／同順位）と低調であり、新学習指導要領において学習内容の削減が行われないこと、より分かりやすい授業の実施や情報活用能力の育成という視点からも、これまで以上に積極的に研修を受け学び続ける姿勢を持つ必要がある。

#### （４）島根県の教員が目指すところ

日常的に ICT を活用した指導を行うことが目指すところである。ポイントは「機器の常設」と「板書との併用」である。地域間・学校間で機器の整備状況格差が大きい島根県では、段階的に整備を進めていくことが重要である。まずは、簡単に使え効果も大きい実物投影機、プロジェクタ、スクリーンをすべての教室に常設できるように整備を進めると良い。また、ICT 活用と板書との連携に配慮する必要がある。例えば、児童生徒のノートなどに記録として残したいものは板書し、手本や記入事例は大きく見せて示す、といった組み合わせの活用を意識すると良い。このように実物投影機を使った実践を重ねていくことが、今後タブレット端末等最新の ICT 機器の導入が進んでいった際にも生かされていくことになる。

### ５ 校務の情報化 ～教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保～

#### （１）「業務の軽減と効率化」と「教育活動の質の向上」

「業務の軽減と効率化」では、例えば、グループウェアの掲示板機能を利用することにより、職員朝礼の時間を短時間で終わらせ、教員間の連絡を効率化することできる。学校評価等のアンケート作成・集計では、アンケート集計ソフト SQS (Shared Questionnaire System) 等を利用することで校務の負担を軽減することできる。

また、「教育活動の質の向上」では、例えば学級担任や教科担当が単独で見っていた児童生徒の学習記録や生活記録などの教育情報を電子化することにより、より多くの教職員で情報を共有し、児童生徒に対する適切な指導体制を実現することできる。

#### （２）情報セキュリティ

校務の情報化を進めるに当たっては、児童生徒の個人情報の取り扱いに配慮した情報セキュリティの確保が重要である。また、不正アクセス等ネットワークに関するトラブルの防止のため、技術的な対策とともに、コンピュータの運用・管理を適切に行い、さらに、トラブル発生時の速やかな連絡体制等を明示した利用規定等対応マニュアルを整備することが必要である。情報漏洩の原因は、人的要素が大きな割合を占めており、年度初めや夏休み前といった時期が統計的にも多くなっている。個人情報を取り扱う場合には、セキュリティポリシーで示された手順に従わなければならない。

#### （３）島根県の教員が目指すところ

県・各市町村や各学校で作成しているセキュリティポリシーに則った運用ルールを守り、個人情報の漏洩を防がなければならない。その為には、学校は児童生徒・保護者から機微情報を預かっているという意識を高め、取扱いに万全を期す必要がある。

また、昨今、児童生徒がパスワード漏洩によるなりすましなどの事案に巻き込まれる事もある。児童生徒が自身の身を守るためにも自ら情報セキュリティについての意識を高める必要がある。このことについては情報モラルの指導などと合わせて意識させることが望ましい。

# 11 ものづくり活動

## 1 小・中学校におけるものづくり活動の推進

小・中学校学習指導要領では、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むと共に、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。

このような能力を育成するため、各教科等の指導に当たっては、ものづくりなどの体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視することとしている。

ものづくり活動の実施においては、その楽しさや喜びを体験させる中で、技術に関する理解を深め、技術を適切に活用できる能力や実践的な態度の育成に取り組むことが重要である。また、伝統的な技術や先端的な技術についても触れることにより、より広い視野から子どもの興味・関心を高めることが大切である。

小学校学習指導要領では、「理科」において、各学年でものづくりをする活動を通して、物質やエネルギーなどの性質や働きについての見方や考え方を養っている。また、「図画工作」において、表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、つくりだす喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養っている。「総合的な学習の時間」においても、ものづくりや生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。

中学校学習指導要領では、「理科」において、各内容の特質に応じて扱い、原理や法則の理解を深めるようにしている。また、「美術」において、感じ取ったことや考えたことなどを基に絵や彫刻などに表現することにより、美術の創作活動の喜びを味わい、感性を豊かにし、豊かな情操を養うようにしている。

「技術・家庭」においては、ものづくりなどに関する実践的・体験的な学習活動を通して、生活と技術との関わりについて理解を深め、進んで生活を工夫し創造する能力と実践的な態度を育てるようにしている。

これらの活動を通して、ものづくりの楽しさや喜びを感じられるようにすることが大切である。

## 2 高等学校におけるものづくり教育の推進

高等学校でも、各学校において、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めることとしている。また、地域や学校の実態等に応じ、就業等に関わる体験的な学習の指導を適切に行うことで、望ましい勤労観、職業観を育成することとしている。

高等学校学習指導要領では、「総合的な学習の時間」において、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることとしている。また、各学校で行われているインターンシップは、地域産業への理解を深めると共に、ものづくりの事業所を含む産業現場等で実際に用いられている知識や技術・技能を学ぶ貴重な機会となっている。

専門高校においては、技術の高度化に対応し、より専門的な知識や技能を持つ将来のものづくり産業を担う人材を育成するため、各分野の先端技術に対応した内容を扱うなど、時代の変化に対応したものづくりに関する指導を行っている。また、産業界や高等教育機関との連携のもと、高度な専門性を有する外部人材の活用によるものづくり教育や、職業資格に関連した実習を行っている。

これらの活動を通して、創造することの喜びを体得させると共に、生徒が将来のものづくり産業を担うために必要な実践力を身に付けられるようにすることが大切である。

# 1 2 持続可能な開発のための教育（ESD）・持続可能な開発目標（SDGs）

## 1 持続可能な開発のための教育（ESD）とは

○環境、貧困、人権、開発といった様々な地球規模の課題について、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自分から行動を起こす力を身につけるための教育である。

○ESDの実施に必要な観点

- 人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと
- 他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと

環境、平和や人権等のESDの対象となる様々な課題への取組をベースにしつつ、環境、経済、社会、文化の各側面から学際的かつ総合的に取り組むことが重要である。



↑ ESDの概念図

## 2 持続可能な開発目標（SDGs）とは

○持続可能な開発目標（SDGs）とは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、2030年に向け、世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標として、2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられたものである。

○持続可能な開発目標（SDGs）は、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標である。

○SDGsの特徴

- ・普遍性・・・先進国を含め、全ての国が行動
- ・包摂性・・・人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」
- ・参画型・・・すべてのステークホルダーが役割を
- ・総合性・・・社会・経済・環境に総合的に取り組む
- ・透明性・・・定期的にフォローアップ

下図のように17のゴールに分かれている。1つのゴールにつきおよそ10の細かいターゲットが明確にされており、合計169のターゲットにより17のゴールが構成されている。



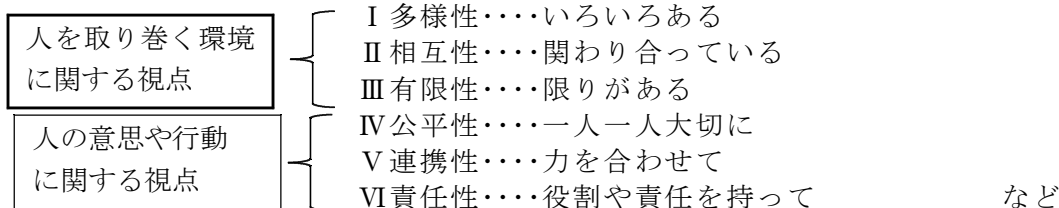
外務省HPより

### 3 学校における取組（国立教育政策研究所の提案から）

＜E S Dの視点に立った学習指導の目標＞

教科等の学習活動を進める中で、持続可能な社会づくりに関わる課題を見いだし、それらを解決するために必要な能力や態度を身につける。

（１）課題を見いだすための視点（持続可能な社会づくりの課題を見いだすための視点(例)）



（２）身につけたい力（E S Dの視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)）

- ①批判的に考える力  
合理的・客観的な情報や公平な判断に基づいて本質を見抜き、ものごとを思慮深く、建設的、協調的、代替的に思考・判断する力
- ②未来像を予測して計画を立てる力  
過去や現在に基づき、あるべき未来像（ビジョン）を予想・予測・期待し、それを他者と共有しながら、ものごとを計画する力
- ③多面的、総合的に考える力  
人・もの・こと・社会・自然などのつながり・かかわり・ひろがり（システム）を理解し、それらを多面的、総合的に考える力
- ④コミュニケーションを行う力  
自分の気持ちや考えを伝えるとともに、他者の気持ちや考えを尊重し、積極的にコミュニケーションを行う力
- ⑤他者と協力する態度  
他者の立場に立ち、他者の考えや行動に共感するとともに、他者と協力・協同してものごとを進めようとする力
- ⑥つながりを尊重する態度  
人・もの・こと・社会・自然などと自分とのつながり・かかわりに関心を持ち、それらを尊重し大切にしようとする態度
- ⑦進んで参加する態度  
集団や社会における自分の発言や行動に責任を持ち、自分の役割を理解するとともに、ものごとに主体的に参加しようとする態度 など

（３）指導を進める上での留意事項（E S Dの視点に立った学習指導を進める上での留意事項(例)）

- A 教材のつながり（学習課題や学習内容などを内容的・空間的・時間的につなげること）
- B 人のつながり  
（学習者同士、学習者和其他の立場・世代の人々、学習者と地域・社会などをつなげること）
- C 能力・態度のつながり  
（身につけた能力・態度を具体的な行動に移し、実践につなげること）



具体的な課題の発見・探究・解決の過程で、児童生徒自ら持続可能な社会づくりに関する価値観を身につけ、自らの意思を決定し、行動を変革していくことができるように配慮することが大切である。

### 4 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校であり、ユネスコが認定する学校である。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点と位置付けている。

# 13 国際理解教育

## 1 国際理解教育の充実

### (1) コミュニケーション能力の向上

社会のグローバル化は今後一層進展し、子供たちは将来、様々な国の人々と日常的に関わり合いながら生活していくことになる。社会の複雑化、国際化に伴い、個人の価値観や思考様式は多様化し、異なる考え方を持つ人々とコミュニケーションを図り、お互いを尊重しながら生活していくことが求められる。

異なる文化や言語を持つ世界の人々と「共生」できる大人に成長するように、相手の立場を尊重しつつ、自分の思いや考えを表現できる基礎的なコミュニケーション能力を、各教科等を通して計画的に指導することが大切である。

### (2) 自国の歴史、地域の文化の尊重

異なる文化を理解・尊重するためには、まず自分が住む地域の文化や、日本の歴史等についての認識を深め、自国の文化を尊ぶ態度を育むことが重要になる。そのため、ふるさとの人や自然・歴史的遺産、受け継がれた伝統行事を大切にしたい教育活動を推進する必要がある。社会科や総合的な学習の時間等での自国や郷土に関する主体的な学習を充実して、児童生徒が自国の歴史や文化に誇りを持ち、それらについて発信しようとする意欲を育てることが大切である。

### (3) 人権意識の高揚

島根県においても外国籍の児童生徒や外国につながる児童生徒の数は増加の傾向にある。様々な文化背景を持つ人々が共生するためには、異なる文化・歴史をお互いが理解し、尊重し合うことが大切である。外国籍の児童生徒等は、生活様式や習慣、宗教などの違いから、日本の常識では考えられないような発言や行動をすることもあるが、日本の常識を一方的に押し付けることなく、その児童生徒が持つ文化等を尊重しながら、すべての児童生徒が共に生活していけるよう指導していく必要がある。国籍や文化・習慣が異なる児童生徒が共に学校生活を送るためには、学校の教職員が高い人権意識を持ち、これらのことを十分に理解したうえで指導していくことが求められる。

### (4) 地球規模の課題への対応

環境保全や限りある資源の活用などの環境問題や消費者問題をはじめとして、その対応を誤ると人類の存在自体を危うくすると考えられる国際的な課題が増加している。広い視野を持ち、世界で起きていることと、自分たちが生活する地域で起きていることとを結びつけ、自分たちが今取り組めることを考えて行動に移すことができる児童生徒の育成が求められている。地球に住む世界市民の一人として、世界の人々と「共生」していくという視点で、自らの生活スタイルを見直したり、世界のために何ができるかを考えたりすること等を、教科等を通して指導していくことが大切である。

### (5) 交流の推進

グローバル化社会で生きていく児童生徒にとって、国際的な課題等への興味関心を高めるためにも、様々な国の人々と交流し、多様な価値観に触れることが大切である。授業の中で地域に住む外国人やALT、国際交流員等を活用し、児童生徒が様々な人々と交流する場を設けることは、国際理解を推進するうえで大変有効である。また、自校に外国籍の児童生徒等が在籍する場合には、該当児童生徒の了解を得たうえで、授業等でその児童生徒の国の文化・歴史等に触れたり、生活習慣や食生活等の体験活動を行ったりするなどし、多文化共生の学校・学級経営を推進していくことが求められている。

## 2 国際化に対応するための言語能力の育成

### (1) 求められる言語能力

価値観が一層多様化し、情報が氾濫する現代社会においては、自分の考えを適切にまとめて相手に応じて表現するコミュニケーションに関わる言語能力が不可欠である。この能力は

日本語や英語といった言語の種類に関わらず身に付けるべき能力だが、初等教育においては、特に母語である日本語での言語能力の育成が重要である。そして、今後ますます進展するグローバル化社会においては、異文化を背景とする人々と日常的にやり取りするための言語能力も求められ、英語など外国語を用いたコミュニケーション能力の育成も重要になる。

異なる文化を持つ人々とのコミュニケーションにおいては、特に次の3点について、留意が必要である。

- ① 相手の文化背景を考慮して、表現や理解を柔軟に行うこと。
- ② 自分の考えを適切な言葉で表現すること。
- ③ 的確かつ論理的に伝達すること。

これらのことを踏まえ、自分の伝えたいことだけを主張したり、すべてを相手に合わせてしまったりすることなく、お互いに理解し合うよう努め、相手のことを理解するための質問や自分のことを分かってもらうための説明の言葉などを適切に織り交ぜながら、誤解が生じないようにやり取りを進めていく姿勢が求められる。

## (2) 国際化に対応するための言語教育の在り方

こうした言語能力を育成するためには、自分の考えや思いを言葉にして表現し伝えることが大切であるという基本的な認識を養うとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲を高め、表現したり話し合ったりするための技能を身に付ける必要がある。これらの指導は国語や外国語の授業のみならず、各教科等の指導や学校生活全体の活動を通して行われるべきものである。

日本人としての主体性と異文化への柔軟な理解力、対応力を身に付け、確かな表現・理解を行う基本的な能力と、相手に応じて柔軟に対応できる応用的な能力を備えた日本人を育成することが望まれる。

## (3) 外国語教育の改善及び充実

グローバル化が急速に進展する中で、児童生徒たちは将来、世界と何らかの形で関係を持ちながら生活していくことが想定される。そうした生活においては、外国語によるコミュニケーション能力はこれまで以上に重要になり、グローバル化社会を生き抜くうえで不可欠な能力となることが考えられる。

中学校・高等学校におけるこれまでの外国語教育では、単語や文構造の理解、訳読や和文英訳といった知識・理解を中心とした指導が行われることが多かった。しかし、グローバル化社会において、様々な国の人々と共生していくためのコミュニケーション能力を育成するため、外国語教育は大きな変革が求められている。将来、子供たちが外国語でコミュニケーションを図ることができるよう、外国語の知識だけではなく、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせることが大切である。そのため、次の点に留意し、指導の改善及び充実を図ることが重要である。

- ① 生徒に身に付けさせたい英語力を具体的に示し、そのゴールに向けた効果的な授業を展開すること。
- ② 各学年で領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）ごとの目標を適切に定め、その目標の実現を図ること。
- ③ 言語材料については、コミュニケーションを支えるものととらえ、機械的な反復練習やパターン練習等にとどまらず、互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を通して定着を図ること。
- ④ 聞いたり読んだりした内容について、自分の意見や感想を話したり書いたりするなど、領域統合型の言語活動を行うこと。
- ⑤ 言語活動に必然性を持たせ、生徒が活動したくなるような使用場面を設定すること。
- ⑥ 英語で行うことを基本とすること。

## (4) 外国語教育担当教員の研修及び自己研鑽

上記（3）で述べたように、外国語教育において大きな変革が求められる今、外国語教育担当教員には特に次の二つの観点から、これまで以上に積極的に研修等に参加すること、自己研鑽することが求められる。

- ① 今求められる外国語指導方法についての理解を深めること

この目的達成のため、島根県教育委員会では「グローバル化に対応した外国語教育研修」を実施している。平成31年度まで継続予定となっており、積極的に受講することが

望ましい。

- ② 自らの英語力向上のために日々研鑽し、自らの英語力について再確認すること  
教員が自らの英語力を向上させるため日々研鑽を続けることが重要であることは言うまでもないが、外部検定試験等を通じてその達成度を確認することも必要である。  
また、外部検定試験の受検には、今求められる英語テストの在り方について体験することで指導と評価の改善に資する、という側面もある。  
島根県教育委員会が実施する研修や確認テスト、各検定試験団体が提供する割引制度等も活用しながら、検定試験等の積極的な受検が求められる。

### 3 小学校外国語教育の早期化と教科化

平成32年度から小学校では3、4年生で外国語活動、5、6年生で外国語科が全面実施となるのを踏まえ、平成30年度から31年度の2年間で移行期間となっている。これは新学習指導要領へ円滑に移行することができるようにするための措置であり、各校では、新学習指導要領の外国語活動及び外国語科の内容の一部を加えて必ず取り扱わなくてはならない。

#### (1) 新学習指導要領の円滑な実施に向けた移行措置

##### ① 移行期間中の小学校第5、6学年

新たに年間15単位時間を加えた50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加え、外国語科の内容を扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。

##### ② 移行期間中の小学校第3、4学年

新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。高学年との接続の観点から最低限必要な内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。

#### (2) 移行期間中における授業時数の特例

外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。

#### (3) 移行期間中の指導内容

第3、4学年は、新学習指導要領の規定の全部又は一部によるものとし、次のとおりに**必ず指導する事項が規定**されている。また、第5、6学年は、現行の学習指導要領に規定する事項に、新学習指導要領の全部または一部を加えるものとし、次のとおりに**必ず指導する事項が規定**されている。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成31年度 | <ul style="list-style-type: none"><li>・第3、4学年<ul style="list-style-type: none"><li>新規：(i)英語の音声やリズムなどに慣れ親しむ</li><li>(ii)日本語との違いを知り、言葉の面白さや豊かさに気付く</li><li>(iii)聞くこと及び話すこと〔やり取り〕〔発表〕の言語活動</li></ul></li><li>・第5、6学年<ul style="list-style-type: none"><li>追加：(i)音声、活字体の大文字と小文字</li><li>(ii)文及び文構造の一部<ul style="list-style-type: none"><li>・代名詞のうち、I, you, he, sheなど</li><li>・動名詞や過去形のうち、活用頻度の高いもの</li><li>・〔主語＋動詞〕</li><li>・〔主語＋動詞＋補語〕のうち、<br/>主語＋be動詞＋名詞/代名詞/形容詞</li><li>・〔主語＋動詞＋目的語〕のうち、<br/>主語＋動詞＋名詞/代名詞</li></ul></li><li>(iii)読むこと及び書くことの言語活動</li></ul></li></ul> |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※しまねの教育情報web“E I O S”に掲載中の「外国語活動年間指導計画(参考例)」、「小学校外国語教育Q & A (教師向け)」も併せて参照しておくこと。

#### (4) 移行期間中における学習評価

移行期間中における学習評価は移行期間に追加して指導する部分を含め、現行学習指導要

領の下の評価規準等に基づき行う。第3学年及び第4学年における指導要録の取扱いは、総合所見及び指導上参考となる諸事情を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入する。また、第5学年及び第6学年における指導要録の取扱いは、外国語活動の記録の欄に文章で記述する。

(5) 近隣の他の小学校及び校区中学校との連携

- ① 小学校の指導を中学校につなげ、小学校で培ったコミュニケーション能力の素地を中学校外国語科で生かすため、同じ中学校区の他の小学校と、指導内容や指導方法について情報交換し、学校間の指導に隔たりが生じないように配慮することが大切である。
- ② 小中合同研修会や授業研究会を行ったり、小中教員交流や児童生徒交流を行ったりしながら、それぞれの指導内容や指導方法について理解を深め、互いに連携して取り組むことが大切である。その際、中学校から、指導計画や指導内容等について問い合わせがあることが予想されるが、扱った英語表現、言語材料については、小学校段階では定着を求められていないことを共通理解する必要がある。

(6) 外国語教育の充実と新学習指導要領を踏まえた校内研修の実施

小学校での外国語教育の充実を図り、新学習指導要領の実施を見据えた準備を進めるためには、各小学校での外国語教育に関する校内研修を推進することが重要である。この研修を効果的に進める方法として、次のような手順が考えられる。

- ① 研修等で学んだ成果を実際に自分の授業で活用し、その授業を全教員に公開する。
- ② ①の公開授業について研究協議を行い、全教員が外国語活動の授業のイメージを一定程度持つ。
- ③ 「英語教育推進リーダー中央研修」DVD教材や新教材等を活用し、全教員が外国語活動の授業のイメージをより深めながら、指導力向上を図る。

# 14 竹島に関する学習

## 1 竹島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかである

竹島では江戸時代（17世紀）、幕府の許可を得て漁獵が行われていたが、1905（明治38）年に島根県に編入されて以降は島根県の許可制となった。この島根県への編入以前に竹島が他国によって領有された事実はない。1951（昭和26）年に結ばれたサンフランシスコ平和条約では、日本が放棄すべき地域に竹島は含まれず、竹島が日本の領土であることが国際法上も確認された。

しかし、1952（昭和27）年、韓国は李承晩大統領が公海上に一方的に線を引き（李承晩ライン）、その内側に竹島を取り込んだ。その後、韓国は海洋警察隊を置くなどして不法占拠を続けており、日本人が自由に竹島やその周辺に行ったり、漁業をしたりすること等ができない状況が続いている。竹島問題は日本の主権が侵害されている重大な問題であり、一刻も早く解決しなければならない問題である。

島根県議会は、竹島が隠岐島司の所管となったことを告示した1905（明治38）年2月22日から100年目にあたる2005（平成17）年、竹島の領土権の早期確立を目指し、2月22日を「竹島の日」と定める条例を可決した。

日本政府は、韓国に1954（昭和29）年、1962（昭和37）年及び2012（平成24）年、竹島問題の国際司法裁判所への付託を提案したが、韓国はこれを拒否した。また、日本政府は1965（昭和40）年の日韓漁業協定による李承晩ライン消滅後も不法占拠を続けている韓国に対して累次にわたり抗議を行っている。

なお、韓国が不法占拠を続ける竹島に対して行う構造物の建設等のいかなる措置も、それによって韓国に領土権が生じるものではない。

## 2 学習指導要領及び学習指導要領解説に示されている内容を踏まえ、竹島に関する学習の一層の充実を図る必要がある

2017（平成29）年、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が改訂され、小・中学校において、竹島が我が国の固有の領土であることが初めて記述された。また、2018（平成30）年3月、高等学校学習指導要領が改訂され、竹島が我が国の固有の領土であること、領土の画定などを取り扱う際に竹島の編入についても触れること、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していること等を扱うよう明記された。学習指導要領は学校教育法の委任により文部科学大臣が定める学校の教育課程の基準とされ、法規命令の性格をもつ。これにより、今後、全国の学校において竹島を含め、領土に関する学習がさらに推進されていくことになる。

島根県内では、2005（平成17）年に「竹島の日を定める条例」が公布される前から、身近な問題として学校教育において竹島が扱われてきた。2009（平成21）年度以降はすべての小・中・高・特別支援学校において竹島に関する学習が行われている。

島根県教育委員会は児童生徒の発達の段階及び小・中・高等学校の連続性等に配慮し、学習に適した教材や機会（※）を活用した竹島に関する学習の一層の充実を図り、竹島問題の解決に繋げることとしている。国際化が進みグローバルな視野をもった人材がより一層求められている今日、国際社会に生きる子どもたちが、将来、竹島について自分の考えを言えるよう、また、竹島問題を歴史的事実や国際法に基づいて平和的に解決し韓国との真の友好関係を実現できるよう、学校教育において竹島問題を積極的に扱う必要がある。

## 3 竹島に関する学習を通して、どのような子どもを育てようとしているか

島根県教育委員会は、「竹島に関する学習を通して目指す子どもたちの姿」と「子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等」を明らかにし、小・中・高等学校の発達の段階に応じた竹島に関する学習を推進している。

### 【竹島に関する学習を通して目指す、子どもたちの姿】

- 竹島が我が国の固有の領土であることを知っている。
- 竹島問題の解決を図ろうとする意欲をもっている。
- 竹島問題を解決するための自分なりの考えをもっている。

#### 【子どもたちに身に付けさせたい竹島に関する知識等】

- 竹島の概略。
- 歴史的事実に照らして我が国の固有の領土であること。
- 国際法上我が国の固有の領土であること。
- 現在、我が国の主権が侵害されていること。
- 我が国や島根県が平和的な解決に向けて取り組んでいること。

#### 4 指導者に求められること

日本と韓国の真の友好関係を築くため、竹島問題の平和的な解決が必要であるとの認識をもち、竹島に関する学習を積極的に推進しようとする姿勢が求められる。

##### ＜竹島問題について正しく理解すること＞

我が国の固有の領土である竹島が韓国により不法に占拠されていることを、資料・史料に基づいて理解したうえで、韓国による不法占拠は、日本国民が日本の領土である竹島やその周辺海域に自由に行けない、周辺の漁業資源等の利用ができないという経済的なデメリットが生じているだけでなく、国家の主権が侵害されている重大な問題であるとの認識をもって、我が国が正当に主張している立場に基づき指導する必要がある。また、領土に関する問題の授業化に当たっては、ねらいを問題の解決に繋がるものとする必要があり、問題の棚上げ（先送り）や島の共同管理・放棄等では問題の解決に繋がらないことを踏まえて指導する必要がある。

##### ＜竹島に関する学習の機会を充実させること＞

「子どもたちには難しい内容ではないか。」「対立を煽ることになるのではないか。」といった指導者の判断を理由に、竹島に関する学習に消極的になることがあってはならない。国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成するため、子どもたちの発達の段階に応じた竹島に関する学習の機会を確保することが必要である。

##### ＜子どもたちの領土問題を解決しようとする意欲を高めること＞

領土問題は、知識・理解の習得にとどまらず、領土問題の解決を図ろうとする意欲の涵養に繋がる実践を行うことが必要である。

例えば、戦前から漁猟を行っていた竹島に近付くことさえできなくなった隠岐島の漁民たちの姿や、ソ連の侵攻によりふるさとである北方領土を奪われた元島民の姿を知ること、子どもたちは領土問題を自分たちが解決しなければならない重大な問題として捉えることができるようになると考えられる。

##### ＜その他＞

教育活動全体を通して、子どもたちにコミュニケーション能力や人権感覚を身に付けさせるよう指導していくことも大切である。

なお、領土問題の解決と日韓の交流の促進は並行して行うべきものである。そのため、日韓の交流の歴史等について学ばせることも重要である。

また、韓国の教育の現状を知ることが、韓国側の竹島に関する言動の背景を理解することに有効である。

##### ※ 学習に適した教材や機会の例

- ・ 竹島学習副教材DVD（平成21年）
- ・ 竹島学習リーフレット～竹島 日本の領土であることを学ぶ～（平成24年）
- ・ 高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について（平成24年）
- ・ ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」（平成24年）
- ・ 領土に関する教育ハンドブック（平成27年）
- ・ 「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールへの参加 等

## 15 ふ る さ と 教 育

### 1 ふるさと教育の基本方針

島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。

そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。

学校においては、地域の人々とともに行う自然体験、社会体験等を通じて、子どもたちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。

また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。

### 2 ふるさと教育の定義

地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動

### 3 ふるさと教育が目指すもの

#### （１）地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

#### （２）学校

- ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

### 4 主な取組

#### （１）地域

#### 地域の課題解決に向けた取組の充実

##### ○学校支援体制の充実

学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、学校のニーズを踏まえて地域の支援者と学校をつなぐことで子どもたちの学びを支援している。地域住民や児童生徒の保護者、学生、企業等「学校支援ボランティア」が、学校からの協力依頼に応じて学習支援、部活動支援、環境整備、登下校安全支援等の学校の支援活動を行う体制整備を進めている。そうした活動を通して地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図ることもねらっている。

### ○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実

各地域における課題を子どもと大人が一緒になって考え解決していこうとする取組は、子どもたちが地域の一員であり、将来の担い手であるという意識を高めることにつながる。また、これらの活動を通して、公民館等の社会教育施設を中心に、地域総掛かりで子どもたちを育てるといった、地域の大人の意識の醸成についての取組を進めている。

### ○地域における体験活動の充実

各地域には教育資源（ひと・もの・こと）が豊富にある。それらに対して、子どもたちが放課後の時間に改めて出会うことのできる活動や、学校で学んだふるさと教育の内容をさらに深めていくような体験的な活動が期待されている。

地域における体験活動は、直接自然や人、社会等と関わる活動を行うことにより、五感を通じて様々なことを感じ、考える力を育てるとともに、異年齢の子どもたちや大人との交流を通して、良好な人間関係を構築する力を育むものである。

公民館等においては、学校と連携した青少年の宿泊体験活動などを行うことで効果的な体験活動を実施することができる。また、青少年を対象とした体験プログラムの開発・普及に取り組む青少年教育施設等が学校や公民館等と連携することで、体験活動をより計画的で効果のある取組にすることができる。

これらの体験活動は、地域の教育資源を通して、ふるさとへの愛着や誇りを育むことに資するものである。

### ○地域の大人に対してのふるさと教育

地域においては、全ての住民が、今一度ふるさとの現状や地域の魅力、歴史などを学び直し、再発見することで、ふるさとに対する認識を深め、新たな魅力や普遍的な価値に気づき、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていく必要がある。また、ふるさとへの愛着や誇りを子どもたちに伝えていくことは、地域を支える次世代の育成につながる。このように地域の大人や子どもがふるさとについて学ぶ機会を公民館等が中心となって実施している。

## （２）学校

### 学習の深まりを意識した取組となる指導の充実

教科等の「ねらい」を達成するために、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を活かした教育活動を年間 35 時間以上実施する。

目指す児童・生徒像と学習の深まりを意識するとともに、校種間連携による系統性・発展性のある取組を進めていくことが重要である。

### ○ふるさと教育の発展的な取組の推進

小・中学校で取り組んできた、地域の「ひと・もの・こと」を活用したふるさと教

育を、就学前から高等学校までの一貫性のある取組に発展させ、発達の段階に応じたふるさと教育の充実を図る。

- ・ ふるさと教育に関する全体計画等の作成の推進
- ・ ふるさと教育の推進に関する各校種間の連携と情報共有の推進
- ・ 就学前から高等学校までの一貫性のあるふるさと教育の充実

#### ○学びの質を高める指導の充実

ふるさと教育が学習の深まりを意識した取組となるような指導の充実を図る。

- ・ 発達の段階を踏まえたふるさと教育の指導の充実
- ・ 地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進
- ・ ふるさと教育のねらいと活用方法に関する教職員間での意識の共有

## 5 ふるさと教育を支える学校・家庭・地域との連携・協働

ふるさと教育を進める上で、学校・家庭・地域の連携は欠かすことができない。それは、ふるさと教育に限られたことではない。近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い様々な問題、課題が生じてきている。これらを解決し、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分に自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育むために連携、協力していくことが必要である。

さらに、学校と地域の関係性について、「これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりで教育の実現を図る必要。」<sup>1</sup>と指摘されている。地域は学校の手伝いや支援者ではなく、育てていきたい子どもの姿を共有し、対等なパートナーとして両輪の関係の中で子どもを育てていくものと考えられている。

具体的な施策として、現在島根県では、「結集！しまねの子育て協働プロジェクト」により、学校・家庭・地域をつなぐ「コーディネーター」を学校や公民館等に配置し、子どもを核にして、幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総掛かりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を行う環境づくりを進めている。ふるさと教育を進める際は、これらの事業とも連携を図りつつ、進めていく必要がある。併せて、定着したふるさと教育ではあるが、PDCAサイクルを通じて、ねらいを明確にし、効果的な実践が行われることも、今後重要であると考えられる。

---

<sup>1</sup> 平成 27 年 12 月 21 日 中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」

## 16 「しまねのふるまい」

島根県教育委員会では、平成 22 年度より、「しまねのふるまい推進プロジェクト」に取り組んでいる。

このプロジェクトでの「ふるまい」とは、礼儀、作法、あいさつ、ルール、マナー、生活行動、生活動作、思いやりなどの総称をいう。

「ふるまいは しまねの宝!」をスローガンに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で「ふるまい」の定着をめざしている。

### 1 「ふるまい」定着をめざすところ

子どもたちが「ふるまい」を身に付けるということは、将来の社会人としての基礎を身に付けていくことにつながる。

基本的な生活習慣がしっかりと身に付いている、友だちと良好な人間関係を築いている、思いやりの心をもって人と接している、ルールを守って行動できる等、安定した人間関係や落ち着いた教育環境が、子どもたちの豊かな心をはぐくんだり、子どもたちに確かな学力を身に付けさせたりすることに必要である。

また、このプロジェクトを地域ぐるみ、社会全体で取り組むことは、誰もが安心して住める魅力ある地域づくりにつながっていく。

### 2 具体的な取組

これまで、学校では「ふるまい定着」の視点を入れた取組を充実させ、家庭では親学プログラム等を活用して生活習慣の改善をめざし、地域においては公民館等社会教育施設が核となり、地域を巻き込んだ挨拶運動等を展開してきた。その結果、「ふるまい」の周知が進み、学校や地域の実態に応じた活動が展開されている。

#### ①子どもたちへの「ふるまい」定着の推進

子どもたちたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を引き続き図る。

○学校教育活動全体を通じた「ふるまい」定着の取組の推進

○ふるまい推進資料（5 歳児用、及び小 1 用）を活用した学習活動の推進

○「大切にしたい しまねのふるまい」ポスターを活用した取組の推進

○人間関係を構築する力を育む体験活動の推進（集団宿泊活動、社会奉仕体験、自然体験等）

#### ②県全体での「ふるまい」の推進

「ふるまい」の取組についての認知を広め、県全体での「ふるまい」の推進を図る。

○ふるまい推進指導員の派遣による啓発の推進

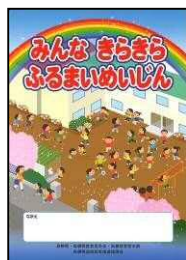
○「親学プログラム」を活用した学習活動の推進

○公民館等社会教育施設における「ふるまい」定着に向けた取組の推進

○各種団体、企業等との連携による取組の推進

### 3 学校教育活動における「ふるまい」定着の推進

地域、児童生徒の実態にあわせ、日々の学校教育活動において「ふるまい」の定着を推進することが大切である。また、ふるまい推進資料（小 1 用）や「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター等を活用し、月ごと、学期ごと、年度ごとに「ふるまい定着」に向けた取組を振り返り、更なる実践に結びつけていくことも大切である。



【ふるまい推進資料（小 1 用）】



【「大切にしたい しまねのふるまい」ポスター】

各校の目標を追加

# 17 へき地教育・複式教育

## 1 島根県の現状など

近年、少子化が進み、中山間地が多い本県では、へき地学校や複式学級を有する学校が多く存在している。全国的に見ても、へき地学校や複式学級を有する小学校の割合が比較的高い状況にある。（下表参照）

県全体・各教育事務所管内におけるへき地学校・複式学級を有する学校の割合

（平成 30 年 4 月 1 日現在）

|                      | 校 種   | 松江管内 | 出雲管内 | 浜田管内 | 益田管内 | 隠岐管内 | 県全体 |
|----------------------|-------|------|------|------|------|------|-----|
| へき地学校<br>※「人へき」を含めない | 小 学 校 | 10%  | 20%  | 36%  | 38%  | 100% | 28% |
|                      | 中 学 校 | 0%   | 19%  | 44%  | 35%  | 100% | 30% |
| 複式学級を有する学校           | 小学校のみ | 17%  | 30%  | 34%  | 50%  | 36%  | 31% |

## 2 へき地教育・複式教育を推進するにあたって

このような現状から、本県の学校教育を推進していくうえで、へき地教育・複式教育は非常に重要な課題であり、その充実が求められている。特に、へき地教育・複式教育に向き合う教員の姿勢や資質が、教育の質を高めていくために大切である。

第2期しまね教育ビジョン21では、ビジョン実現のための施策の1つとして「離島・中山間地域の教育力の確保」が挙げられており、「へき地・複式教育の充実」と、「離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化の推進」の2つが主な取組として整理されている。いずれも、豊かな自然、歴史、文化、伝統などの地域特性を生かし、へき地だからこそ、複式学級だからこそできる教育を充実させ、推進していくこととしている。

## 3 へき地教育・複式教育のとらえ

へき地学校や複式学級に対しては、「人間関係に限られ、固定化しやすい」「少人数のため学習が停滞しがちである」といったことが短所として強調されやすい。しかし、少人数のよさを生かしたきめ細かな指導や機動力のある活動を充実したり、異学年で構成された学級等で人間性や社会性を豊かに育んだりすることができる。特に複式教育の学習指導法の特徴である「学年別指導（わたり）」を通して、児童に主体的な学び合いの場を経験させることができる。これらの教育活動を日常的に展開できることが複式教育のよさである。

また、へき地学校においては、豊かな自然、歴史・文化、子どもを社会の宝として育ていこうとする地域の人々など、教育資源が豊富である。そして、これらが息づいているからこそできる教育がへき地教育のよさである。

このように、教職員誰もがへき地学校や複式学級の特性をよく理解し、日々の教育実践に積極的に生かしていくことが大切である。

#### 4 ヘキ地教育・複式教育における留意点

ヘキ地学校・複式学級を有する学校における教育課程編成等について、留意すべき点としては次のようなことがあげられる。

- (1) ヘキ地は、豊かな自然環境に恵まれ、伝統的行事や文化等が受け継がれている。地域や学校の実態を把握したうえで教育課程を編成する。
- (2) 少人数のよさに目を向け、一人一人の児童生徒のよさや可能性を把握し、個に応じた指導を可能な限り実施する。
- (3) 複式学級においては、各教科の目標の達成に支障のない範囲で、各教科の学年別順序によらない教育課程を編成することができる。同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）、異単元異内容指導（学年別指導）等それぞれの特質や学級編制の変動について配慮し、学校の実態に則した教育課程を編成する必要がある。特に、同単元同内容同程度指導（A・B年度方式）では教科等の系統性を踏まえること、異単元異内容指導（学年別指導）等では間接指導の時間が児童の主体的な学び合いの場となるよう配慮することが必要である。また、複式学級を配置する学校であっても、単式学級においては、当該学年の内容のみにより教育課程を編成しなければならない。
- (4) 学級の枠をはずした合同学習、近隣校との集合学習、大規模校との交流学习等の集団形態について工夫する。
- (5) 地域の専門的知識や技能をもつ方に学習指導等について協力を得るなど、地域の教育力を十分に生かすために、学校と地域との連携を推進する。
- (6) 地域の自然、歴史・文化、伝統を活かした教育を展開し、児童生徒に、ふるさとを愛する心やふるさとに貢献したいと願う意欲を育む。
- (7) 1日の生活時程や週当たりの授業時間表を作成する場合には、児童生徒の通学距離や交通条件、あるいは季節等についても配慮し、例えば、1年間を前期と後期に分け、生活時程や週の授業時間の配当を変える等の工夫も必要である。
- (8) 地域内の学校が相互に研究会をもったり、資料・情報の交換を積極的行ったりすることは、適切な教育課程を編成するうえで有効である。
- (9) 複式学級の転出入については、当該児童の学習に支障が生じないよう適切に対応する。  
（転入）履修の状況を把握し、未習事項は補充学習等で定着を図る。  
（転出）履修の状況について、転出先の学校に連絡する。
- (10) 卒業後の進学先や就職先において、人間関係や環境の変化等に適応できるよう、様々な経験を積んだり、自尊感情を高めたりできるように配慮する。

# 第5章

## 基盤となる指導

# 1 人権・同和教育

## 1 島根がめざす人権教育

本県では、2014（平成26）年に「第2期しまね教育ビジョン21」を策定し、その教育目標の1つに「高まっていく人間力」を掲げ、「自他を等しく大切にし、共に生きようとする人」を育成することに重点を置いている。これをふまえ、2015（平成27）年に「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を発行し、同和教育が大切に培ってきた「進路保障」という理念を人権教育の柱に据え、学校教育における人権教育の在り方を明らかにするとともに、その充実を図っている。

「進路保障」とは、進学や就職に際して、進路指導や公正な採用選考を実現するための取組を行うだけではない。様々な困難を抱えている子どもをはじめ、すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育んでいこうという理念である。

本県では「進路保障」を柱とした人権教育の推進により、一人一人の人権が保障される教育現場を実現し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて主体的に行動できる子どもを育成している。

## 2 「進路保障」の取組

「進路保障」の理念に基づいた取組は、教育活動のあらゆる場面で行われるものである。

まず大切なことは、教職員が、一人一人の子どもと関わっていくなかで、子どもの思いや願い、生活環境や人間関係などの背景に目を向ける（実態把握）姿勢を持つことである。気になる子どもに対して、なぜこの子どもはこのような行動を取るのかということを理解しようとする関わりから、その背景に「いじめ」や「虐待」があったり、「障がいがあること」や「本人・保護者が外国籍であること」などによって何らかの困難を抱えていたりすることが把握される場合がある。

学校は、子どもの実態から見えてきた課題を明らかにし、子どもが安心して学べることを保障したうえで、将来を切り拓いていく力を育むための教育活動や支援を行う必要がある。子ども自身の責任ではない事柄によって学ぶ権利や自己実現が阻まれている場合は、その要因と向き合い課題解決の取組を行わなければならない。また、子ども自身が困難な状況を前にしたときに、自分で乗り越えていたり、仲間と助け合って困難を克服したりする力を身に付ける取組を行うことも必要である。

## 3 人権教育の進め方

一人一人の子どもの「進路保障」を進めるために、次の3つの視点から人権教育をとらえ、自校の教育活動全体を通じて推進していくことが大切である。

## （１）人権としての教育（子どもたち一人一人の学びの保障）

人権としての教育とは、子どもたち一人一人の学びを保障し、安心して学校生活を送ることができるようにすることである。

例えば、不登校の子どもや学校に居場所を持てずにいる子どもの背景には、学級の中にいじめの問題があったり、家庭生活に課題があったりする場合がある。また、学習への意欲を失っている子どもの背景には、見通しの持てない授業展開や子どもの実態・理解度を配慮していない指導に対して、不安や困難さを強く感じている場合もある。このことを子どもの学びを保障するという視点で考えるとき、子どもが安心して学校に登校できたり、意欲的に取り組めたりするための、学校としての必要な課題が見えてくる。

課題解決に向けては、本人、保護者の声をしっかり受け止めるとともに、ケース会議などを開催し、関係機関と連携をしたり、教職員間で共通理解を図ったりするなど、全校体制で様々な取組を行うことが大切である。また、子どもたちが安心して学ぶために必要な就学支援・奨学資金制度などの情報を教職員が共有し、すべての保護者にもれなく周知されることも必要である。

## （２）人権を通じての教育（人権が尊重される環境づくり）

人権を通じての教育とは、人権が尊重される環境をつくることである。人権が尊重される環境づくりは、学校教育の基盤となる。

環境づくりとは、学校の美化や掲示物の工夫等にとどまらない。教職員の姿も子どもに影響を及ぼす教育環境である。教職員が意図しないところでも、子どもたちは多くのことを学び取っている（これを「隠れたカリキュラム」という）。

例えば、忘れ物をした子どもに対し、理由も聞かず頭ごなしに叱る教職員の姿を見た子どもたちが、忘れ物をした子どもを「ダメな子ども」「いじめられても仕方のない子ども」と思ってしまう場合がある。また、教職員間のハラスメントが影響を及ぼして、「いじめ」や「仲間はずれ」というかたちで子どもたちの状況に現れることがある。このように「人権が尊重される環境づくり」が不十分であることが背景となり、互いのつながりが希薄な子ども集団になってしまっている場合もある。

人権教育の目標である「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な行動に現れるようにすることは、子どもたちに繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。学校生活全体のなかで、一人一人の子どもが一人の人間として大切にされていると実感できる環境づくりが重要である。

人権が尊重される環境をつくるということは、教職員が、子どもたちの言動をその背景から理解し、学校全体として、子どもたち一人一人の問題を考えていく風土をつくることである。子どもを一人の人間として尊重する教職員の態度は、クラス全体のなかで一人一人が大切にされているという雰囲気を醸成していく。これは、子どもた

ちが豊かに関わり合える集団づくりにつながるものである。

このことは、教職員と子どもの関係だけでなく、教職員同士の関係においても同様である。「進路保障」という理念にそって教職員間の関係を見直すことは、教職員一人一人の力を生かすことにつながり、組織の力を高めることにもなる。子どもたちの成長を願って支え合い、高め合う教職員集団の姿は「隠れたカリキュラム」となり、子どもたちにも良い影響を与える。

### **(3) 人権についての教育（人権に関する知的理解と人権感覚の育成）**

人権についての教育とは、人権に関する知識を自分の生き方につなげて理解する力を育むとともに、人権感覚の育成を図ることである。

子どもたちが人権や人権課題に関する知識を得る時、教職員はその内容と意義についての理解が深まるように支援することが必要である。さらに、子どもたちが自ら問題を発見し、それを解決していくために必要な思考力、判断力、表現力を育むことで、子どもたちに自他の人権を尊重する態度や、問題を解決する技能を身につけさせることが大切である。子どもたちの身の回りには様々な人権課題が存在している。子どもたちが将来、人権課題に直面し、差別される側に立たされるだけでなく、差別する側に立ってしまう可能性もあることを念頭に置いておく必要がある。「なぜ人は差別をするのか」「どのような時に差別をするのか」といった視点から人権課題を構造的に理解させることにより、自らの生き方・在り方の問題として考えさせることが大切である。「差別をしない生き方」を主体的に考えるように支援することが、子どもたちの人権感覚の育成につながる。

## **4 人権教育の推進にあたって大切にしたいこと**

### **(1) 子どもたちの行動の背景を理解する**

子どもたちが安心して学び、希望をもって学校生活を送るためには、教職員が徹底した子ども理解を基本に教育活動を展開することが重要である。

子どもの行動には、様々な背景がある。学ぶ意欲が失われている状況、生活上必要な習慣・技能が身についていないなどの状況があるとき、表出している様子のみで子どもをとらえていては、状況の改善につながらない。家庭訪問や保護者面談、教職員間の情報交換等を通じて、背景に解決すべき様々な人権問題の存在が明らかになることもある。教職員一人一人が「見えにくいものを見ようとする」姿勢で関わり、「なぜそのような状況にあるのか」という背景・要因や子どもが抱えている困難等を把握することによって、改善に向けての具体的な支援・取組につなげていくことが大切である。また、「教職員を困らせる子ども」ではなく、「困っているのはこの子どもである」という認識に立ち、問題解決に向けて取り組んでいくことが大切である。

## **(2) 一人一人のありのままを受け止め、自尊感情を育む**

自尊感情とは、「自分が好き」と思える気持ち、自分の長所も短所も含めてありのままの自分を受けとめることができる気持ちである。教職員には、普段から子どもたちの様子をしっかりと観察し、一人一人のありのままを理解し受けとめる姿勢が求められる。その姿勢が、子ども自身が自分をありのままに受けとめたり、子ども同士がお互いをありのままに受けとめたりすることにつながる。

自尊感情は、単にほめるだけでは高まらない。子どもたちは、子ども同士で頼られたり認められたりしながら困難を乗り越えていく経験を積み重ねて、自尊感情を高めていく。時にはうまくいかなかったり、失敗したりすることもあるが、子どもたちが個々の役割を果たしていくなかで、「最後までやりきった」「自分も人の役に立てることがあるんだ」という達成感や自己有用感を得られるようにしていくことが、自尊感情を高めることにつながる。自尊感情の高い子どもは、困難に出会ったり失敗したりしても、簡単にあきらめることなく粘り強く努力することができる。

## **(3) 安心して学び合い高め合うことのできる集団をつくる**

子どもたちの主体的に学ぶ意欲は、「分かりたい」という思いや「分かった」という喜びを共有させることで高めることができる。さらに、子どもたちがお互いの意見を聞いて自分の考えを深めていく場面を設定することで、高め合う集団を育てることができる。

授業中、分からないことがあるとき、「分からない」と言える雰囲気があれば、子どもたちは安心して学べない。失敗や間違いも含めて認められ安心できる関係や居場所を教職員がつくることで、子どもたちは自分の思いをきちんと周囲に伝えられる自信を持つことができる。

集団の中で子どもたち一人一人の個性を生かすことを通して、学習規律等を自発的に守ろうとする気持ちや、仲間の支えをばねに自分自身を向上させようとする意欲を育てようすることが大切である。

## **(4) お互いを尊重し協力し合う教職員集団をつくる**

学校では、多様な個性・生活の背景・課題をもった子どもたちが生活しており、個々の教職員の力量だけでは対応しきれない場合も少なくない。まとまりのある教職員集団であることが教職員と子どもとの関係を豊かにし、課題の解決につながっていく。

教職員一人一人の個性や経験・能力にも違いがあり、ときには、子どもへの関わり方や指導方法等をめぐって、思いや意見が食い違うこともある。学校が困難な状況にあるとき大切なのは、子どもたちを中心に据えて同じ方向をめざすことである。そのためには、日頃からお互いの思いや悩みを聴き合い、一人一人の教職員が能力を発揮

できる環境をつくっていくことが求められる。教職員が互いに連携し合う姿は、「隠れたカリキュラム」となって子どもたちに良い影響を与える。

#### **（５）家庭・地域などと連携して、子どもたちの学びを共に支え合う人間関係をつくる**

家庭における教育は、子どもたちが将来を切り拓いていく力を培っていくうえで、その基礎を担う重要なものである。また、子どもたちにとって、身近な地域にある「ひと・もの・こと」と出会う体験活動等は、心豊かな人間性や社会性を育む。各学校においては、家庭・地域と連携して、社会全体で子どもたちを育てていくという視点に立って教育活動を進めていくことが大切である。

連携を深めるには、家庭・地域等に関われた「信頼される学校づくり」が進められていることが前提となる。学校は、保護者の多様な価値観・ニーズに対応するため、教育活動の方針や具体的な取組の様子を分かりやすく示す「教育活動の見える化」を推進する必要がある。また、学校評価等を通じて家庭や地域の意見を学校経営に生かしていくことも大切である。管理職だけでなく教職員一人一人が、双方向の情報交流の充実・促進に努め続けることが保護者や地域の人々の理解・支援を得る機会となつて、学校・家庭・地域が協力し子どもたちの学びを共に支え合える関係づくりにつながる。

#### **（６）人権に関する知識を理解に深めるとともに、人権感覚の育成を図る**

子どもたち自身が様々な人権問題の解決を自らの課題として認識するためには、教職員一人一人が自らの課題として語ることができる力が必要である。そのためには、教職員自身が差別の現実から学ぶことにより、自分自身の生き方・在り方を問い直していくことが求められる。

差別の現実から学ぶということは、単に差別されている側の実態を知ることではなく、地域や社会の中にある差別する側の実態から自分自身を見つめ直すことである。差別を温存している社会のあり様に気づき、「なぜ人は差別をするのか」を考えることによって、差別を見抜く力や、差別解消に向けて行動していくための意識・意欲・態度を身に付けることが大切である。

## 2 特別支援教育

### 1 特別支援教育とは

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、学習上又は生活上の困難を改善・克服するため適切な指導及び必要な支援を行うことである。特別支援教育は、特別支援学校や小学校、中学校の特別支援学級、通級指導教室の場においてのみ実施されるものではなく、発達障がいを含むすべての幼児児童生徒を対象として、幼稚園・保育所等や小学校、中学校、高等学校の通常の学級においても実施されるものであることが平成19年4月1日に施行された改正学校教育法により、法律上も明確に位置づけられた。このことは、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、すべての幼児児童生徒が一人一人の個性や違いを認め合い、それぞれの良さを十分に引き出すことで、自立して共に社会に参加し支え合う共生社会を形成する基礎となる教育活動である。

### 2 インクルーシブ教育システムの構築

#### (1) インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約では、「インクルーシブ教育システム」とは人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みであるとされている。そこでは①障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、②自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、③個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

また、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための、①必要かつ適当な変更及び調整であって、②特定の場合において必要とされるものであり、③かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされている。なお、合理的配慮の基礎となる環境整備を「基礎的環境整備」と呼ぶ。

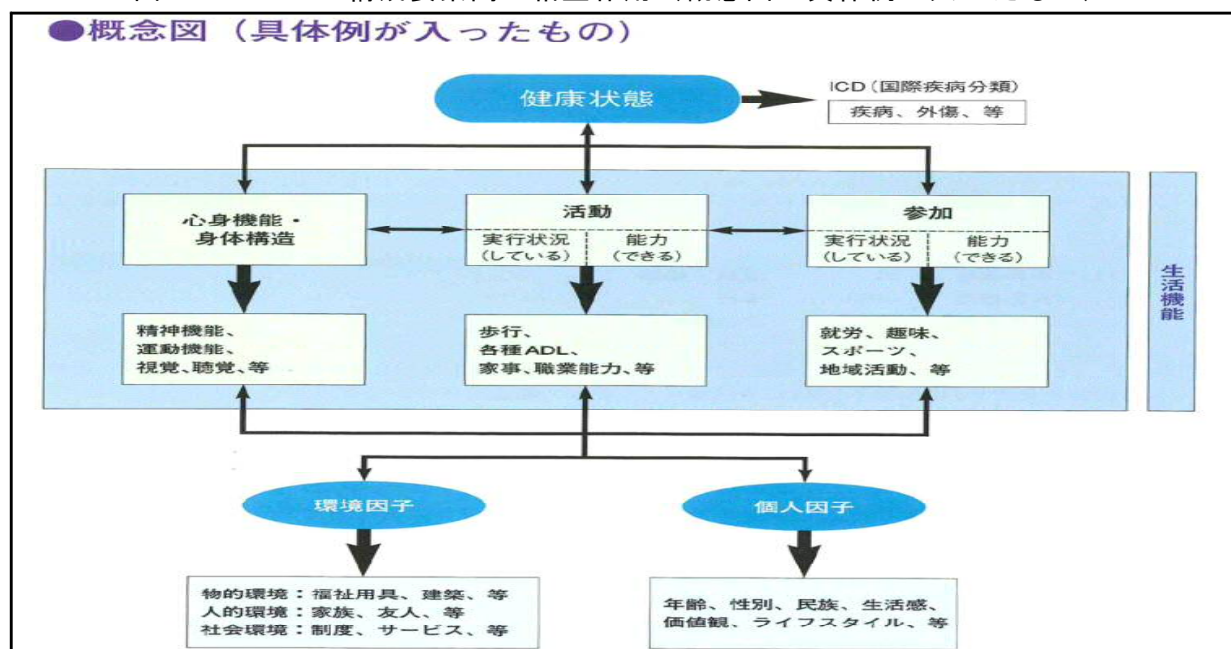
#### (2) 障がいのとらえ方

I C F（国際生活機能分類）は2001年にWHO（世界保健機関）で採択され、日本では「国際生活機能分類」と訳された分類である。人間の生活機能と障がいに関する状況を記述することを目的とした分類であり、健康状態、心身機能、身体構造、活動と参加、

環境因子、個人因子から構成される。構成要素間の相互関係については、下の図1のように示されている。

ICFは、障がいのある人について、その起因となっている疾患やその人の中に内在していることのみに焦点をあてるのではなく、その人を取り巻く環境面も含めて多面的・総合的にその人の生活上の困難さという点に焦点を置くという視点である。この視点から障がいについて考えると、その人個人の状況だけでなく、周囲の物的、人的、社会的状況により、障がいは変化しうるものととらえることができる。また、障がいそのものに目を向けるだけでなく、「活動」や「参加」といった視点から障がいのある人の生活全体をとらえていくという視点を持つことが重要である。

図1 ICFの構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）



（出典）厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

このようなICFの考え方を踏まえて障がいをとらえ、学習上又は生活上の困難を的確に把握した上で、幼児児童生徒が現在行っていることや、指導をすればできること、環境を整えればできることといった視点から、教育的支援を考えていく必要がある。

### （3）多様な学びの場の整備

島根県では、障がいの程度が比較的重い幼児児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う12校の特別支援学校が設置されている。特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を実施している。また、障がいの状態により学校へ通学して教育を受けることが困難な場合には、教員を家庭等に派遣して指導を行う「訪問教育」を行っている。

また、小学校、中学校には特別支援学級が設置され、各学校の教育課程に準じた教育に加え、特別支援学校の教育課程を参考とするなどして特別の教育課程を編成し、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導が行われている。特別支援学級には、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいを対象とした学級がある。また、病気療養のために入院中の児童生徒を指導するために病院内に設置した学級（院内学級）もある。

また、小中学校等の通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対しては、障がいの状況等に配慮しながら、指導内容や方法を工夫した学習活動を行っている。さらに、通常の学級に在籍し、障がいの状態に応じた特別の指導が必要な児童生徒には通級による指導が行われ、特別な教育課程による教育が実施されている。

なお、平成30年度から高等学校においても通級による指導が制度化され、本県では3校において実施している。

### 3 特別支援教育における教育課程

#### (1) 特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を行うとともに、幼児児童生徒が障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的としている。したがって、特別支援学校における教育については、小中学校等における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものといえる。

#### (2) 自立活動について

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を検討して、その中の代表的なものを項目として六つの区分の下に分類・整理したものである。項目は、1. 健康の保持 2. 心理的な安定 3. 人間関係の形成 4. 環境の把握 5. 身体の動き 6. コミュニケーションの六つの区分ごとに3～5項目ずつ計27の項目で示されている。

#### (3) 特別支援学級や通級による指導の教育課程

学校教育法施行規則には、特別支援学級又は通級による指導において、「特に必要がある場合には、特別の教育課程によることができる」ことを規定している（学校教育法施行規則第138条、同第140条）。

この規定を受けて、小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別支援学級において実施する特別の教育課程において、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。」と示されている。同様に、通級による指導において特別の教育課程を編成する場合については、「特別支援学校学習指導要領に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする」ことが示されている。

#### (4) 通常の学級での対応

通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導が必要となる者がいる。小学校学習指導要領又は中学校学習指導要領では、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導を行う場合に、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする」と示されている。

## 4 特別支援教育推進のために

### (1) 校内体制の整備

学校においては、支援の必要性が高い子どもに対して、校長のリーダーシップの下、校内委員会を設置し特別支援教育コーディネーターを指名するなど校内支援体制を整備し、学校全体で支援をすることが重要である。平成29年3月文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には各学校において特別支援教育体制を構築する際の学校における各役職ごとの具体的な役割が示されているので参考にされたい。

### (2) 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

また、特別な支援を必要とする子どもに対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要である。

### (3) 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援にあたっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画（個別の指導計画）を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効である。

### (4) 個別の教育支援計画や指導計画の見直し、活用と管理

支援の実施状況については、校内委員会等において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切である。

各計画の作成にあたっては、その趣旨や目的を本人や保護者に説明し同意を得ることが必要である。また、進学先の学校へ引き継いだり、関係機関と共有したりする際には、あらかじめ範囲を明確にした上で同意を得ておくことが重要である。

### (5) 交流及び共同学習の推進

「障害者基本法」（平成23年8月一部改正）では「障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」（第16条第3項）ことが規定されている。

交流及び共同学習は、障がいのある幼児児童生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で、大きな意義を有しているとともに、その相手となる幼稚園、小学校、中学校、高等学校の幼児児童生徒や地域の人たちにとっても、意義深い教育活動である。障がいのある人もない人も互いに理解し合い「共に生きる」というノーマライゼーションの理念を尊重し実践できるよう、その基盤ともなる交流及び共同学習を一層推進

していく必要がある。

#### (6) 進路指導の充実

学校卒業後、多くの生徒は、企業や施設等において働くことを中心とした生活を送るようになる。社会生活の中で必要な自己理解、自己決定の力や働く力は、卒業間近に短期間で育てられるものではなく、小学校（小学部）の段階から、将来を見通した指導の中で身につけていくことが望まれる。それには、早い段階から一人一人の障がいの状況と能力・適性等を踏まえながら、就業体験等の充実やキャリア教育の視点を取り入れた授業づくりを行うなど、キャリア教育の推進を図ることが重要である。

## 5 特別支援教育に係る支援体制

#### (1) 早期からの教育相談・支援

障がいのある子どもにとって、早期から必要な支援を行うことは、将来の自立と社会参加に大きな効果があると共に、子育ての中心である保護者や家族に対する支援、幼稚園や保育所等の関係者に対しての支援という意味からも大きな意義がある。

早期教育の場としては、松江ろう学校及び浜田ろう学校に幼稚部を設置しているほか、幼稚園や保育所等で障がいのある幼児の教育や保育が実施されている。また、障がいのある幼児の支援等に関して、市町村相談支援チーム等による教育相談をはじめ、教育センターや特別支援学校のセンター的機能の教育相談等がある。就学については、市町村の就学相談会等ができるだけ早期から活用し、本人、保護者と市町村教育委員会、学校等の合意形成が図られた就学先の決定につなげることが重要である。

#### (2) 特別支援学校のセンター的機能、島根県教育センター

特別支援学校ではセンター的機能として、地域の保育所等や小中高等学校の要請に応じて、障がいのある幼児児童生徒の教育に関して必要な助言や援助を行っている。

また、島根県教育センターや浜田教育センターにおいて幼児から高校生までの子どもと保護者、学校関係者等を対象に来所相談を実施している。

#### (3) 特別支援教育支援専任教員

小中学校の通常の学級や特別支援学級における特別支援教育に関して教員からの相談に迅速に対応するため、平成29年度より各教育事務所に「特別支援教育支援専任教員」を配置している。

#### (4) 相談支援体制の整備

本県においては、「切れ目ない支援体制整備充実事業」として、市町村単位の「特別支援連携協議会」、県の知事部局等関係者による「しまね特別支援連携協議会」を設置して、支援体制の構築と活用に取り組んでいる。

## 3 生徒指導

### 1 生徒指導の意義

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることをめざして行われる教育活動である。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達をめざすとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることをめざすものであり、単なる児童生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深く関わっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていくことが必要である。

### 2 生徒指導と教育課程

教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動における学級活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

#### (1) 学習指導における生徒指導

学習指導における生徒指導としては、次のような二つの側面が考えられる。一つは、各教科等における学習活動が成立するために、一人一人の児童生徒が落ち着いた雰囲気の下で学習に取り組めるよう、基本的な学習態度の在り方等についての指導を行うことである。もう一つは、各教科等の学習において、一人一人の児童生徒が、そのねらいの達成に向けて意欲的に学習に取り組めるよう、一人一人を生かした創意工夫ある指導を行うことである。

学習指導における生徒指導というと、どちらかといえば、前者のことに意識が向きがちであるが、一人一人の児童生徒にとって「わかる授業」の成立や、一人一人の児童生徒を生かした意欲的な学習の成立に向けた創意工夫ある学習指導が必要となる。そのために、日々の指導においては、①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を支援することの3点に特に留意することが求められる。具体的には、一人一人の児童生徒のよさや興味関心を生かした指導や、児童生徒が互いの考えを交流し、互いのよさに学び合う場を工夫した指導、一人一人の児童生徒が主体的に学ぶことができるよう課題の設定や学び方について自ら選択する場を工夫した指導など、様々な工夫をすることが考えられる。

学習指導の場におけるこれらの指導は、単に各教科等における指導上の工夫ということにとどま

らず、まさに積極的に生徒指導を行うことでもあり、これらの指導を行うことは、児童生徒の自己肯定感を高めることやコミュニケーションの成立、よりよい人間関係の構築などにつながる。

## (2) 学習上の不適応と生徒指導

児童生徒の一人一人は、その能力においても、適性においても千差万別である。到達水準をどのように定めたとしても、何らかの意味で学習上の不適応を起こす児童生徒が出てくる。例えば、一般的な傾向として、学習面で理解の早い児童生徒は、学習が平易すぎて、一種の退屈さを覚えるであろうし、十分能力を発揮できない児童生徒は、学習内容が難しすぎるため学習の進捗についていけず、いわゆる学習内容について不消化の状態に陥るであろう。特に後者の場合、毎日の授業は苦痛であり、児童生徒の劣等意識を助長し、情緒の不安定をもたらし、その結果として、例えば授業妨害や授業エスケープなど怠学傾向が表れたり、思うように学習の成果が得られないために周囲から求められる目標とのギャップから学習への自信や意欲を失い、不登校に至ったりするケースもある。

このような学習上の不適応から児童生徒を救うためには、「わかる授業」の推進や児童生徒の関心意欲を引き出し、主体的に学べるよう指導上の工夫をするなど教育課程実施上の改善措置を図るとともに、児童生徒一人一人の持つ様々な学習上の悩みや問題の相談に温かく応じ、その能力や適性、さらには家庭の状況などについての理解に努めることが重要である。現在の学習上の不適応原因をつぶさに分析し、一人一人の事情に即した指導方針を打ち出し、適切な指導を行うことが求められる。このことこそ、生徒指導の重要な機能の一つである。

## 3 児童生徒理解

### (1) 生徒指導の目的と児童生徒理解

生徒指導は、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成をめざすものである。これは児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、支援するものである。

実際の指導においては複数の児童生徒や集団を対象にすることや問題行動などに直接対応することが多いが、最終のねらいはそこに含まれる個人の育成であり、人格の発達の形成である。

児童生徒理解は一人一人の児童生徒をどのように理解し、指導に当たるかということであり、もう一つは、一人一人を理解するうえで、特に欠かすことのできない人格の発達についての一般的な傾向とその特徴についての客観的・専門的な知識を持つことである。

### (2) 児童生徒理解に求められる姿勢

生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化を図ることである。一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味、関心等がある。また、児童生徒の生育環境も将来の夢や進路希望等も異なる。それ故、児童生徒理解においては、児童生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教員、教科担任、部活動等の顧問教職員、養護教諭などによるものを含めて、広い視野から児童生徒理解を行うことが大切である。また、思春期にあって生活環境の急激な変化を受けている児童生徒一人一人の不安や悩みに寄り添い、児童生徒の内面に対する共感的理解をもって児童生徒理解を深めることが大切である。

### (3) 集団についての理解

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深く関わっている。児童生徒一人一人が自己の存在感を実感しながら、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団づくりと、これを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つである。

## 4 学校における生徒指導体制

学校が一人一人の児童生徒に対して、組織的な生徒指導を展開していくためには、校内の生徒指導体制を確立することが必要である。校内の生徒指導の方針・基準を定め、これを年間の生徒指導計画に盛り込むとともに、授業研修などの校内研修を通じてこれを教職員間で共有し、一人一人の児童生徒に対して、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある。

### (1) 生徒指導の方針・基準の明確化・具体化

生徒指導体制を充実させるためには、生徒指導の方針・基準に一貫性を持たせることが必要である。「社会で許されない行為は、学校においても断じて許されない」「社会生活上のきまり・法を守る」「時間を守る」「授業時間中の態度をきちんとする（私語をしない、話をよく聞くなど）」など、基本的な生活習慣を含めて、生徒指導に当たっての方針・基準を明確にし、具体的にしておくとともに、教職員はもちろんのこと、児童生徒、保護者、地域に周知し、理解を得ることが重要である。

### (2) 実効性のある組織・運営の在り方

生徒指導推進に当たっては、全教職員がその役割を担い、全校を挙げて計画的・組織的に取り組むことが必要になる。その運営に当たっては個々の教職員の役割が十分に発揮され、その組織が目的とする課題の達成や組織の構成員にまとまりがみられるように展開されることが大切である。そのために、次のように考えることができる。

#### ① 全教職員の一致協力と役割分担

校長がリーダーシップを発揮し、指導の体制を統括するとともに、教職員一人一人が指導支援の目的を理解し、自らの専門性を生かして役割を遂行する。

#### ② 学校としての指導方針の明確化

例えば、「日ごろから個々の教職員が適切な児童生徒理解に努める」、「それらの情報を職員会議や生徒指導の委員会などで共有し合う」、「児童生徒の基本的な人権や生き方を尊重した指導支援に努める」など、各学校の実態を踏まえて具体的な方針を明確にし、校内研修などで共有を図る。

#### ③ すべての児童生徒の健全な成長の促進

児童生徒の人間としての在り方や生き方に寄り添い、積極的・開発的な指導支援体制を確立する。また、すべての教職員が児童生徒の性格特性や心身の発達課題などを十分に理解し、傾聴と受容及び感情の明確化などカウンセリング感覚のある指導支援を行う。

#### ④ 問題行動の発生時の迅速かつ毅然とした対応

事態の内容や問題を正確に把握するとともに、その背景を丁寧に探り指導支援の方向性を明確にする。そのうえで、児童生徒や保護者などへの周知及び説明をきめ細かく行う。

#### ⑤ 生徒指導体制の不断の見直しと適切な評価・改善

教職員が自己評価や内部評価を計画的に行い、児童生徒及び保護者、関係機関などの意見や評価を十分に取り入れて改善策を検討する。また、それらの評価結果や改善案などを積極的に公表する。

## 5 教育相談の充実

生徒指導でめざす「個々の児童生徒の自己指導能力の育成」を実現するためには、日々の教育活動において①児童生徒に自己存在感を与えること、②共感的な人間関係を育成すること、③自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助することの3点に特に留意することが求められている。このことは、個々の児童生徒の教育相談を行う際の基本的な姿勢である。

教育相談は悩みや課題が生じた時に対処していくという消極的な面においても、児童生徒一人一人の成長を促進していこうとする積極的な面においても機能し、適応指導、学習指導、進路指導はもちろん、あらゆる教育活動場面において行われるものである。教育相談の基本理念、人間観や児童生徒観、指導観、さらに方法論すべてが、生徒指導の中核的な役割を果たしている。したがって、すべての教職員が、教育相談の理念、方法、態度を身に付けることにより、生徒指導がより機能的に働くことになる。

個別形態としての教育相談が充実していくことは、集団形態での支援・指導を補い、より効果的な支援・指導を行うことにもなる。特に、児童生徒のもつ問題が深刻である場合には、教育相談の考え方や進め方により、きめ細かな支援・指導を継続的に行うことが必要である。

学校における教育相談を充実するためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。日頃からよりよい人間関係を培っていくためには、次のような基本姿勢が大切である。

- (1) 個々の児童生徒に対し、一人一人に関わる機会を積極的につくる。
- (2) 児童生徒を誘導したり、自己決定を妨げたりしないために、教職員が自分自身に沸き起こる感情を自覚できるように努める。
- (3) 児童生徒を肯定的に捉え、人として尊重して接する。
- (4) 児童生徒の感情に対し、例えネガティブな感情であってもそのように思わざるを得ない心情を共感的に理解する。
- (5) 相談においては、客観的事実に回答することよりも、心理的事実を受容することを心がけ、児童生徒が自発性を発揮し、自己決定できるよう支援をする。

## 6 学級経営と生徒指導

「第3章 3学級経営 1 学級経営の基本」を参照

## 7 生徒指導上の諸課題

### (1) いじめ

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義している。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍し

ている等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の 学校いじめ対策組織を活用して行う。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否を判断するものとする。

この定義を踏まえ、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

#### ○いじめの防止等に対する基本的な考え方 \*島根県いじめ防止基本方針より抜粋

### 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

#### （１）いじめの防止

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、より本質的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていくことが重要である。いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行うことによって、すべての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていくことが必要である。

このため、学校においては、教育活動全体を通じて人権意識を高め、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない。」ことを繰り返し伝えることで、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合い、困ったときに悩みを打ち明けられるような信頼できる人間関係を構築する能力の素地を養っていくことが必要である。また、いじめには様々な要因があり、その中の一つとして指摘されているストレスを軽減するような取組を行うとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことも必要である。加えて、すべての児童生徒が安心できる、安全な生活空間・居場所としての学校づくり、自尊感情を持つことができ充実感が感じられる学校生活づくりをしていかなければならない。

家庭においては、就学前の段階を含めて、あたたかな関わりの中で豊かな心を育んだり、自他を尊重する態度を育てたりすることを通して、自尊感情や人権感覚を培っていくことが必要である。

さらに、大人社会における体罰や虐待、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどと

いった社会問題は、いじめを生み出す一つの要因という受け止めが必要である。他人の弱みを笑いのものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人のふるまいが、子どもに影響を与えるという指摘があることを自覚する必要がある。大人自身が、襟を正し、子どもの手本となるよう人権意識を高めていく努力をしていくことの必要性を普及啓発していく必要がある。

## （２）いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提である。そのため、保護者や教職員をはじめとする大人は、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めていかなければならない。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階から的確に関わりを持ち、児童生徒の訴えを真摯に受け止め、丁寧に聴いていくこと、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していくことが必要である。

いじめの早期発見のため、学校の設置者や学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。また、地域や家庭においても、子どもの様子を見守り、ささいな変化も見逃さず、いじめが疑われるときは、学校等にすみやかに相談・通報することが必要である。

## （３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、又は疑われる場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的に対応する。また、家庭や学校の設置者への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図っていかなければならない。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておく必要があり、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が重要である。

さらには、学校の設置者や学校は、いじめの事実関係の把握をすみやかに行い、いじめを生んだ背景や要因を分析し、再発防止に向けて対策を講じていくことが必要である。

## （４）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。そのためには、ＰＴＡ、放課後児童クラブ、スポーツ少年団等や地域の関係団体等と学校関係者がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や学校支援地域本部を活用したり、子どもの相談を受ける役割を担う民間団体等との連携を図るなど、体制を整備していく必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校

と地域、家庭が組織的に連携・協働して取り組む体制を整備していくことが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校の設置者や学校においていじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、民生児童委員協議会等）との適切な連携が必要である。関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校の設置者や学校と関係機関の担当者などが連絡会議を開催するなどして、情報共有体制の構築を図らなければならない。

例えば、教育相談を実施するにあたっては、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、法務局等の学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校の設置者や学校が、関係機関と連携して取り組むことも重要である。

#### (2) 不登校

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因や背景により、児童生徒が登校しない、あるいは登校したくてもできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものは除く）」をいう。

##### ○不登校に対応する上で持つべき基本的な姿勢

- ① 不登校については、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉える必要がある。また、不登校という状況が継続し、結果として十分な支援が受けられない状況が継続することは、自己肯定感の低下を招くなど、本人の進路や社会的自立のために望ましいことではないことから、支援を行う重要性について十分に認識する必要がある。
- ② 不登校については、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点のみで捉えて対応することが困難な場合があるが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うとともに、学校への支援体制や関係機関との連携協力等のネットワークによる支援等を図ることが必要である。
- ③ 不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならない。不登校児童生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校・家庭・社会が不登校児童生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢を持つことが、児童生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であり、周囲の大人との信頼関係を構築していく過程が社会性や人間性の伸長につながり、結果として児童生徒の社会的自立につながることが期待される。

##### ○不登校に対する基本的な考え方

###### ① 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

###### ② 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養

うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

### ③ 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

### ④ 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

## (3) 高等学校の中途退学

高等学校における中途退学は生徒指導上の大きな課題である。中途退学者のうち半数程度が1年生であることから、「高1中退」予防の取組が重要である。特に早期の中高連携による情報共有が極めて重要である。

### ○中学・高校にできる「高1中退」予防

#### 【中学校では】

- ◇不登校に準じる生徒の情報も高等学校へ！
- ◇学習への興味・関心、基礎学力の定着、自尊感情を高める働きかけを！

#### 【高等学校では】

- ◇中学校3年時の不登校に準じる生徒にも注意！
- ◇入学直後より「わかる授業」の工夫や「特別活動」の充実を！
- ◇生徒が充実感を得られる場や機会の設定を！

国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター

「公立高等学校の中途退学発生プロセスについての調査研究(中間報告)」より

高等学校においては、生徒に高校生活における目標や目的を明確にもたせるような指導の工夫に努め、生徒が生き生きと自主的・主体的に活動できるよう次の4観点から各学校の実態に応じた対策を講じる必要がある。

① 適応指導等の充実

- ア 入学時の集団（宿泊）研修・個人面談の実施等による早期適応指導の実施
- イ 学力の定着を図るための補充指導等の徹底
- ウ 教育相談体制の充実、特に、悩みを抱える生徒に対するスクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、きめ細かな相談システムの整備

② 中高の連携

- ア 早期の情報共有や中高連絡会等の実施とその充実
- イ 中学生及びその保護者を対象とした高校説明会の実施とその充実
- ウ 高等学校一日体験入学の実施とその充実

③ 進路指導の充実

生徒の希望する職業に関する職業体験の実施とその充実

④ 家庭・地域との連携

- ア 開かれた学校づくりの推進
- イ 家庭訪問の実施とその充実
- ウ 関係機関・各企業等との連携強化

（４）インターネット上のトラブル

近年、スマートフォン等の普及により増加しているインターネット上のトラブルについては、以下のことに留意して指導する必要がある。

- ① インターネット接続のための機器の多様化、ネットワーク社会の変化等についての理解とともに児童生徒の利用の実態把握に努めること。
- ② 学校におけるスマートフォン等の取扱いのルールを明確にし、指導の徹底を図ること。
- ③ 「インターネット上のいじめの問題」については、情報モラル教育を基盤として計画的・系統的に進めていく必要がある。「いじめ問題対応の手引」（平成 27 年改訂版 16 頁）を参考にされたい。
- ④ 情報モラル教育の取組について、全校体制で、各教科等の指導の中で発達の段階に応じて進めるとともに、保護者向けの啓発を行うよう努める。

## 8 家庭・地域社会及び関係機関との連携

（１）家庭・地域社会との連携

児童生徒の教育はいうまでもなく学校教育だけで成し得るものではない。学校、家庭、あるいは地域が、それぞれの役割を果たしながら進めていくことが必要である。その中でも、家庭は、児童生徒の人格形成に及ぼす教育環境として最大の影響力をもっているといっても過言ではない。家庭は、児童生徒にとって安らぎ、休息を得る場であると同時に、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心等「生きる力」の基礎的な力を育成する場であり、すべての教育の出発点であるといえる。学校と家庭は、一人一人の児童生徒について理解を深め、よりよい支援をしていくため、密接に連携をとる必要がある。

協力の在り方については、「家庭でぜひやってほしいことと、学校に任せてほしいこと」「一緒に指導していただかなければならないこと」「一方の指導の効果を高めるために、他方が協力・援助をしたり条件整備したりする必要のあること」等のいずれに該当するかを確認する必要がある。

## (2) 関係諸機関との連携

児童生徒が抱える課題に対しては、学校ができる限りの指導を行い、その解決に努めることは当然のことである。たとえば、問題となる行動をとる児童生徒に対しては、「社会で許されない行為は、子どもであっても許されない」との考えのもと、学校が毅然とした対応をとることが大切である。

しかし、学校の機能や権限には限界があるのも事実である。家庭における養育に起因する問題行動など、学校としては対応が困難で深刻な要因をはらむもの、問題の程度が重いもの、初めてのケースなど、学校での対応が著しく困難な場合には、ためらわず関係機関に相談し、適切な対応を求めていくことが必要である。連携を行うかどうか、あるいは、どのように連携を行うかについては、個々の教職員の判断にゆだねるのではなく、教職員間の共通理解のもと、学校としての判断に基づくことが必要である。

### 【参考となる冊子】※印は教育指導課ホームページに掲載

|                                          |                              |
|------------------------------------------|------------------------------|
| 『小学校生徒指導の手引』                             | 平成 13 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『中学校生徒指導の手引』                             | 平成 14 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『高等学校生徒指導の手引』                            | 平成 16 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『不登校対応の手引き～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～』         | 平成 15 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『いじめ問題対応の手引～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～』 | 平成 27 年 9 月改訂（島根県教育委員会）      |
| 『子どもの権利に関する条約』（小学生用）                     | 平成 25 年 1 月第 2 版発行（島根県教育委員会） |
| 『子どもの権利に関する条約』（中学生・高校生用）                 | 平成 25 年 7 月第 2 版発行（島根県教育委員会） |
| 『「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）』     | 平成 20 年 11 月発行（文部科学省）        |
| 『ケータイトラブル対応マニュアル』                        | 平成 21 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』                    | 平成 21 年 3 月発行（文部科学省）         |
| 『生徒指導提要』                                 | 平成 22 年 3 月発行（文部科学省）         |
| 『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』                  | 平成 22 年 3 月発行（文部科学省）         |
| 『生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～』    | 平成 22 年 3 月発行（島根県教育委員会）      |
| 『学校危機管理の手引き』（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～       | 平成 31 年改訂（島根県教育委員会）          |
| 『生徒指導の役割連携の推進に向けて』（小学校編）（中学校編）（高等学校編）    | 平成 23 年 3 月発行（国立教育政策研究所）     |
| 『生徒指導リーフ』シリーズ・『生徒指導リーフ増刊号』シリーズ           | 平成 24 年 2 月～発行（国立教育政策研究所）    |
| 『生徒指導支援資料』シリーズ                           | 平成 21 年 4 月～発行（国立教育政策研究所）    |
| 『小学校学習指導要領解説 総則編』                        | 平成 29 年 6 月（文部科学省）           |
| 『中学校学習指導要領解説 総則編』                        | 平成 29 年 7 月（文部科学省）           |

## 4 幼小の連携・接続

### 1 幼児教育の充実

科学技術の進歩や国際化・情報化の進展、少子化の進行、価値感やライフスタイルの多様化など、社会の急激な変化に伴い、先の見通せない厳しい状況が予想される。

こうした状況に鑑み、幼児期においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの自覚に立ち、人と関わる力や主体性、思考力、豊かな感性、表現する力等を育み、生きる力の基礎を培う教育を一層充実していく必要がある。

幼稚園、保育所、認定こども園等では、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の理念を実現するための教諭・保育士・保育教諭等の研修を深め、資質向上を図るとともに、小学校との連携・接続への取組や子育て支援活動の充実等をとおして、幼児教育の振興・充実に努める必要がある。

### 2 幼小の連携

幼小連携を進める上では子ども同士や教職員の交流が主たる手段となる。それぞれの交流には、例えば次のような意義が考えられる。

#### (1) 子ども同士の交流活動

- ・幼児が小学校生活に親しみ、期待を寄せたり、自分の近い将来を見通すことができるようになる。
- ・児童が幼児に伝わるような言葉遣いや関わりを工夫したり、思いやりの心を育んだり、自分の成長に気付いたりする。

#### (2) 教職員の情報交換

- ・幼児児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深めることにより、円滑な接続に向けた指導方法等の改善ができる。
- ・義務教育修了までに子どもに身に付けさせたい力という長期的な視点から、子どもの発達の段階に応じてそれぞれが果たすべき役割について再認識できる。

以下、交流上のポイントを示す。

| 子ども同士の交流                                                                                                                                                                           | 教職員の交流                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●交流の目標を明確にする。</li> <li>●子どもの興味や関心、主体性を尊重する。</li> <li>●幼稚園・保育所等と小学校に互恵性のある活動を企画・運営する。</li> <li>●単発の交流で終わるのでなく、日常的・継続的な活動を企画・運営する。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●次の3つの理解から日々の実践を振り返る。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 互いの実践の理解</li> <li>(2) 保育観、指導観の理解</li> <li>(3) 互いの思いや願いの理解</li> </ul> </li> <li>●子ども同士の交流後の教職員の交流で、気づきや課題をシェアリングする。</li> <li>●定期的な交流を可能にする組織体制をつくる。</li> </ul> |

### 3 幼小の接続

幼児期と児童期の2つの教育をつなぎ、円滑に移行させていくことを、幼児期の教育と小学校教育の「接続」という。接続では、接続期のカリキュラムが重要となる。新小学校学習指導要領においては、「特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。」として、接続期のカリキュラムとしての「スタートカリキュラム」作成・実施について示された。

スタートカリキュラム作成に当たっては次の点に配慮する必要がある。

- ① カリキュラム作成で、幼稚園、保育所等と連携・協力を図ること
- ② 個々の児童に対応した取組となること
- ③ 学校全体での取組とすること
- ④ 保護者への適切な説明を行うこと
- ⑤ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

## 5

# 健康教育（学校保健）

## 1 学校における健康教育の位置づけ

教育基本法では、教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と心身の健康について明記している。

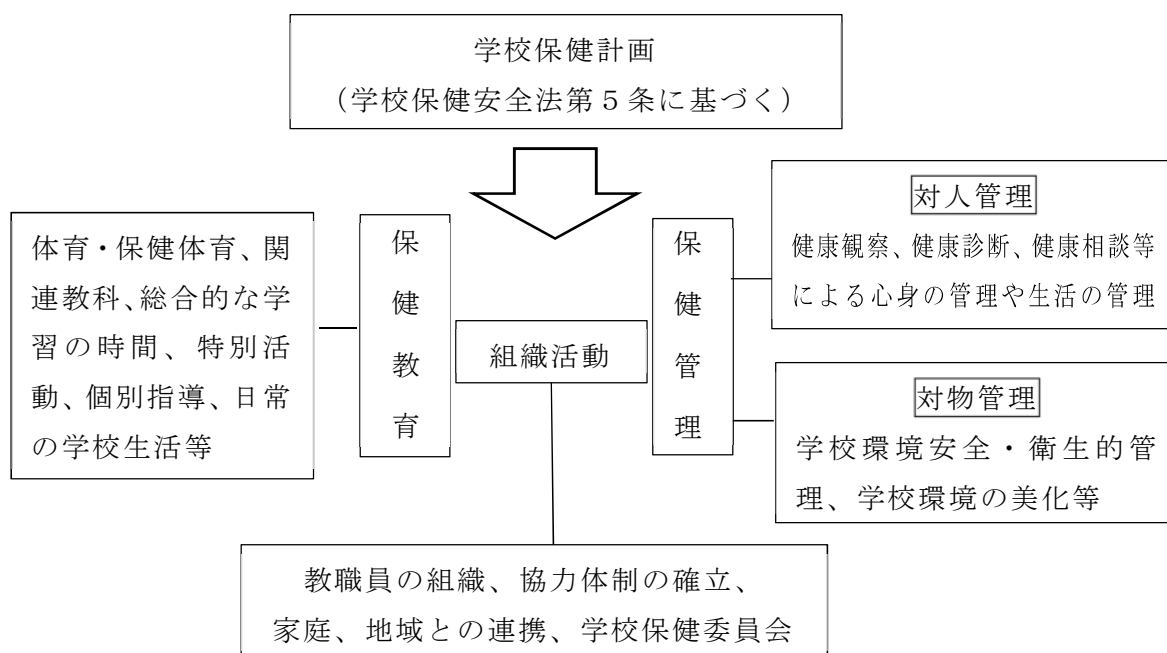
学校教育法では、「健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。」と健康教育について明記している。

平成 29 年 3 月告示学習指導要領では、第 1 章総則第 1 の 2 (3) に「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科、及び特別活動の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。」とあり、教育活動全体を通じて適切に実施できるように教育課程を編成することとなっている。

したがって学校における健康教育は、**学校保健**、**学校安全**、**学校給食**を包括するものであり、相互に密接な関連を図りながら教育活動全体を通じて推進する必要がある。

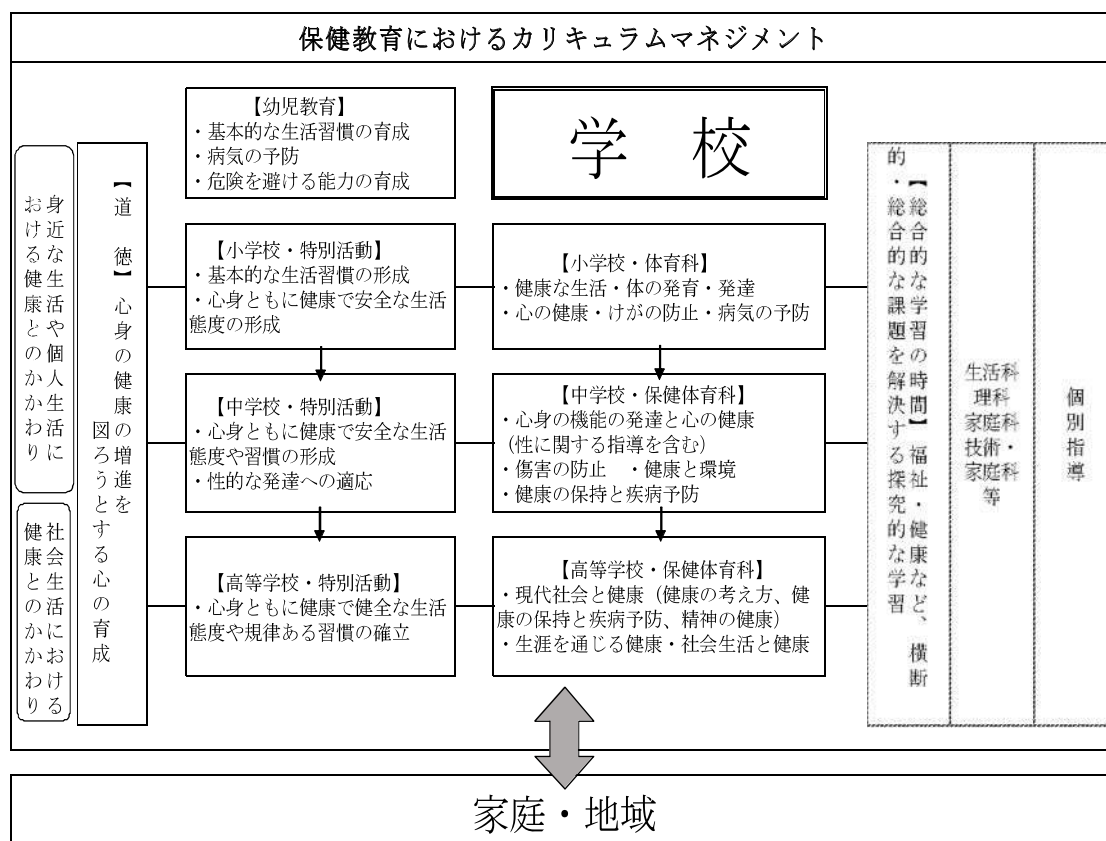
## 2 学校保健の構造

児童生徒の健康を保持増進するために学校教育の中で行われる活動を総称して**学校保健**という。学校保健は、**保健教育**、**保健管理（対人管理・対物管理）**及び**学校保健に関する組織活動**で構成されている。



## ⑥保健教育

児童生徒に対し、心身の健康の保持増進に必要な知識や技能を身につけさせる活動であり、学校の教育活動全体を通じて教科等横断的に行う必要がある。



## ⑥保健管理

児童生徒及び教職員の心身の健康に関して、直接本人になされる援助活動及び環境を衛生的に整え安全を確保する等、間接的に健康を守る活動である。

## ⑥学校保健に関する組織活動

学校保健委員会をはじめ、校内組織体制を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携を通して学校保健を円滑かつ効果的に推進するための活動である。

## 3 学校保健の推進にあたって

### ⑥「学校保健計画」の作成及び点検

複雑化・深刻化している子どもの現代的な健康課題を解決するためには、各校において学校保健計画に基づいた計画的・組織的な学校保健に関する活動がなされなければならない。

学校保健計画は、学校において必要とされる保健に関する具体的な実施計画（児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導に関する事項等）であり、毎年度、学校の状況や前年度の学校保健の取組状況を踏まえ、作成・点検されるべきものである。

### ○学校保健委員会の設置・開催

学校保健委員会を必要とする理由は、学校保健活動の内容がきわめて多方面にわたり、多くの人々の協力を得ながら展開される活動であることにある。

学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営することとされている。

学校保健委員会については、昭和 33 年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において、学校保健計画に規定すべき事項として位置付けられており、昭和 47 年の保健体育審議会答申においても「学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である」と提言された。

また、平成 20 年 1 月の中央審議会答申では、「学校保健委員会を通じて、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となることからその活性化を図っていくことが必要である。（一部抜粋）」等が示された。

運営にあたっては、保健主事が「計画（P）実施（D）評価（C）改善（A）」のマネジメントサイクルを機能させ、関係者との連絡・調整を図りながら効果的に進めていくことが大切となる。

## 4 「しまねっ子元気プラン（第二次）」の推進

県では、各学校における学校保健に関する組織活動を支援するとともに、学校保健計画を作成する際の手引となる「しまねっ子元気プラン」（平成 22 年 2 月）を策定している。

また、「しまねっ子元気プラン（第二次）」（平成 26 年 3 月）では、「第 2 期しまね教育ビジョン 21」の理念に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携し、全県一体となって学校保健活動を組織的に推進することを目的としている。第一次プランに引き続き「心の健康（メンタルヘルス）に関する課題への対応」「望ましい生活習慣の確立」「歯と口の健康づくりの推進」「性に関する指導の推進」「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進」の 5 つの重点課題を設定し、推進の方向性や目標値を示すとともに、校内組織体制の構築、研修の在り方等を示している。

### ○5 つの重点課題

#### 【心の健康（メンタルヘルス）に関する課題への対応】

- ・心の健康問題に対応する学校体制、校内支援体制を構築する。
- ・学校医や専門医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、効果的な支援を行う。
- ・健康観察や健康相談など子供の心身の健康状態を把握するための研修、情報交換を行う。

### 【望ましい生活習慣の確立】

- ・「早寝早起き朝ごはん」を推奨し、望ましい生活習慣の定着を図る。
- ・「しつのよい まなびと ねむり しまねの子」を推奨し、質の良い睡眠による心身の健康づくりを推進する。
- ・「がん教育」の視点を含む保健教育を推進する。
- ・「毎日、60 分の運動」を推奨し、運動習慣の定着を図る。

### 【歯と口の健康づくりの推進】

- ・島根県の歯科保健の状況や自校の歯科検診結果等から健康実態を把握し、保健教育や保健指導、健康相談等により個々の健康課題解決に向けた取組を行う。
- ・う歯や歯肉炎予防のための効果的な歯みがき、食育を通じた食習慣の改善等、発達の段階に応じた歯科保健教育を推進する。
- ・学校、家庭、地域の関係機関が連携した、地域ぐるみの歯科保健活動を推進する。

### 【性に関する指導の推進】

- ・学習指導要領を踏まえ、各教科、領域等と関連させた計画的、継続的、組織的な指導を発達の段階に沿って行う。
- ・学校医や専門医、健康相談アドバイザー等と連携し、集団指導と個別指導の相互補完を図り、指導の充実を図る。
- ・現代的な諸問題、多様な性への理解を促し、適切な対応が出来る体制づくりを構築する。指導にあたっては人権に十分配慮し、家庭、地域と連携を図りながら対応しなければならない。

### 【喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の推進】

- ・保健主事、生徒指導主事（主任）、養護教諭等と連携し、薬物乱用防止教室を学校保健計画に確実に位置付ける。
- ・「第五次薬物乱用防止五か年戦略（平成 30 年 8 月 薬物乱用対策推進会議）」を踏まえ、中学校、高等学校においては、薬物乱用防止教室を確実に開催する。  
（小学校は地域の実態、特別支援学校は児童生徒の実態に応じて実施）
- ・敷地内禁煙を徹底する。
- ・学校、家庭、地域と連携し、発達の段階に応じた指導を行う。

## 1 学校における食育の推進

国民の生活水準が向上し、食生活は一般的には豊かになったといわれているが、一方では栄養の偏り、不規則な食生活や運動不足などによる肥満、過度の痩身、貧血、疲れ、集中力の欠如など、食に起因する新たな健康課題が増加している。

そのような状況の中、平成 17 年 7 月には、健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする「食育基本法」が制定された。それを受け、施策についての基本的方針や目標を示した「食育推進基本計画」が平成 18 年 3 月に策定され、同年には第三次食育推進基本計画が策定されるなど、食育をめぐる動きは加速化してきている。

本県においても、島根のすばらしい自然環境や文化等の特長を生かした「島根県食育推進計画」を平成 19 年 3 月に策定し、「食べる知恵」を身に付け「生きる力」を育む『食育』を計画的・具体的に進めてきた。そして、平成 29 年 3 月には、「島根県食育推進計画第三次計画」が策定され、「若い世代への食育の推進」、「体験の場づくりの推進」、「関係機関・団体の連携・協力による多様な暮らしに対応した食育の充実」を重点施策として取り組んでいる。

学校における食育の推進については、平成 29 年 3 月告示学習指導要領において、第 1 章総則第 1 の 2（3）に「学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科、及び特別活動の時間はもとより各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。」とあり、食育がどの教科においても行うことが明記されている。

学校における食に関する指導は、食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、地域の食文化を理解し、食品を選択する能力や食事のマナーを身に付け、生産者への感謝の心をもつことなどを目標としている。

「食の学習ノート」については、小学校低学年用、中学年用、高学年用、中学生用、高校生用を作成・配付し、食育の核とした活用を進めている。各学校では、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の教育活動全体を通して計画的、継続的に取り組んでいくことが必要である。

## 2 「生きた教材」としての学校給食

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、バランスのとれた栄養豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図っている。さらに、給食の時間をはじめとして、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動の時間などの中で、食に関する指導を進めるための「生きた教材」として活用されている。また、献立作成・衛生管理等に十分配慮した給食を提供することで、児童生徒の安全・安心な学校生活を支えて

いる。

給食の時間は、小・中学校を通して、計画的、継続的に食に関する指導を行う時間である。くつろいだ雰囲気の中で、教職員と児童生徒相互が自然にふれあいながら、食事のマナーや人間関係形成能力を身に付ける場にもなっている。

学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じて、郷土愛や食への感謝の念をはぐくみ、地域の文化や伝統に対する理解を深め、関心を高めることもできる。

給食の時間における食に関する指導は、下記のとおり2つに分けられる。

○給食の時間における食に関する指導

- ・教科等で取り上げられた食品や学習したことについて、学校給食を通して定着を図る。
- ・献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴等の学習につなげる。

○給食指導

- ・給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどの習得を図る。

「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に、学級担任が行う食に関する指導である。学級担任は、食育における「給食指導」の重要性を認識したうえで、日々の指導を行う必要がある。

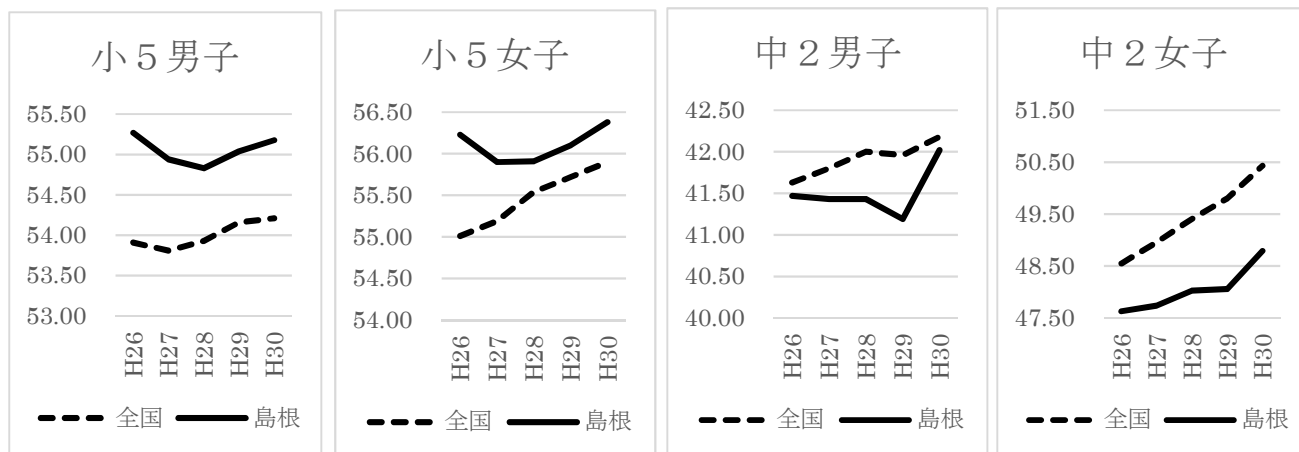
望ましい食習慣の形成には、家庭における食への関心や食習慣が大きく影響しており、学校給食を通して、家庭における食生活の改善を図ることも重要である。

これまで学校栄養職員が担ってきた学校給食管理に加えて、平成19年度からは食に関する指導を本務とする栄養教諭が配置され、食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の策定、教職員間や家庭・地域との連携・調整等、食育の中核的役割を果たし、学校給食を活用した食に関する指導を推進している。

## 7 体力づくり

### 1 島根県の児童生徒の体力の現状

【全国体力・運動能力、運動習慣等調査 過去5年の体力合計点の推移】



【平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 実技種目別数値】(小数点以下1桁四捨五入)

|      |    | 全国以上        |             |             |             |              | 昨年度以上        |            |              |             |             |
|------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------|--------------|-------------|-------------|
|      |    | 握力(kg)      | 上体起こし(回)    | 長座体前屈(cm)   | 反復横とび(点)    | 持久走(秒)       | 20mシャトルラン(回) | 50m走(秒)    | 立ち幅とび(cm)    | ソフトボール投げ(m) | 体力合計点(点)    |
| 小5男子 | 全国 | 16.5        | 19.9        | 33.3        | 42.1        |              | 52.2         | 9.4        | 152.3        | 22.1        | 54.2        |
|      | 島根 | <u>16.6</u> | <u>19.6</u> | <u>32.2</u> | <u>43.0</u> |              | <u>55.9</u>  | <u>9.3</u> | <u>155.9</u> | <u>23.9</u> | <u>55.2</u> |
| 小5女子 | 全国 | 16.1        | 19.0        | 37.6        | 40.3        |              | 41.9         | 9.6        | 146.0        | 13.8        | 55.9        |
|      | 島根 | <u>16.1</u> | <u>18.2</u> | <u>36.4</u> | <u>41.2</u> |              | <u>44.8</u>  | <u>9.6</u> | <u>149.4</u> | <u>14.3</u> | <u>56.4</u> |
| 中2男子 | 全国 | 28.8        | 27.3        | 43.4        | 52.2        | 393.7        | 85.7         | 8.0        | 195.6        | 20.5        | 42.2        |
|      | 島根 | <u>28.9</u> | <u>26.0</u> | <u>42.1</u> | <u>52.1</u> | <u>389.2</u> | <u>91.2</u>  | <u>7.9</u> | <u>198.4</u> | <u>20.9</u> | <u>42.0</u> |
| 中2女子 | 全国 | 23.8        | 23.8        | 46.2        | 47.3        | 287.5        | 59.6         | 8.8        | 170.1        | 12.9        | 50.4        |
|      | 島根 | <u>23.5</u> | <u>21.8</u> | <u>44.1</u> | <u>46.5</u> | <u>291.2</u> | <u>62.2</u>  | <u>8.8</u> | <u>169.9</u> | <u>12.5</u> | <u>48.8</u> |

- 体力合計点を過去5年の経年変化で見ると、全国的には上昇傾向が認められ、特に女子で顕著である。島根県においても30年度は全体的に回復から上昇傾向がうかがえる。
- 種目別で島根県の実技数値を全国平均と比較すると(小数点以下1桁四捨五入)、小学校では男女ともに概ね高く、筋力、柔軟性以外の項目は全て全国平均よりも高い。小・中学校ともに「上体起こし」「長座体前屈」などに弱みが見られ、特に中学校では、ほとんどの種目が全国平均レベルにあるものの、特にこの2種目の数値の低さが全体の体力合計点で全国平均に及ばない結果につながっていると言える。

## 2 体力向上に向けて

体力は、人間活動の源であり健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」の重要な要素である。児童生徒の発達の段階に応じて高める体力を重点化し、自己の体力や体の状態に応じた高め方を理解するとともに、授業で学習したことを家庭などで生かすなど、体力の向上を図るための実践力を身に付けることができるようにすることが必要である。

### ○体力向上推進計画の策定

各小中学校では、自校の実態に合った体力向上推進計画を策定し、保健体育課へ提出することになっている。高等学校には義務づけはないが、「生涯スポーツへの橋渡し」という重要な時期であり策定することが望ましい。主な記載内容は下記のとおりである。

- ① 体力・運動能力調査等をふまえた児童生徒の体力や運動習慣の現状
- ② 体力向上に向けての具体目標・数値等
- ③ 体育科・保健体育科授業の工夫・改善
- ④ 教科体育以外の学校ぐるみでの取組や・家庭・地域との連携
- ⑤ 評価方法と改善のための方策

体力向上推進計画の策定・実施に当たっては全職員で共通理解して進めていくことが大切である。特に中学校や高等学校では、体育科の教員だけが取り組むのではなく、他教員との連携を密にして全校体制で進めていくことで成果があがると考えられる。

### ○教科体育の充実

体育科・保健体育科は、「知・徳・体」全てを網羅する教科であり、単元構成や学習過程を工夫しつつ、「楽しい」授業を展開していくことが基本である。学習指導要領の趣旨を踏まえた教科体育の充実こそが大きく体力の向上につながると考えられる。

- ① 時間数を確保し、年間指導計画に沿ってバランス良く授業を行うこと
- ② 学習内容を整理し、体育・保健体育の学力を育て運動やスポーツの楽しさに触れさせること
- ③ 運動に意欲的でない子供や苦手な子供たちに目を向け、学習の場を工夫すること
- ④ 授業で行った運動が休み時間や休日等、日常的に行われるような手立てを充実させること

### ○教科外体育の充実

特別活動や体育的行事、部活動などの体育的な活動は、学校生活の中で大きな割合を占めている。PDCAサイクルに基づき継続的に修正・改善しながら教科外体育を充実させ、「豊かなスポーツライフ」の実現を目指すことが児童生徒の体力向上にもつながる。

- ① 運動する時間の確保、空間の整備、仲間づくり等、人的・物的環境を整えること
- ② 体力向上についての取組と体育の学習がつながっているか、教科体育と体育的行事の有機的な関連を図ること
- ③ 児童生徒にとって適切で魅力的な部活動経営となるよう工夫すること

### ○家庭、地域、保育園・幼稚園等との連携

児童生徒の体力低下の問題が社会生活（生活様式など）の変化に大きく起因することを考えると、学校だけの取組では十分な成果は期待できない。家庭や地域に運動の楽しさや健康・体力問題等を発信し、さまざまな機会を捉えて、児童生徒の体力向上を幼児期から地域の共通課題としてとりあげることが大切である。

## 1 キャリア教育の必要性

今日、少子高齢化社会の到来、産業や経済の構造的変化による雇用形態の多様化・流動化等が進み、児童生徒を取り巻く環境は大きく変化している。こうした状況を背景に、児童生徒は、自らの将来に向けて希望あふれる夢を描くことが容易ではなくなっている。また、人間関係をうまく築くことができない、自分で意思決定できない、自己肯定感を持っていないといった若者の増加などがこれまでも指摘されてきた。こうしたことから、キャリア教育の推進が強く求められている。

中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」では次のように「キャリア教育」を定義し、さらに「キャリア」、「キャリア発達」について解説を加えるとともに、キャリア教育の意義について3点に整理している。

### ■「キャリア教育」の定義

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

#### ○「キャリア」とは

人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね。

#### ○「キャリア発達」とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程。

### ■キャリア教育の意義

- (1) 教職員に教育の理念と進むべき方向が共有されると共に、教育課程の改善が促進される。
- (2) 学校教育が目指す全人的成長・発達を促すことができる。
- (3) 学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつける実践により、児童生徒の学習意欲を喚起することの大切さが確認できるとともに、取組を進めることを通じて、学校教育が抱える様々な課題への対処に活路を開くことにつながる。

キャリア教育は、児童生徒・若者がキャリアを形成していくために必要な能力や態度の育成を目的とする教育的働きかけである。そして、キャリアの形成にとって重要なのは、自らの力で生き方を選択していくことができるよう必要な能力や態度を身に付けることにある。したがって、キャリア教育は、児童生徒・若者一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力や態度を育てることを目指すものである。自分が自分として生きるために、「学び続けたい」「働き続けたい」と強く願い、それを実現させていく姿がキャリア教育の目指す児童生徒・若者の姿なのである。

児童生徒・若者を取り巻く厳しい環境の中で、一人一人が「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応する力を高めることが重要な課題となっている。社会的・職業的自立に必要な能力等を育成するため、キャリア教育の視点に立ち、就学前から高等学校に至るまでの体系的な教育の充実が必要である。

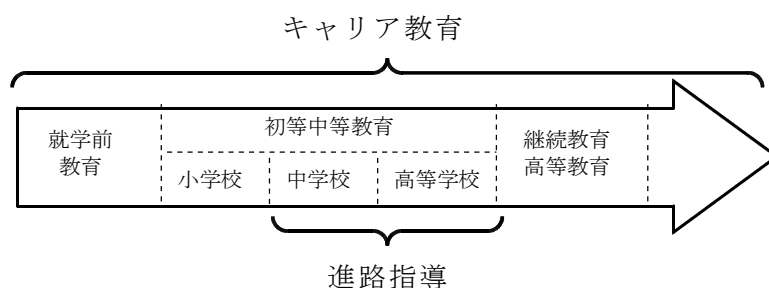
## 2 キャリア教育と職業教育、進路指導

従来から取り組まれてきた「職業教育」「進路指導」は、そのねらいや目的、内容の点で「キャリア教育」との関係は深い。しかしながら両者は、混同され、誤解を招きやすいことから、先の中央教育審議会では、キャリア教育と職業教育の関係を次のように整理している。また、文部科学省刊行の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育の手引き」では、キャリア教育と進路指導の関係について、理念・概念やねらい、目指すところは同じとしつつも、対象とする範囲等の差異を下図によって示している。

〔キャリア教育と職業教育〕

|       | キャリア教育                                  | 職業教育                                                                   |
|-------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 育成する力 | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度         | 一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度                                        |
| 教育活動  | 普通教育、専門教育を問わず様々な教育活動の中で実施される。職業教育も含まれる。 | 具体の職業に関する教育を通して行われる。この教育は、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する上でも、極めて有効である。 |

〔キャリア教育と進路指導〕



## 3 キャリア教育の推進

キャリア教育を確実に展開するためには、それぞれの学校におけるキャリア教育が「縦」「横」の連携によって支えられる必要がある。児童生徒の発達の段階に応じた「縦」の連携（学年間・学校種間の緊密な協力や円滑な接続）と、様々な教育力を生かす「横」の連携（学校と家庭や地域・社会、企業等との協力や協働）を活性化し、持続させることが求められる。

また、キャリア教育を推進していくためには、各学校段階で、キャリア教育に関する方針を明確にし、教育活動全体を通じて取り組むよう教育課程へ適切に位置付けることが重要である。その中で、他者との人間関係の形成のために必要な能力を身に付ける学習の場や機会を積極的に設けたり、児童生徒に社会や経済の仕組みを理解させたりすることが必要である。また、体験的な学習活動を効果的に活用したり、自らの学習活動や成果を振り返ったりする機会を作ることが重要になってくる。

各学校段階においてキャリア教育を推進する際のポイントは、次のとおりである。

### (1) 小学校

- ① 社会の中での自らの役割や、働くこと、夢をもつことの大切さの理解、興味・関心の幅の拡大、自己及び他者への積極的関心の形成など、キャリア教育を通じた社会性、自主性・自立性、関心・意欲等の涵養が重要である。
- ② 各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動や日常生活のそれぞれにおいて、例えば児童会活動や当番活動など学校内での活動や、地域の探検や家

族・身近な人の仕事調べ、商店街での職場見学などの地域社会と関わる活動などを通じて、「働くこと」の意義を理解することや、自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」を理解し行動することで、学ぶ意欲につなげることなどが必要である。

(2) 中学校

- ① 社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等についてしっかりと考えさせるとともに、目標を立てて計画的に取り組む態度の育成等について、体験を通じて理解を深めさせ、進路の選択・決定へと導くことが重要である。
- ② 各学校においては、キャリア教育の視点で、各教科・道徳、総合的な学習の時間・特別活動や学校生活におけるそれぞれの活動を体系的に位置付けることにより、能力・態度の効果的な育成を図ることが必要である。
- ③ 職場体験活動は、ある職業や仕事を暫定的な窓口としながら実社会の現実に向き合うことが中心的な課題となる。その際、現在ほぼ全ての公立中学校で実施されている状況やそれによる課題を踏まえると、活動の効果をより引き出すために事前・事後の学習の充実を図ったり、円滑に実施するための条件を整備したりすることが必要である。

(3) 高等学校

- ① 生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた生徒一人一人が自分なりの勤労観・職業観等の価値観を形成・確立していく過程への指導・支援をどのように行うかが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動などに重点を置くことが必要である。中でも、専門学科等を中心として行われる職業教育は、専門的な知識、技能、能力や態度を育成するとともに、新たな職業や知識・技術の高度化に対応した教育を行うことにより、自己の将来の可能性を広げていくことができるという面からもその重要性が高い。このため、職業教育の内容の充実が求められているが、その際には、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育てるとともに、卒業後それぞれの職業に就き、地域の産業・社会を担う人材を育成するためのキャリア教育を推進することが必要である。
- ② 専門学科の生徒に比べると、普通科の生徒は将来の生き方・働き方について考え、選択・決定することを先送りしたまま上級学校へ進学する傾向があるという現状がある。このことから、普通科におけるキャリア教育を一層充実させる必要がある。

(4) 特別支援学校（特別支援学級を含む）

障がいのある児童生徒には、自立と社会参加を目指し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。自立と社会参加を目指す上では、職場体験活動や進路学習など職業教育の充実を図ることが重要である。また、学習活動全体にキャリア教育の視点を取り入れた授業展開をし、一人一人のキャリア発達を促すことで、個々の児童生徒の自立と社会参加に必要な能力や態度を効果的に育成することができる。そのためにもキャリア教育のさらなる充実が必要である。

## 4 キャリア教育と特別活動

新学習指導要領では、「特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」とある。特に学級活動・ホームルーム活動（3）におけるキャリアパスポート（仮称）について理解を深める必要がある。（第4章6「特別活動」の項を参照）

## 9 「教育の魅力化」

### 1 「教育の魅力化」とは

島根の子どもたち一人一人に、自らの人生と地域や社会の未来を切り拓くために必要となる「生きる力」を育むため、学校と地域社会がその目標を共有し、協働を図りながら、島根の教育をよりよいものに高めていくことである。新学習指導要領が目指す学びの姿は、この「教育の魅力化」と方向性を同じくするものであるとともに、この取組を進めていくことは、「地域の魅力」にもつながるものである。

### 2 誰にとっての魅力なのか

なにより、子どもにとっての魅力である。また、保護者、教職員、そして子どもや学校を支える地域社会の人々にとっても魅力のある教育を行う学校となることを目指す。

### 3 島根らしい魅力ある学校とは

- 豊かな自然、歴史・伝統、文化といった地域それぞれの魅力や教育資源（ひと・もの・こと）を生かす、地域社会に開かれた学校
- 小規模や複式学級ならではのメリットを生かし、児童・生徒一人一人の魅力や個性を伸ばし、自己実現を支援する、主体性と多様性を尊重する学校
- 温かな人のつながりや勤勉で粘り強い県民性を生かし、子どもも大人も共に学び続ける、対話的・探究的な学校

### 4 「教育の魅力化」推進のポイント

#### （１）教育目標の明確化

地域社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、対話を通して地域の子どもたちに身に付けてほしい力（資質・能力）や教育の目標を明確化し、地域社会と共有する。

#### （２）学校と地域の協働

子どもの育ちを学校内に閉じず、地域の人的・物的資源を活用したり、社会教育との連携を図ったりし、学校と地域社会が連携・協働しながらよりよい教育環境を実現する。

#### （３）異校種間の連携

幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を貫いた一体的・系統的な教育活動を実現するとともに、一人一人の成長・発達に応じた校種間の連携を確実に行う。

### 5 「教育の魅力化」を進めるために

#### （１）地域協働体制の実現

「生きる力」は、学校だけで育まれるものではなく、多様な人々との関わりや、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域とのつながりや信頼できる大人との関わりを通して、子どもたちは心豊かにたくましく成長していくことができる。一方、地域は、子どもの成長を軸に、学校と連携・協働し学び合うことにより、住民一人一人の活躍の場

を創出し地域に活力を生み出すことができる。

地域と協働した教育活動は、地域の担い手の育成につながるなど、地方創生・地域活性化の観点からも重要である。

## **（２）地域資源の活用**

島根県には各地域に豊かな自然、歴史・伝統、文化、産業があり、子どもたちを温かく支え育てようとする地域社会が今なお残っている。県内の小・中学校ではこうした地域資源を活用したふるさと教育が進められてきた。

「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、地域資源を活用した教育課程を構築することにより、学んでいることと社会とのつながりを意識しながら教科横断的に学びを深め、さらに探究的な学びを引き出すことが有効である。

## **（３）ふるさと教育、地域課題解決型学習の推進**

地域での実体験や、多様な人々との交流と対話的な学びを通して、学校等で学ぶことと地域や社会でよりよく生きることがつながり、学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を育むことができる。

こうした島根らしい教育を推進することにより、「ふるさと島根」への愛着や誇りを育む。

また、島根県が抱える少子高齢化や過疎をはじめとする課題は、遠からず日本全体や世界各地で取り組まねばならない課題でもあるため、中学校や高等学校等において、地域を題材にした課題解決型学習のような学びの視点や手法を身に付けることは、将来の大きな知的財産となる。



# 第 6 章



## 社会教育

# 社 会 教 育

## 1 社会教育とは

社会教育とは、学校教育、家庭教育以外の社会の中で行われる教育であり、住民の生活課題や地域課題について住民自身が理解を深め、その解決のために当事者意識をもって主体的に実践する人づくりを目指して行う教育活動である。教育基本法、社会教育法には社会教育の定義、国及び地方公共団体の任務等が示されている。

### ○教育基本法

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### ○社会教育法

第 2 条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づき、学校教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

さらに社会教育は、「学び」「交流」を組織的・計画的に行うことにより住民の実践活動を促進し、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティを構築し、地域力を高めることも目指している。

## 2 社会教育を進める社会教育主事

社会教育主事は都道府県及び市町村の教育委員会事務局に置かれ、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える専門的教育職員である。また、学校が社会教育関係団体<sup>1</sup>、地域住民その他関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて必要な助言を行うことができるとされている。（社会教育法第 9 条の 2 及び 3）同様に教育委員会事務局に置かれ、学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事している指導主事（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 19 条）とは役割が異なる。

島根県においては、資格を取得した教員も社会教育主事として市町村に派遣し（平成 30 年度：17 市町村に 24 名を派遣）、市町村の社会教育の振興を図っている。その主な職務は、「家庭・学校・地域が連携協力した社会教育事業の推進」「島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進」「地域社会における人づくり・地域づくりの推進」である。

市町村における社会教育の推進と合わせて、学校と地域の連携により「開かれた学校づくり、特色ある学校づくりの推進」「学校と地域の連携・協働体制の整備」「地域の教育力の向上」「家庭の教育力の向上」等の助言、支援を行っている。

## 3 社会教育の拠点である社会教育施設

社会教育施設とは、社会教育行政の管轄のもと、公民館<sup>2</sup>、図書館、博物館、青少年教育施設など専ら社会教育を行うために設置された機関である。

公民館は、市町村の所管であり、地域を基盤として住民が集い、教養、文化、スポーツなどの活動を通して自治能力を高め、地域づくりに取り組んでいくことを目的として設けられた日本独自の総合的な社会教育施設である。島根県では、平成 19 年度より「実証！『地域力』醸成プログラム」を実施して、公民館において住民が地域の課題に対する理解を深め、解決に向けた実践活動を推進している。併せて、学校支援、放課後支援、家庭教育支援等の取組についても中心的な役割を担っており、それらの活動を通して、地域を支える人材が育成されている。

青少年教育施設は、集団活動、宿泊体験、自然体験を通して青少年の健全な育成を図るために設置された施設であり、島根県内には県立青少年の家（サン・レイク）、県立少年自然の家、国立三瓶青少年交流の家がある。県立青少年教育施設においては、青少年を対象とした体験プログラムの開発や、学校、公民館等と連携した青少年の宿泊体験活動などの支援等を行い、青少年の様々な体験活動の充実や普及推進を図っている。

<sup>1</sup> 法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。（社会教育法第 10 条）学校に関係する主なものに P T A、子ども会、婦人会などがある。

<sup>2</sup> 市町村によっては、その名称を交流センター、コミュニティセンターなどとしている。

# 第 7 章

## 教職員の服務

# 1 教職員の服務と勤務等

## 1 教職員の身分

### (1) 地方公務員法

公立学校の教職員は、地方公務員としての身分を有しており、他の法律により特例規定が定められていない限り、公立学校の教職員の身分取り扱い、原則として「地方公務員法」の定めるところによる。

### (2) 県費負担教職員制度

公務員は、その身分の属する地方公共団体により任命され、給与が支弁されるのが原則であるが、「市町村立学校職員給与負担法」により、市町村立の小・中学校の教職員の給与は、都道府県が負担し支給することとされ、これらの職員を「県費負担教職員」という。

これら県費負担教職員の任命権については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、都道府県教育委員会に属することとされ、これにより、円滑な教職員の広域的な人事交流と、給与を負担する都道府県とその身分が属する市町村との調和が図られている。

### (3) 教育公務員特例法

公立学校の教員の身分は地方公務員であるが、その職務と責任の特殊性に基づき、「教育公務員特例法」により若干の特例を設けている。次はその代表的なものである。

- ① 校長の採用及び教員の採用、昇任については競争試験ではなく、選考による。
- ② 教諭等の条件付採用期間は、地方公務員が6月であるのに対し、1年（養護教諭・栄養教諭は6月）である。この条件付採用期間中の教員には、正式採用の教員に認められている身分保障の規定は適用されない。条件付採用期間中、職務を良好な成績で遂行したのちに正式採用となる。
- ③ 教育公務員の研修の必要性和研修機会の供与及び初任者研修・中堅教諭等資質向上研修について規定している。
- ④ 政治的行為の制限については、国家公務員の例による。

## 2 教職員の服務

### (1) 服務の根本基準

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。また、条例の定めるところにより、公務員としての義務をつくすことを宣誓しなければならない。

職員の服務義務は、職員が職務を遂行するのに当たって守るべき義務（職務上の義務）と、職務の内外を問わず守るべき義務（身分上の義務）とに分けられる。

## (2) 職務上の義務

### ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地公法第32条）

職員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

### ② 職務に専念する義務（地公法第35条）

職員は、法律又は条例に特別の定めがあつて例外が認められる場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

職務に専念する義務が免除される場合があるが、それは休職・研修・休暇・休憩等法律に基づく場合と、厚生計画に参加する場合等条例に基づく場合とがある。

## (3) 身分上の義務や制限

### ① 信用失墜行為の禁止（地公法第33条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ② 秘密を守る義務（地公法第34条）

職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、その職を退いた後もこれを漏らしてはならない。

### ③ 政治的行為の制限（地公法第36条）

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。特に、教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、国家公務員法及びこれに基づく人事院規則により政治的行為が制限されている。この政治的行為の制限は公務員としての身分を有する限り、勤務時間の内外を問わず適用される。

### ④ 争議行為等の禁止（地公法第37条）

職員は、地方公共団体の住民全体に奉仕する公務員として、住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をしたり、地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為を行ったりすることは禁止されている。又、このような違法な行為を企てたり、その遂行を共謀したり、そそのかしたり、あおったりしてはならない。

### ⑤ 営利企業等の従事制限（地公法第38条）

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。教育公務員については、特例として、任命権者（県費負担教職員については市町村の教育委員会）の許可により、教育に関する他の職の兼職や教育に関する他の事業、事務に従事することができる。

### 3 勤務

#### (1) 勤務時間

##### ① 勤務時間の割振りと週休日

勤務時間とは、教職員が上司の監督のもとにその職務に従事することを拘束される時間のことであり、週休日とは、勤務時間が割り振られておらず給料の支給対象とならない日で、例えば、日曜日・土曜日がそれに当たる。

勤務時間の割振り及び週休日については、職種によって異なるが、市町村立学校及び県立学校に勤務する教職員については次のとおりである。

ア 勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

イ 日曜日及び土曜日は、週休日とする。

勤務時間の割振りは、学校運営の必要により、教職員の勤務の態様及び内容を考慮して、校長が定めることとされている。したがって、所属長である校長は教職員の勤務時間を明確にし、服務状況を常に把握するように努めなければならないことになっている。その際、教職員の勤務時間の始め、終わりの時刻及び週の勤務時間の割振りを、あらかじめ所属職員個々に文書または掲示等により明確に周知しておく必要がある。この場合必ずしも学校全体について一律に定めることは要せず、教職員個々について定めることもできることになっている。

##### ② 勤務の態様

教職員は、地方公務員法第35条の規定により、勤務時間中はその職務に専念するよう義務づけられており、所属長の承認を得ないで勤務を中断することを禁じられている。なお、教員は、その職務の特殊性から「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」（教特法第22条）ものと規定されており、校長は割り振った勤務時間の範囲内において教員の研修に承認を与えることができる。このことは平日の場合は勿論、夏季、冬季、学年末等の休業日の場合においても同様である。

##### ③ 勤務の管理

出勤簿の取扱い、その他校外勤務、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修等に対する承認等については服務規程等に定めるところにより管理し、勤務の実績を明確にしておく必要がある。

夏季休業中等、教育公務員特例法第22条の規定に基づく研修については、勤務時間中に職務専念義務が免除されるものであり、給与上も有給の扱いとされていることを踏まえ、地域住民等から見ても研修としてふさわしい内容・意義を有することはもとより、真に教員の資質向上に資するものとなるようにする必要がある。また、この研修を行う場合には、県立高等学校等の教職員の服務規程第29条（義務教育学校にあっては、市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則）に基づく手続きによりあらかじめ承認を受けるとともに、研修が修了した場合は、同規程第30条（同規則）に基づきその結果について、研修内容をまとめた資料を添付し校長に報告することとなっている。

なお、教員は、前記研修期間中は常にその所在を明確にしておくものとし、国内における15日以上研修又は国外における研修を行う場合には、あらかじめ校長を経由して教育長に届け出ることになっている。

## (2) 休憩時間

休憩時間については次のとおりである。

- ① 勤務時間が6時間を超え、8時間以内のときは、少なくとも45分の休憩時間を与えること。
- ② 勤務時間が8時間を超え、10時間以内のときは、少なくとも1時間の休憩時間を与えること。
- ③ 休憩時間は、勤務時間の途中で与えること。
- ④ 休憩時間は、原則として一斉に与えること。ただし、県立学校及び市町村立学校の教職員については、一斉に与えないことができる。また、たとえば20分と25分というように分割して与えることができる。
- ⑤ 休憩時間は、自由に利用させること。ただし、外出の場合は校長の許可をとることができる。

## (3) 時間外勤務

教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとするになっている。

教育職員に時間外勤務を命じる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時または緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとするになっている。

- ① 生徒の実習に関する業務
- ② 学校行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

これらの具体的内容は、次のとおりである。

- ① 実習とは、校外の工場、施設（養殖場を含む。）、船舶を利用した実習及び農林、畜産に関する臨時の実習を指すものであり、高等学校のみに関するものであること。
- ② 学校行事とは、学芸的行事、体育的行事及び旅行・集団宿泊的行事を指すものであること。この場合における学校種別ごとの学校行事とは、それぞれの学習指導要領に定める上記学校行事に相当するものであること。
- ③ 職員会議とは、校長が主宰し、校長の職務の円滑な執行に資するため設置者の定めるところにより設置されたものであること。
- ④ 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務とは、非常災害の場合に必要な業務のほか、児童生徒の負傷疾病等人命にかかわる場合における必要な業務及び非行防止に関する児童生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする業務を指すものであること。

なお、時間外勤務を命ずる場合は、次の諸点等に留意する必要がある。

ア 教育職員について、週休日または休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日）に勤務させる必要がある場合は、適切な措置を講じて休日の確保に努めること。（休日の全勤務時間を勤務した場合には、代休日を指定することができることとされている。）

イ 教育職員については、長時間の時間外勤務をさせないこと。やむを得ず時間外勤務をさせた場合は、その程度に応じて適切な配慮をすること。

ウ 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、学校の運営が円滑に行われるよう、関係教育職員の繁忙の度合い、健康状況等を勘案し、その意向を十分尊重して行うこと。

なお、このような教育職員の職務の特殊性にかんがみ、時間外勤務手当は支給されないが、給料表の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料月額100分の4に相当する額の教職調整額が支給される。

## 4 休日・休暇

休日・休暇については勤務時間と同様、勤務条件として条例で定められている。

### (1) 休日と休業日

休日は、週休日とは別に、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が定められている。この日には勤務時間が割り振られているが、勤務することを要しない。

これに対し、休業日は児童生徒の授業を行わない日のことで、日曜日、土曜日、休日及び夏季、冬季、学年末等の教育委員会が定める日（学校教育法施行令第29条）に設定される。

### (2) 休暇の種類

| 休暇の種類                                                                                                  | 休 暇 を 与 え る 場 合                                                    | 日 数 ・ 期 間                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年次有給休暇                                                                                                 |                                                                    | 1年につき20日<br>年の中で採用された職員の日数は<br>( $20 \times \frac{\text{採用以後の月数}}{12}$ ) による                                                                                                         |
| 公務傷病等休暇                                                                                                | 公務上又は通勤により負傷し若しくは疾病にかかった場合                                         | 療養に要する期間                                                                                                                                                                             |
| 私傷病休暇                                                                                                  | 私傷病のため療養を要する場合                                                     | ※                                                                                                                                                                                    |
| 夏季休暇                                                                                                   |                                                                    | 6月から10月までの間に4日以内                                                                                                                                                                     |
| 生理休暇                                                                                                   | 生理日の就業が著しく困難な場合                                                    | 2日以内                                                                                                                                                                                 |
| 産前産後休暇                                                                                                 | 本人の妊娠・出産の場合                                                        | 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）以内<br>産後8週間以内                                                                                                                                                  |
| 慶弔休暇                                                                                                   | 本人の結婚・妻の出産あるいは親族の死亡等慶弔のあった場合                                       | 本人の結婚 7日以内<br>妻の出産 3日以内<br>忌 引 (血族) (姻族)<br>配偶者 10日以内<br>父 母 7日以内 3日以内<br>子 5日以内 1日<br>祖父母 > 3日以内 1日<br>兄弟姉妹 > 3日以内 1日<br>孫 1日<br>おじ・おば > 1日 1日<br>おい・めい > 1日 1日<br>父母・配偶者・子の祭日 年各1日 |
| ※結核性疾患 1年以内<br>その他の負傷又は疾病 90日以内<br>（ただし①精神疾患、②悪性新生物、<br>③脳血管疾患、④心筋梗塞、⑤慢性肝炎又は肝硬変、⑥人事委員会が特に認めたものは180日以内） |                                                                    |                                                                                                                                                                                      |
| 介護休暇                                                                                                   | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合   | 介護を必要とする者1人につき、通算して6月を超えない範囲で3回まで分割取得可                                                                                                                                               |
| 介護時間                                                                                                   | 配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合   | 1日2時間（30分単位）、連続する3年以内<br>※介護休暇の指定期間との重複不可<br>※部分休業又は育児時間を取得する場合は2時間から当該時間を減ずる。                                                                                                       |
| 特別休暇                                                                                                   | ・感染症の予防等に関する法律による交通の制限又はしゃ断<br>・非常災害による交通しゃ断<br>・風水震災等による現住居の滅失、破壊 | そのつど必要と認める期間<br><br>〃<br>1週間以内で必要と認める期間                                                                                                                                              |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関の事故等の不可抗力の原因</li> <li>・裁判員・証人等として官公署への出頭</li> <li>・選挙権等公民権の行使</li> <li>・学校運営上の必要による校務の全部又は一部の停止</li> <li>・妊娠障害の場合（つわり休暇）</li> <li>・妊娠中における通勤時の母体健康維持</li> <li>・妊娠中又は出産後１年以内の健康診査又は保健指導を受ける場合</li> <li>・生後満３年に達しない子を育てる場合（育児時間）</li> <li>・妻の産前産後期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合（男性の育児参加）</li> <li>・乳幼児の予防接種等において介助を要する場合</li> <li>・中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合（子の看護休暇）</li> <li>・要介護者の介護その他の世話をする場合（短期の介護休暇）</li> <li>・骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供希望者としての登録、又は骨髄若しくは末梢血幹細胞の提供に伴い必要な検査、入院等を行う場合</li> <li>・自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（ボランティア休暇）</li> <li>・人事委員会が特に必要と認める場合</li> </ul> | <p>そのつど必要と認める期間</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>10日を超えない範囲内で必要と認める期間<br/>勤務時間の始め又は終わりに１日を通じ１時間を超えない範囲内で必要と認める時間</p> <p>妊娠６月末まで４週に１回<br/>妊娠７月から９月末まで２週に１回<br/>妊娠１０月から分娩まで１週に１回<br/>産後１年までの間１回</p> <p>そのつど必要と認める時間</p> <p>満１才までは１日１２０分、満１才から満３才までは１日６０分。３０分を単位として２回に分割可。<br/>当該期間につき５日の範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める時間</p> <p>１年につき５日（中学校就学の始期に達するまでの子を２人以上養育する場合にあつては１０日）を超えない範囲内で必要と認める期間<br/>１年につき５日（要介護者が２人以上の場合にあつては１０日）を超えない範囲内で必要と認める期間<br/>そのつど必要と認める期間</p> <p>１年につき５日を超えない範囲内で必要と認める期間</p> <p>そのつど必要と認める期間</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 5 教育活動に係る事務の種類と実際

教職員の職務内容には、児童生徒を直接指導する、いわゆる教育活動と、その活動に関連する事務がある。その中の校務分掌の事務は、校長の職権の内部委任と見なされており、分担された校務は校長の名と責任において行われるので事務処理の手順等を正確に身につけ、的確に処理する必要がある。

なお、詳細については、島根県総務部総務課編集ぎょうせい発行の「文書事務の手引」を、各文書様式については、島根県教職員人事関係法令要覧編集会編集第一法規発行の「島根県教職員人事関係法令要覧」を参照するとよい。

### 教育活動に係る事務の種類

#### (1) 学級・ホームルームによる事務

- ① 指導に伴う事務（学級経営計画、学習指導案等）
- ② 表簿の整理記入事務（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）
- ③ 統計調査報告事務（出席統計、健康診断統計等）
- ④ 集金事務

#### (2) 校務分掌による事務

- ① 総務・教務に関する事務（教育活動の計画・実施、日課表、渉外等）
- ② 指導・研修に関する事務（教科・生徒指導、道徳・特別活動・保健指導、学年・学級経営等）
- ③ 庶務に関する事務（文書事務、願・届出、表簿・備品管理等）
- ④ 経理に関する事務

### 公文書、表簿、提出文書処理

#### (1) 学校において備えなければならない表簿とその保存期間

学校教育法施行規則第28条、島根県立高等学校規程第44条、島根県立高等学校通信教育規程第39条、島根県立特別支援学校規程第40条及び市（町村）立小・中学校管理規則の例第38条を参照する。

#### (2) 文書の特性

- ① 伝達性      ② 普遍性      ③ 保存性      ④ 確実性

#### (3) 文書事務処理の原則

- ① 丁寧に取り扱うこと。
- ② 正確かつ迅速に処理すること。
- ③ 簡明でわかりやすいものであること。
- ④ 責任をもって取り扱うこと。
- ⑤ 処理状況を明らかにしておくこと。
- ⑥ 横の連絡を忘れないこと。

#### (4) 文書の収受と回答・発送文書処理（例）

- ① 収受 事務担当者（収受日付印と閲覧印押印、文書収受簿登載）→ 校長（処理方針期限等の案件処理を担当者に指示）→ 教頭（指導指示）→ 担当者（事務処理）

- ② 回答・発送処理 担当者（起案用紙に立案、添付書類の準備）→教頭（指導指示）→校長（決裁）→ 担当者（浄書、文書発送簿記入）→ 校長（公印押印）→事務担当者（文書発送簿又は起案文書に合わせ契印、控えの保存、発送）

（５）起案文の作成

- ・ 上司の意見を十分に聞いて客観的な配慮の下に
- ・ 前例、行政実例、判例等を参考に
- ・ 責任意識をもって
- ・ 発信者の立場になって
- ・ 受け取る身になって
- ・ 正しく、簡潔に、しかも要領よく

（６）文書の管理及び保存

① 文書の管理

公文書は、学校の教職員が組織的に用いるものとして、学校が管理しているものである。よって、情報公開の対象となることから管理を適正に行わなければならない。また、学校における文書には、児童生徒・保護者及び教職員に関する個人情報があり、文書管理等において、個人情報の保護には十分な配慮が必要である。

② 文書の保存期間等

保存期間は、学校教育法施行規則第28条第２項のほか、島根県教育委員会公文書の管理に関する規則第２条並びに各校の年度ごとのファイル管理表等において定められている。よって、文書の廃棄については、これらの定めに応じ適正に行わなければならない。

【参考】教育公務員としての心得・服務等に関する法律等

- ・ 教育基本法（P13）
- ・ 学校教育法（P304）
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（P17）
- ・ 教育公務員特例法（P111）
- ・ 地方公務員法（P64）
- ・ 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（P1659）
- ・ 職員の勤務時間に関する条例（P2653）及び規則（P2660）
- ・ 市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（P2689）
- ・ 職務に専念する義務の特例に関する条例（P3098）
- ・ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（P2713）及び規則（P2721）
- ・ 県立高等学校等の教職員の服務規程（P3111）
- ・ 市（町村）立小・中学校の教職員の服務規則（例）（P3180）
- ・ 県立学校の教育職員の給与に関する条例（P1204）
- ・ 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（P1432）
- ・ 職員の旅費に関する条例（P2502）
- ・ 市町村立学校職員の旅費に関する条例（P2537）

（平成29年版島根県教職員人事関係法令要覧）

注（ ）内のページ数は上記要覧のもの

## 2 教職員評価

教職員の評価制度は、教職員の“資質能力の向上”、“職務に対する意欲の向上”、“学校組織の活性化を図る”ための支援策であり、活力ある学校づくりをねらいとしている。

### 1 評価制度の基本的な考え方

#### (1) 資質能力の向上をめざす

- ① 教職員と管理職、教職員の校内組織の中でのコミュニケーションを一層充実させ、自己啓発を促す。
- ② 自己評価を行い、自己の改善、向上についての認識を深める。
- ③ 意欲・姿勢、能力、実績を適正に評価し、指導育成に生かす。
- ④ 評価と研修の連動を図る。

#### (2) 職務に対する意欲の向上をめざす

- ① 年度毎に自己目標等を設定し、職務への積極的な取組を促す。
- ② 管理職や校内組織が教職員の自己目標等の達成のための支援をし、仕事への自信を高める。
- ③ 仕事の達成感、自己成長感が実感できる評価を行う。

#### (3) 学校組織の活性化を図り、組織的な成果を生み出すことをめざす

- ① 自己目標の達成に関わる相互支援を通して、協働意識を醸成する。
- ② 学校教育目標、経営方針を受けた取組に対する組織マネジメントを効果的に進める。

#### (4) 公正性、納得性、透明性が確保される適正な評価とすることをめざす

- ① 年度毎の評価、複数評価者による評価、評価基準を明確にした評価を行う。

### 2 教職員の評価システムの構成

教職員の評価システムは、「資質能力向上支援システム」及び「勤務評価」で構成する。

#### (1) 資質能力向上支援システム

「資質能力向上支援システム」とは、教職員一人一人が学校教育目標等を踏まえ、期待される役割と自己の課題に基づいて設定した自己目標及び目標達成のための手立ての達成を管理職と校内組織が支援するものである。このシステムにおける自己目標等の達成状況の評価を教職員自身と管理職が行い、勤務評価の参考にする。

#### (2) 勤務評価

「勤務評価」とは、教職員の自己目標を含む職務全般について、職務内容を分類した評価項目ごとに、職務に取組む意欲や姿勢、職務の遂行を通して発揮された能力及び職務遂行の成果の評価の観点から、教職員自身と管理職が評価基準に則って、絶対評価するものである。評価者は、「自己目標評価」と職務全般についての教職員の「自己評価」を参考に、より適正な評価を行う。

【参考資料】 「評価システム実施の手引き（教職員用）H30.4.1改訂版」 島根県教育委員会  
・評価システムの構成図（P 3） ・評価項目（P 6～9） ・タイムスケジュール（P 10）  
学校企画課のホームページに掲載

## 3 教員免許更新制

### 1 ねらい

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入された。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りをもって教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものである。

### 2 要 点

- (1) 平成21年4月1日以降に授与される教員免許状に10年間の有効期間が付される。ただし、初めて免許状を取得した者（新免許状所有者）に限る。
- (2) 平成21年3月31日以前に免許状を取得した者（旧免許状所有者）にも更新制の基本的な枠組みが適用される。なお、旧免許状所有者が平成21年4月1日以降に授与される免許状には有効期間は付されない。
- (3) 新免許状所有者が免許状の有効期間を更新する場合及び旧免許状所有者が更新講習の修了確認を受ける場合は、大学等が文部科学大臣の認定を受けて開設する免許状更新講習を受講・修了することが必要である。
- (4) 更新講習は、必修領域について6時間以上、選択必修領域について6時間以上、選択領域について18時間以上、合わせて30時間以上受講・修了することが必要である。
- (5) 更新講習の受講期間は、新免許状所有者については免許状の有効期間満了日の2年2月前から2月前までの2年間、旧免許状所有者については更新講習修了確認期限の2年2月前から2月前までの2年間である。
- (6) 更新講習を受講・修了し、有効期間を更新する場合又は更新講習修了確認を受ける場合は有効期間満了日又は更新講習修了確認期限の2年2月前から2月前までに、県教育委員会に申請しなければならない。
- (7) 有効期間を更新した場合又は更新講習修了確認を受けた場合は、次の有効期間満了日又は更新講習修了確認期限は10年後の年度末となる。
- (8) 現職教員が有効期間満了日又は更新講習修了確認期限までに更新講習を受講・修了し、有効期間の更新又は更新講習の修了確認を受けることができないときには、所有免許状は失効する。

### 3 留意点

- (1) 所有免許状の有効期間満了日又は更新講習修了確認期限を確認する。
- (2) 受講期間に更新講習30時間以上を受講し、教員としての資質能力の保持に努める。
- (3) 更新講習の申込及び県教育委員会への諸手続は、各自で行う。

【参考】 教員免許更新制についての詳細は、学校企画課のホームページに掲載

## 【研修参考資料】 島根県教育委員会発行資料他

| ジャンル                | 資 料 名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 発行                                                                                               |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 島根がめざす教育        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                  |
|                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期しまね教育ビジョン 21</li> <li>・しまねの学力育成推進プラン（平成28年度改訂版）</li> <li>・新学習指導要領の実施に向けて（リーフレット）<br/>「明日を担う島根の子どもたちのために」</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 平成26年 7月<br>平成28年 4月<br>平成30年 4月                                                                 |
| 第3章 学校の教育活動の計画と組織経営 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                  |
| 1 教育課程              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、高等学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・学習指導要領等の改訂に伴う、特別支援学校における教育課程の望ましい編成と実施について（島根県教育課程審議会答申）</li> <li>・高等学校教育課程編成の手引</li> <li>・評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）【小学校版】【中学校版】<br/>【高等学校版】共通教科<br/>【高等学校版】専門教科</li> <li>・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&amp;A－</li> <li>・小学校・中学校教育課程の編成・実施の手引－Q&amp;A－移行措置編</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成22年 6月<br>平成22年 6月<br>平成22年 9月<br>平成23年 11月<br>平成24年 7月<br>平成25年 3月<br>平成30年 2月<br>平成30年 1月    |
| 4 学校評価              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校評価ガイドブック</li> <li>・学校評価ガイドライン（平成22年改訂）（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成20年 3月<br>平成22年 7月                                                                             |
| 7 教職員のメンタルヘルス       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のための心の健康づくりのための指針（総務省）</li> <li>・労働者の心の健康の保持増進のための指針（厚生労働省）</li> <li>・改訂心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き（厚生労働省）</li> <li>・公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）</li> <li>・教職員のメンタルヘルス対策について 最終まとめ（教職員のメンタルヘルス対策検討会議）</li> <li>・管理監督者のためのメンタルヘルスハンドブック（島根県教育委員会教職員健康管理センター）</li> <li>・島根県教職員健康管理事業概要（島根県教育庁福利課）</li> <li>・職場復帰支援プログラム実施要綱（島根県教育委員会）</li> <li>・職場復帰支援プログラムの概要一部改正（島根県教育委員会）</li> <li>・パンフレット<br/>「教職員のための新メンタル・ハンドブック」（社会保険出版社）<br/>「教職員のためのピンポイント・アドバイス いまこそ、ここを大切に」（社会保険出版社）<br/>「部下の職場復帰を円滑に」（中央労働災害防止協会）</li> <li>・ウェブサイト<br/>「こころの耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」（厚生労働省）<br/>「みんなのメンタルヘルス」（厚生労働省）</li> </ul> | 平成16年 4月<br>平成27年 11月<br>平成21年 3月<br>毎年度<br>平成25年 3月<br>平成17年 3月<br>毎年度<br>平成17年 4月<br>平成21年 11月 |
| 8 危機管理              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災マニュアル</li> <li>・学校プール管理マニュアル</li> <li>・プールの安全標準指針（文部科学省・国土交通省）</li> <li>・学校における危機管理体制の確立のために ～外部からの侵入者への対応</li> <li>・子どもの心のケアのために －災害や事件・事故発生時を中心に－（文部科学省）</li> <li>・学校における子供の心のケア －サインを見逃さないために－（文部科学省）</li> <li>・「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）</li> <li>・「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」の作成について（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 平成11年 3月<br>平成13年 3月<br>平成19年 3月<br>平成13年 9月<br>平成22年 7月<br>平成26年 3月<br>平成22年 3月<br>平成24年 3月     |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                       |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 8 危機管理            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開（文部科学省）</li> <li>・学校危機管理の手引き」（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～（第5章3「生徒指導」に再掲）</li> <li>・「学校危機管理の手引き（原子力災害発生時の対応編）」</li> <li>・「学校危機管理の手引き（弾道ミサイル発射に係る対応編）」</li> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き(文部科学省)</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック-第2版-</li> </ul>                                                                      | 平成 25 年 3 月<br>平成 26 年 9 月<br>平成 26 年 5 月<br>平成 29 年 10 月<br>平成 21 年 3 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 28 年 2 月<br>平成 30 年 2 月 |
| 第4章 各教育活動         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                       |
| 1 学力（学ぶ力・学んだ力）の育成 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県学力調査報告書</li> <li>・国語力向上モデル事業</li> <li>・未来を切り開く子どもをめざして～「しまね学力向上プロジェクト」実践事例集</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成 30 年 1 月<br>平成 19 年 3 月<br>平成 19 年 2 月                                                                             |
| 2 授業づくり           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学びのすすめ（リーフレット）</li> <li>・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック [小学校]</li> <li>・学習評価を生かした授業改善，授業づくりのためのハンドブック [中学校]</li> <li>・実りある授業のために [H24 秋]</li> <li>・実りある授業のために [H24 冬]</li> <li>・実りある授業のために [H25 秋]</li> <li>・複式学級指導の手引 [H27 年度改訂版]</li> <li>・平成 29 年度各教科等の指導の重点</li> </ul>                                                                                                                             | 平成 25 年 7 月<br>平成 23 年 3 月<br>平成 24 年 3 月<br>平成 24 年 9 月<br>平成 25 年 1 月<br>平成 25 年 9 月<br>平成 28 年 3 月<br>平成 29 年 3 月  |
| 3 言語活動の充実         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語活動の充実に関する指導事例集【小学校版】【中学校版】【高等学校版】（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 平成 22 年 12 月、<br>23 年 5 月、24 年 6 月                                                                                    |
| 5 道徳教育            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」</li> <li>・私たちの道徳（文部科学省ホームページ）</li> <li>・道徳教育アーカイブ（文部科学省ホームページ）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 平成 26 年 3 月                                                                                                           |
| 7 総合的な学習の時間       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習の時間における評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）</li> <li>・今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開【小学校編】【中学校編】【高等学校編】（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 平成 23 年 7 月<br>平成 22 年 11 月<br>平成 25 年 7 月                                                                            |
| 8 学校図書館活用教育       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館活用教育研修用 DVD</li> <li>・「学びを支え心をはぐくむ島根の学校図書館」</li> <li>・学校図書館司書教諭の手引</li> <li>・子ども読書県しまね Web<br/><a href="http://www.library.pref.shimane.lg.jp">http://www.library.pref.shimane.lg.jp</a></li> <li>・学校図書館ガイドライン（文部科学省）<br/><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm</a></li> </ul>                     | 平成 22 年 3 月<br>平成 22 年 7 月<br>平成 28 年 11 月                                                                            |
| 9 主権者教育           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について<br/><a href="http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm">http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1363082.htm</a></li> <li>・「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」</li> <li>・「同上 活用のための指導資料」（総務省・文部科学省）<br/><a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm</a></li> </ul> | 平成 27 年 10 月<br>平成 27 年                                                                                               |
| 10 教育の情報化         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の情報化に関する手引（文部科学省）</li> <li>・小学校プログラミング教育の手引（文部科学省）</li> <li>・学校における情報セキュリティ及び ICT 環境整備等に関する研修教材（文部科学省）</li> <li>・情報活用能力育成のために（文部科学省）</li> <li>・教員の ICT 活用指導力の基準（チェックリスト）（文部科学省）</li> <li>・「ICT 活用ステップアップ映像集」利用ガイド</li> </ul>                                                                                                                                                                        | 平成 22 年 10 月<br>平成 30 年 11 月<br>平成 29 年 3 月<br>平成 27 年 3 月<br>平成 27 年 3 月<br>平成 27 年 3 月                              |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 教育の情報化     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の健康に留意して ICT を活用するためのガイドブック（文部科学省）</li> <li>・情報モラル指導モデルカリキュラム（文部科学省）</li> <li>・情報モラル教育実践ガイダンス（国立教育政策研究所）</li> <li>・著作権（文化庁）</li> <li>・発達障害のある子供たちのための ICT 活用ハンドブック[特別支援学級編、通級指導教室編、通常の学級編]（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 平成 26 年 6 月<br>平成 19 年 5 月<br>平成 23 年 3 月<br>平成 26 年 4 月                                                                                                                                        |
| 13 国際理解教育     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Broaden Your Horizons with English! ー英語を使って羽ばたく日本人（文部科学省）</li> <li>・各中・高等学校の外国語教育における「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標設定のための手引き（文部科学省）</li> <li>・新学習指導要領に対応した外国語活動及び外国語の授業実践事例映像資料（小学校版 1～3・中学校版 1～2・高等学校版 1～3）（文部科学省）</li> <li>・英語ノート電子黒板用ソフト（文部科学省）</li> <li>・中学校外国語科「CAN-DOリスト」の形での学習到達目標作成ガイド</li> <li>・しまねの英語教育<br/>～グローバル社会に羽ばたく児童生徒の育成のために～</li> <li>・えいごネット（一般財団法人英語教育協議会）<br/><a href="http://www.eigo-net.jp/">http://www.eigo-net.jp/</a></li> <li>・平成 26 年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD 教材</li> <li>・平成 27 年度「英語教育推進リーダー中央研修」DVD 教材</li> </ul> | 平成 24 年 8 月<br>平成 25 年 3 月<br>平成 26 年 2 月<br>平成 27 年 3 月                                                                                                                                        |
| 14 竹島に関する学習   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島学習副教材 DVD</li> <li>・竹島学習リーフレット「竹島～日本の領土であることを学ぶ」</li> <li>・竹島学習リーフレット活用のためのてびき</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたいしまねの歴史」</li> <li>・高等学校・特別支援学校高等部における「竹島学習」のあり方について</li> <li>・領土に関する教育ハンドブック</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 平成 21 年 5 月<br>平成 24 年 2 月<br>平成 24 年 11 月<br>平成 24 年 11 月<br>平成 24 年 6 月<br>平成 27 年 3 月                                                                                                        |
| 15 ふるさと教育     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと読本「いずも神話」（改訂版）</li> <li>・ふるさと読本「もっと知りたい島根の歴史」</li> <li>・地域学校協働活動ハンドブック（文部科学省）</li> <li>・地域学校協働活動事例集（文部科学省）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成 24 年 1 月<br>平成 24 年 11 月<br>平成 30 年 1 月<br>平成 30 年 4 月                                                                                                                                       |
| 16 「しまねのふるまい」 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・きらきらふるまい みんなにこにこ（5 歳児用）</li> <li>・みんなきらきら ふるまいめいじん（小 1 用）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 毎年度<br>毎年度                                                                                                                                                                                      |
| 17 へき地教育・複式教育 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・複式学級指導の手引き（平成 27 年度改訂版）</li> <li>・複式学級指導の手引き（一部改訂）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 平成 28 年 3 月<br>平成 30 年 3 月                                                                                                                                                                      |
| 第 5 章 基盤となる指導 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                 |
| 1 人権・同和教育     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育指導資料</li> <li>・人権教育事例集〔学校教育編〕</li> <li>・人権教育事例集〔社会教育編〕</li> <li>・島根県における同和問題の歴史（通史編）</li> <li>・同和教育指導資料第 22 集<br/>「島根県における同和問題の歴史～学校教育活用編～」</li> <li>・同和教育資料第 19 集<br/>「島根県における同和問題の歴史～社会教育活用編～」</li> <li>・人権教育研修資料「Q &amp; A」で理解する〔第三次とりまとめ〕</li> <li>・知っていますか？子どもたちが学んでいる同和問題の歴史（リーフレット）</li> <li>・一人ひとりを大切に 島根県人権施策推進基本方針<br/>〔第 1 次改定〕（中学生・高校生版）（小学生版）</li> <li>・しまねがめざす人権教育（リーフレット）</li> <li>・問題事象から学ぶために（学校教育編）<br/>～人権に関わる問題事象の基本的な捉え方と取組の進め方～</li> <li>・人権教育指導資料第 2 集<br/>「しまねがめざす人権教育（学校教育編）」</li> </ul>                 | 平成 14 年 3 月<br>平成 14 年 3 月<br>平成 15 年 3 月<br>平成 18 年 3 月<br>平成 18 年 3 月<br>平成 20 年 3 月<br>平成 21 年 3 月<br>平成 24 年 3 月<br>平成 24 年 8 月<br>平成 24 年 8 月<br>平成 25 年 4 月<br>平成 25 年 7 月<br>平成 27 年 3 月 |
| 2 特別支援教育      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県の特別支援教育（特別支援教育課 Web 掲載）</li> <li>・お子さまの就学のために</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 毎年 10 月<br>毎年                                                                                                                                                                                   |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 特別支援教育         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援教育ハンドブック（特別支援教育課 Web 掲載）</li> <li>・改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&amp;A（文部科学省）</li> <li>・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中教審報告）</li> <li>・教育支援資料（文部科学省 Web 掲載）</li> <li>・「島根県立学校における障がいと理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（特別支援教育課 Web 掲載）</li> <li>・リーフレット「『チーム支援』で取組もう～みんなが資源・みんなで支援～Ver. 1」</li> <li>・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（文部科学省 Web 掲載）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成 23 年 3 月<br>平成 24 年 3 月<br>平成 24 年 7 月<br>平成 25 年 10 月<br>平成 28 年 4 月<br>平成 28 年 3 月<br>平成 29 年 3 月                                                                                                                                                                                                                                   |
| 3 生徒指導           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビデオ資料 子どもの成長を援助する教師のかかわり 全6巻</li> <li>・ビデオ資料 人間関係づくり 全5巻</li> <li>・小学校 生徒指導の手引</li> <li>・中学校 生徒指導の手引</li> <li>・不登校対応の手引き<br/>～不登校児童生徒へのよりよい支援のために～</li> <li>・高等学校 生徒指導の手引</li> <li>・気にかかる子どもに関するワークシート集</li> <li>・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）（文部科学省）</li> <li>・ケータイトラブル対応マニュアル</li> <li>・教師が知っておきたい 子どもの自殺予防（文部科学省）</li> <li>・生徒指導提要（文部科学省）</li> <li>・子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ～</li> <li>・生徒指導・学級経営上の課題への取組～県内の公立小・中学校の実践に学ぶ・事例集第2集～</li> <li>・生徒指導の役割連携の推進に向けて（小学校編）（中学校編）（高等学校編）（国立教育政策研究所）</li> <li>・いじめ問題対応の手引〔改訂版〕<br/>～児童生徒一人一人が安心して通える学校づくりを目指して～</li> <li>・子どもの権利に関する条約（小学生用）</li> <li>・子どもの権利に関する条約（中学生・高校生用）</li> <li>・学級集団づくり 魅力ガイドブック</li> <li>・学校危機管理の手引き」（改訂版）～危機管理マニュアル作成のために～（第3章7「危機管理」に再掲）</li> <li>・アンケート調査を活用した「いじめ」の未然防止と対応・取組の事例集</li> <li>・“生徒指導・教育相談・学級集団づくり・・・etc”<br/>校内研修ベストセレクション</li> </ul> | 平成 2 年～11 年<br>平成 10 年～16 年<br>平成 13 年 3 月<br>平成 14 年 3 月<br>平成 15 年 3 月<br>平成 16 年 3 月<br>平成 18 年 3 月<br>平成 20 年 11 月<br>平成 21 年 2 月<br>平成 21 年 3 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 24 年 3 月<br>平成 23 年 3 月<br>平成 27 年 9 月<br>平成 25 年 1 月<br>平成 25 年 7 月<br>平成 26 年 3 月<br>平成 26 年 9 月<br>平成 28 年 3 月<br>平成 28 年 3 月 |
| 5 健康教育<br>（学校保健） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねっ子元気プランー第二次ー 学校保健計画策定の手引</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引</li> <li>・性に関する指導 Q&amp;A</li> <li>・連携を生かし、性に関する指導の充実を！（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 概要版（リーフレット）</li> <li>・島根県 性に関する指導の手引 実践事例集</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック</li> <li>・島根県食物アレルギー対応ハンドブック（第2版）</li> <li>・教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応（文部科学省）</li> <li>・教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き（文部科学省）</li> <li>・養護教諭のための児童虐待対応の手引き（文部科学省）</li> <li>・学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン（財団法人 日本学校保健会 監修 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成 26 年 3 月<br>平成 24 年 2 月<br>平成 25 年 2 月<br>平成 27 年 2 月<br>平成 28 年 2 月<br>平成 29 年 2 月<br>平成 28 年 2 月<br>平成 30 年 2 月<br>平成 21 年 3 月<br>平成 23 年 8 月<br>平成 19 年 10 月<br>平成 20 年 3 月                                                                                                                                                        |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                        |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5 健康教育<br>(学校保健) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の健康診断マニュアル<br/>(公益財団法人 日本学校保健会)</li> <li>・現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～(文部科学省)</li> </ul>                                                                                                                                                                                                            | 平成 27 年 8 月<br>平成 29 年 3 月                                                                                             |
| 6 食育             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食の学習ノート(小学生用改訂版)</li> <li>・食の学習ノート(中学生用、高校生用)</li> <li>・リーフレット「すこやかしまねっこ」</li> <li>・「すこやかしまねっこ」実践事例集(小学校編)</li> <li>・食に関する指導の手引き(第1次改定版)(文部科学省)</li> <li>・食育推進のための授業実践集</li> <li>・食育推進のための授業実践集(第2集)</li> <li>・栄養教諭を中核としたこれからの学校食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～(文部科学省)</li> </ul>                                     | 平成 26 年 4 月<br>平成 30 年 3 月<br>平成 23 年 2 月<br>平成 25 年 2 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 27 年 3 月<br>平成 28 年 3 月<br>平成 29 年 3 月   |
| 7 体力づくり          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体育 楽しく たくましく「しまねっ子！元気アップ・レポート ～児童生徒の体力・運動能力等調査報告書～」</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・ソング、ダンスCD</li> <li>・しまねっ子！元気アップ・トレーニングDVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ①鉄棒DVD</li> <li>・子どもの体力向上推進事業参考実践事例集</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ②マット運動DVD</li> <li>・体育の授業が楽しくなるシリーズ③なわとび運動DVD</li> <li>・安全で楽しい効果的な授業づくりに向けての柔道実践事例集</li> </ul>     | 毎年 3 月<br>平成 22 年 3 月<br>平成 23 年 3 月<br>平成 25 年 4 月<br>平成 25 年 4 月<br>平成 26 年 3 月<br>平成 27 年 3 月<br>平成 27 年 3 月        |
| 8 キャリア教育         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校キャリア教育の手引き(改訂版)(文部科学省)</li> <li>・中学校キャリア教育の手引き(文部科学省)</li> <li>・高等学校キャリア教育の手引き(文部科学省)</li> <li>・キャリア教育が促す「学習意欲」(文部科学省)</li> <li>・子供たちの「見取り」と教育活動の「点検」(文部科学省)</li> <li>・「語る」「語らせる」「語り合わせる」で変える！キャリア教育(文部科学省)</li> <li>・キャリア教育リーフレットシリーズ(文部科学省)</li> <li>・RPDCAですすめる！キャリア教育<br/>～自校の実態に応じた推進のために～</li> </ul> | 平成 23 年 5 月<br>平成 23 年 3 月<br>平成 23 年 11 月<br>平成 26 年 3 月<br>平成 27 年 3 月<br>平成 28 年 3 月<br>平成 29 年 3 月～<br>平成 27 年 3 月 |
| 9 「教育の魅力化」       | ・しまね 高校魅力化 参考書 2017                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成 29 年 3 月                                                                                                            |
| 第 7 章 教職員の服務     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                        |
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の人事管理の在り方について報告書</li> <li>・セクシュアル・ハラスメント根絶のために セクハラと子どもの人権</li> <li>・ハラスメントその理解と防止のために</li> <li>・信頼される島根の教育を目指して<br/>ー不祥事を防止するためにーまとめ</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集</li> <li>・不祥事防止のための校内研修事例集(増補版)</li> </ul>                                                                                                 | 平成 14 年 12 月<br>平成 12 年 4 月<br>平成 29 年 2 月<br>平成 16 年 5 月<br>平成 16 年 8 月<br>平成 23 年 3 月                                |
| その他              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                        |
|                  | ・島根県教育センター 研究紀要・研修報告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 毎年 3～4 月                                                                                                               |

島根県教育用ポータルサイト

<http://port.shimanet.ed.jp/>

国立教育政策研究所

<http://www.nier.go.jp/>

島根県

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

島根県教育委員会

<http://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuiinkai/>

しまねっと

<http://www.shimanet.ed.jp/>

島根県教育センター

[http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue\\_ec/](http://www.pref.shimane.lg.jp/matsue_ec/)

島根県教育センター浜田教育センター

[http://www.pref.shimane.lg.jp/hamada\\_ec/](http://www.pref.shimane.lg.jp/hamada_ec/)

しまね教育情報 WebE I O S(エイオス)

<http://eio-shimane.jp>

[各項における表記について]

小学校…義務教育学校(前期課程)を含む。

中学校…義務教育学校(後期課程)を含む。